

第1章

事業の経緯及び今年度の事業概要

第1章 事業の経緯及び今年度の事業概要

1-1 事業の経緯

駐留軍用地跡地利用に関する市町村支援事業（以下「市町村支援事業」という。）は、駐留軍用地又は駐留軍用地跡地（以下「返還跡地等」という。）の跡地利用の推進を図るため、返還跡地等の所在市町村（以下「関係市町村」という。）が実施する返還跡地等の利用に関する取組に対し、適切な支援を行うことを目的に平成11年度から実施している。

【関係市町村：21市町村】

国頭村、東村、名護市、本部町、伊江村、宜野座村、恩納村、金武町、読谷村、うるま市、嘉手納町、沖縄市、北中城村、北谷町、宜野湾市、浦添市、那覇市、久米島町、渡名喜村、北大東村及び石垣市

1 平成11年度及び12年度

(1) アドバイザー派遣検討会議の開催

市町村への適切なアドバイスを行うために、有識者等で構成する「アドバイザー派遣検討会議」を設置し、関係市町村からの要請を受け、跡地利用に関する課題及びその解決方策等について検討を行った。

(2) アドバイザー派遣

関係市町村からの要請により、跡地利用に関する講演会や地域関係者を交えた会議へ「アドバイザー派遣」を行った。平成11年度は北中城村及び恩納村へ、平成12年度は国頭村、沖縄市及び北中城村へ派遣した。

(3) その他の支援事業

ア 跡地カルテの作成

17の各施設・区域ごとの跡地利用の取組状況及び課題等を対象市町村のヒアリング等を通して抽出し、課題等の共通認識を図り、「アドバイザー派遣」における基礎資料等として整理した「跡地カルテ」を作成した。

【対象市町村：14市町村】

国頭村、東村、本部町、伊江村、恩納村、金武町、読谷村、うるま市、沖縄市、北中城村、北谷町、宜野湾市、浦添市及び那覇市

イ 跡地関連資料の収集及び整理

跡地利用の手法・制度を整理するとともに、参考事例等跡地関連資料の収集及び整理を行った。

2 平成 13 年度

(1) 事業スキームの検討

前年度に開催された「アドバイザー派遣検討会議」での議論を受け、前年度までのアドバイザーの派遣制度を改め、対象市町村に対してより適切な支援を行うための事業スキームの検討を行った。

(2) アドバイザー派遣

事業スキームに基づき、より効果的な形で対象市町村に対して派遣を行えるよう、派遣する対象市町村の「跡地カルテ」やアドバイザーとのディスカッションを踏まえて支援方針案を作成した。

また、「アドバイザー派遣」を行った対象市町村（沖縄市・北中城村・宜野湾市・那覇市）に対して、複数回派遣を実施し、初回派遣では、地域の課題を引き出すための対象市町村職員との十分なディスカッションを行い、2 回目には対象市町村の短期・中長期の取組についてアドバイスメモを作成して提案した。

(3) 市町村支援事業検討会の開催

対象市町村や施設・区域ごとに異なる課題に対応できるような適切な市町村支援を行うため、「市町村支援事業検討会」を 2 回開催し、対象市町村に対する「アドバイザー派遣」等の支援策の検討及び今後の市町村支援プログラムのあり方の検討を行った。

(4) その他の支援事業

● 跡地カルテの更新

前年度に作成した「跡地カルテ」の更新を行った。

3 平成 14 年度

(1) 市町村支援事業検討会議の開催

前年度に引き続き、対象市町村や施設・区域ごとに異なる課題に対応できるような適切な市町村支援事業を行うため、「市町村支援事業検討会議」を 2 回開催し、①市町村支援事業の年間プログラムの検討、②対象市町村の選定、③適切なアドバイザーの選定、④その他市町村支援に関する必要な事項の検討等を行い、当年度の総括及び次年度以降

の市町村支援スキームの検討を行った。

(2) アドバイザー派遣

対象市町村に対し、市町村支援事業説明会を開催してアドバイザー派遣の募集を行い、「市町村支援事業検討会議」において派遣対象地区として決定された、金武町及び那覇市に対して「アドバイザー派遣」を行った。

(3) 重点課題検討調査

前年度に「アドバイザー派遣」を行った対象市町村の課題等を整理し、国、県、市町村及びその作業班からなる「重点課題検討調査会」を4回開催し、重点的に検討を必要とする課題の絞り込みやその解決策について検討を行った。

(4) その他の支援事業

ア 跡地カルテの更新

前年度に引き続き、「跡地カルテ」の更新を行い、原則としてSACO及び日米合同委員会において返還合意が行われた地区、既返還地区で跡地利用が図られていない地区を対象とし、現時点での返還の目途、跡地利用計画の策定状況等を勘案して、それぞれの段階で取り組むことが望まれる項目を把握した上で熟度の整理を行った。

また、「普天間飛行場跡地利用に関するとりまとめ」における106項目との関係も示した。

イ 跡地利用の促進（パンフレット）の更新

「跡地利用の促進（パンフレット）」について次の項目を改訂し、更新を行った。

- ・跡地対策協議会の設置に伴う駐留軍用地跡地対策に係る体制の変化を表示
- ・当年度の「アドバイザー派遣」の実績を追加
- ・今後の跡地利用について、国・県・市町村の役割と次年度の市町村支援事業を紹介

ウ 跡地ガイドブックの作成

各施設・区域の「跡地カルテ」の概要と、施設の現況写真（航空写真）及び跡地利用への取組状況を整理した「跡地ガイドブック」を作成した。

4 平成15年度

(1) 市町村支援事業検討会議の開催

これまでと同様に、対象市町村や施設・区域ごとに異なる課題に対応できるような適切な市町村支援事業を行うため、「市町村支援事業検討会議」を3回開催し、①市町村

支援事業の年間プログラムの検討、②対象市町村の選定、③適切なアドバイザーの選定、④その他市町村支援に関する必要な事項の検討等を行い、当年度の総括及び次年度以降の市町村支援スキームの検討を行った。

(2) アドバイザー派遣

市町村支援事業説明会を開催してアドバイザー派遣の募集を行い、「市町村支援事業検討会議」において派遣対象地区として決定された、恩納村、金武町、石川市（現うるま市）、沖縄市及び北中城村に対して「アドバイザー派遣」を行った。

(3) その他の支援事業

ア ホームページコンテンツの充実

市町村支援事業において検討・議論された成果について、経常的な情報公開を図るため、現存する跡地利用対策課のホームページを基本として、「ホームページコンテンツ」の追加・更新を行った。

イ 跡地利用の促進（パンフレット）の更新

「跡地利用の促進（パンフレット）」について次の項目を改訂し、更新を行った。

- ・返還施設面積、跡地利用概況及び利用面積を最新の数値に更新
- ・「アドバイザー派遣」の流れを変更するとともに、当年度の「アドバイザー派遣」の実績を追加
- ・今後の跡地利用について、①駐留軍用地跡地利用対策関連経費、②大規模駐留軍用地等利用推進費の事業説明文を追記

5 平成 16 年度

(1) 市町村個別訪問（市町村ヒアリング）の実施

対象市町村へ個別訪問を行い、施設について個別の課題等を整理し、当年度の市町村支援事業の取組についての説明及び「アドバイザー派遣」の募集を行った。

(2) 市町村支援事業検討会議の開催

対象市町村や施設・区域ごとに異なる課題に対応できるような適切な市町村支援事業を行うため、「市町村支援事業検討会議」を 4 回開催し、跡地利用に係る市町村支援のあり方、支援内容及び支援の進め方等の検討等を行うとともに、当年度までの課題整理と次年度以降の事業展開の方向性の検討を行った。

(3) 情報交換会の開催

対象市町村の跡地担当者及び関連部局の職員等を対象に、関係市町村共通の課題等の情報交換を行い、担当者のスキルアップを支援し、担当者同士で気軽に連絡がとりあえる関係を築くことで、跡地利用の促進に寄与することを目的として、「情報交換会」を2回開催し、アドバイザーからの情報提供（地権者の合意形成、企業誘致等）や参加者による意見交換を行った。

(4) 専門家の派遣（アドバイザー派遣及び相談対応）

「市町村支援事業検討会議」において派遣対象地区として決定された、恩納村及び石川市（現うるま市）に対して「アドバイザー派遣」を行った。

また、前年度までに実施した「アドバイザー派遣」に対して継続的なアドバイスを行うために、市町村からの相談（恩納村10回、金武町2回、石川市（現うるま市）9回）に対して地域担当コンサルタントが対応した。

(5) その他の支援事業

ア 実績のデータベース化

「アドバイザー派遣」の実績及び「跡地カルテ」をデータベース化し、対象市町村へCD-ROM等の電子媒体で配付した。

イ 跡地カルテの更新

平成15年度版の「跡地カルテ」を対象市町村に送付し、担当者の修正箇所指摘に基づき、「跡地カルテ」の更新を行った。

ウ 跡地利用の促進（パンフレット）の更新

市町村支援事業の成果を広く広報・普及するためにデザインを含めてリニューアルし、次の項目を改訂し、更新を行った。

- ・「アドバイザー派遣」の流れに相談対応を追加
- ・新設の「情報交換会」の説明を追加

エ 情報交換会のパンフレット作成

新設した「情報交換会」の内容について、対象市町村の担当者の今後の業務に参考となるよう事例紹介資料や意見交換会の内容及び参考資料をパンフレットとして作成した。

オ 返還跡地・施設ガイドの更新

平成14年度に作成した「跡地ガイドブック」を「跡地カルテ」の更新内容に基づき、「返還跡地・施設ガイド」として更新した。

6 平成 17 年度

(1) 市町村個別訪問（市町村ヒアリング）の実施

前年度に引き続き、対象市町村へ個別訪問を行い、施設について個別の課題等を整理し、当年度の市町村支援事業の取組についての説明及び「アドバイザー派遣」の募集を行った。

(2) 駐留軍用地跡地利用推進懇談会の開催

対象市町村や施設・区域ごとに異なる課題に対応できるような適切な市町村支援事業を行うため、跡地利用に詳しい有識者等から跡地利用対策全般に関して意見を聴取し、今後の跡地利用行政の参考とすることを目的に、従来の「市町村支援事業検討会議」を「駐留軍用地跡地利用推進懇談会」（以下「推進懇談会」という。）と改め、3回開催し、跡地利用を巡る課題と今後の対応や、市町村支援事業の役割等について意見交換を行った。

(3) 情報交換会の開催

前年度に引き続き、対象市町村の跡地担当者及び関連部局の職員等を対象に、「情報交換会」を3回開催し、事業手法ミックスによる効率的な事業推進、地権者の合意形成、跡地利用推進の体制整備等について、アドバイザー等からの情報提供や参加者による意見交換等を行った。

(4) 専門家の派遣（アドバイザー及びコンサルタント派遣、相談対応）

「アドバイザー派遣」は要請のあった恩納村及び北中城村に対して派遣を行い、対象市町村からの相談（恩納村4回、金武町3回、うるま市1回、沖縄市1回、北中城村1回）に対して地域担当コンサルタントが対応した。

また、当年度から「コンサルタント派遣」のメニューを新設した。ただし、当年度は対象市町村からの要請はなかった。

(5) その他の支援事業

ア 関係情報の整理・資料作成

駐留軍用地の跡地利用に関係する既存の報告書・関係資料を体系的に整理を行った。

イ 跡地カルテの更新

13市町村・24施設について、対象市町村個別に改訂への協力依頼を行い、「跡地カルテ」の更新を行った。

ウ 成果の広報普及活動の充実

当年度の活動を基に、「跡地利用の促進（パンフレット）」及び「ホームページコンテンツ」の更新を行い、「情報交換会」の内容を冊子にまとめ、対象市町村へ配付した。

7 平成18年度

(1) 市町村個別訪問（市町村ヒアリング）の実施

対象市町村へ個別訪問を2回行い、施設について個別の課題等を整理し、当年度の市町村支援事業の取組についての説明及び「アドバイザー派遣」等の募集を行った。

(2) 駐留軍用地跡地利用推進懇談会の開催

前年度に引き続き、対象市町村や施設・区域ごとに異なる課題に対応できるような適切な市町村支援事業を行うため、跡地利用に詳しい有識者等から跡地利用対策全般に関して意見を聴取し、今後の跡地利用行政の参考とすることを目的に「推進懇談会」を2回開催し、広域的な跡地利用のマスタープラン等の検討や、新設したプロジェクト・マネージャーの役割等について意見交換を行った。

(3) 情報交換会の開催

前年度に引き続き、対象市町村の跡地担当者及び関連部局の職員等を対象に、「情報交換会」を3回開催し、1回目は返還予定駐留軍用地に係る計画的用地の確保、2回目は市町村の広域連携をテーマに、有識者等からの情報提供や参加者による意見交換を行い、また、3回目はミニシンポジウムとし、北中城村へ派遣中のプロジェクト・マネージャーからアワセゴルフ場地区の事例報告、パネリストと参加者による意見交換等を行った。

(4) 専門家の派遣（アドバイザー、プロジェクト・マネージャー等）

従来の「アドバイザー派遣」及び相談対応、「コンサルタント派遣」に加え、当年度から「プロジェクト・マネージャー派遣」の制度を創設した。

「アドバイザー派遣」は要請のあった北中城村及び那覇市に対して派遣を行い、「プロジェクト・マネージャー派遣」は、跡地利用等に関し専門的知識を有する者を派遣し、対象市町村の跡地利用に係る負担を軽減することにより、跡地利用の促進及び円滑化を図ることを目的に、北中城村からの要請に応じて半年間の派遣を行った。

なお、当年度の「コンサルタント派遣」の要請はなかった。

(5) その他の支援事業

ア 跡地カルテの更新

当年度から対象市町村に新たに浦添市を加えて 14 市町村・25 施設に対して、対象市町村個別に改訂への協力依頼を行い、「跡地カルテ」の更新を行った。

イ 成果の広報普及活動の充実

当年度の活動を基に、「跡地利用の促進（パンフレット）」の更新を行い、「情報交換会」の内容を冊子にまとめ、対象市町村へ配付した。

ウ 関係情報の整理・資料作成

駐留軍用地の跡地利用に関係する既存の報告書・関係資料について次の項目を整理・更新した。

- ・ 沖縄県単費調査リスト
- ・ 沖縄総合事務局調査リスト
- ・ 推進費調査リスト
- ・ 市町村支援事業の流れ

8 平成 19 年度

(1) 市町村個別訪問（市町村ヒアリング）の実施

対象市町村へ個別訪問を 2 回行い、施設について個別の課題等を把握・整理し、当年度の市町村支援事業の取組についての説明及び「アドバイザー派遣」や「プロジェクト・マネージャー派遣」の募集を行った。

(2) 駐留軍用地跡地利用推進懇談会の開催

これまでと同様、対象市町村や施設・区域ごとに異なる課題に対応できるような適切な市町村支援事業を行うため、跡地利用に詳しい有識者等から跡地利用対策全般に関して意見を聴取し、今後の跡地利用行政の参考とすることを目的に「推進懇談会」を 2 回開催し、推進懇談会の位置付けや今後の支援事業の取組、ギンバル訓練場の跡地利用に向けた支援等について意見交換を行った。

(3) アドバイザー、プロジェクト・マネージャー等専門家の派遣

「アドバイザー派遣」は要請のあった恩納村及び金武町に対して派遣を行い、「プロジェクト・マネージャー派遣」は前年度に引き続き、跡地利用の促進及び円滑化に向けた技術的かつ人的な支援を図るため、北中城村へ年間を通じて派遣した。

なお、当年度の「コンサルタント派遣」の要請はなかった。

(4) 情報交換会の開催

前年度に引き続き、対象市町村の跡地担当者及び関連部局の職員等を対象に、「情報交換会」を3回開催し、1回目は埋蔵文化財調査の取組事例や課題、2回目は事業用地確保に向けた地権者合意形成、3回目は企業誘致の取組等をテーマに、有識者等からの情報提供や参加者による意見交換等を行った。

(5) その他の支援事業

ア 成果の広報普及活動の充実

当年度の活動を基に、「跡地利用の促進（パンフレット）」の更新を行い、「情報交換会」の内容を冊子にまとめ対象市町村へ配付した。

イ 関係情報の整理・資料作成

これまでと同様、駐留軍用地の跡地利用に関係する既存の報告書・関係資料について整理・更新し、併せて、支援事業や推進費のこれまでの流れを整理した。

- ・ 沖縄県単費調査リスト
- ・ 沖縄総合事務局調査リスト
- ・ 推進費調査リスト
- ・ 市町村支援事業の流れ
- ・ 推進費の流れ

ウ キャンプ瑞慶覧地区の整理

キャンプ瑞慶覧（宜野湾市部分）で、大規模返還がなされた場合の対応を整理した。

エ 市町村課長等会議の開催

跡地利用に取り組んでいる対象市町村の担当課長等による会議を開催し、取組状況の報告、市町村支援事業のメニューや推進費の活用について意見交換を行い、今後の進め方を確認した。

オ 有識者意見交換会の開催

跡地利用の有識者（アドバイザー）等による意見交換会を開催し、市町村支援事業の改善点や新規提案事項、推進費の活用の今後の方向性等について意見交換を行った。

カ 先進地調査

跡地利用の実現に向けて、参考となる大規模開発（新市街地整備）の先進地（愛知県名古屋地区及び周辺）の状況について、現地調査を行った。

9 平成 20 年度

(1) 市町村個別訪問（市町村ヒアリング）の実施

返還跡地等の跡地利用に取り組んでいる対象市町村へ跡地利用に向けた課題等を把握・整理するため個別訪問を 2 回行い、結果を「跡地カルテ」に反映させるとともに、当年度の市町村支援事業の取組についての説明及び「アドバイザー派遣」及び「プロジェクト・マネージャー派遣」等の募集を行った。

(2) 駐留軍用地跡地利用推進懇談会の開催

これまでと同様、対象市町村や施設・区域ごとに異なる課題に対応できるような適切な市町村支援事業を行うため、跡地利用に詳しい有識者等から跡地利用対策全般に関して意見を聴取し、今後の跡地利用行政の参考とすることを目的に「推進懇談会」を 2 回開催し、金武町（ギンバル訓練場）、恩納村（恩納通信所）及び北中城村（アワセゴルフ場）の担当者から取組状況報告や課題等の説明を受け、意見交換を行った。

また、対象市町村の跡地利用担当者のための、駐留軍用地跡地利用の手引となるもの（以下「手引書」という。）の作成等について提案がなされた。

(3) アドバイザー、プロジェクト・マネージャー等専門家の派遣

「アドバイザー派遣」は要請のあった本部町、恩納村、金武町、読谷村、沖縄市及び北中城村に対して派遣を行い、「プロジェクト・マネージャー派遣」は前年度に引き続き、北中城村からの要請に応じて、跡地利用の促進及び円滑化に向けた技術的かつ人的な支援を図るため、北中城村へ年間を通じて派遣した。

また、「コンサルタント派遣」は北中城村の要請により、2 名の派遣を行った。

(4) 情報交換会の開催

これまでと同様、対象市町村の跡地担当者及び関連部局の職員等を対象に、「情報交換会」を 2 回開催し、1 回目は土地区画整理事業等の課題や留意点、2 回目は環境影響評価等について、有識者から具体的な取組事例や手続等を紹介し、参加者による意見交換等を行った。

(5) 市町村跡地担当課長等会議の開催

対象市町村の跡地担当課長等を対象に、跡地利用に関連した講演や情報・意見交換を行うため「市町村跡地担当課長等会議」（以下「担当課長会議」という。）を 2 回開催し、1 回目は那覇新都心事業の事例紹介等、2 回目は軍用地跡地利用の特徴と市町村の役割等について、有識者からの情報提供や参加者による意見交換を行った。

(6) その他の支援事業

ア 広報普及活動の充実

当年度の活動を報告書としてとりまとめるとともに、「跡地利用の促進（パンフレット）」及び「跡地カルテ」の更新、「ホームページコンテンツ」の更新を行い、「情報交換会」の内容を冊子にまとめ、対象市町村へ配付した。

イ 関係情報の整理・資料作成

これまでと同様、駐留軍用地の跡地利用に関係する既存の報告書・関係資料等について整理・更新した。

ウ 有識者意見交換会の開催

跡地利用の有識者（「推進懇談会」の座長）と、対象市町村への跡地利用支援のあり方について意見交換を行い、当年度以降の市町村支援事業の進め方の妥当性や「手引書」の方向性について確認した。

エ 手引書目次案の作成

「手引書」について、関係者とのヒアリングを経て、その内容の具体性を高め、跡地に係わる関係者との意見調整を行うため、「手引書」の目次案を作成した。

10 平成21年度

(1) 市町村個別訪問（市町村ヒアリング）の実施

返還跡地等の跡地利用に取り組んでいる対象市町村へ跡地利用に向けた取組状況や課題等を把握・整理するために個別訪問を2回行い、結果を「跡地カルテ」に反映させるとともに、市町村支援事業に対する要望の有無についてヒアリングを行った。

(2) 駐留軍用地跡地利用推進懇談会の開催

これまでと同様、跡地利用に詳しい有識者等から跡地利用対策全般に関して意見を聴取し、今後の跡地利用行政の参考とすることを目的に「推進懇談会」を2回開催し、北中城村（アワセゴルフ場）から取組状況報告と課題の説明を受けて意見交換を行い、また、次年度から作成する「手引書」の内容を示す「手引書構成案」を作成した。

(3) アドバイザー、プロジェクト・マネージャー等専門家の派遣

「アドバイザー派遣」は要請のあった読谷村及び那覇市に対して派遣を行い、「プロジェクト・マネージャー派遣」は前年度に引き続き北中城村からの要請に応じて派遣を行った。

なお、当年度は「コンサルタント派遣」の要請はなかった。

(4) 情報交換会の開催

これまでと同様、対象市町村の跡地担当者及び関連部局の職員等を対象に、「情報交換会」を2回開催し、1回目はエリアマネジメントの取組事例、返還跡地を活用するまでの沖縄防衛局の役割、2回目は地域資源活用によるブランドづくり、那覇新都心における跡地利用事業の成果等についてをテーマに、有識者等からの情報提供や参加者による意見交換等を行った。

(5) 市町村跡地担当課長等会議の開催

前年度に引き続き、対象市町村の担当課長等を対象に、跡地利用に関連した講演や情報・意見交換を行うため「担当課長会議」を2回開催し、1回目は地域の特性を活かした社会資本整備のあり方、2回目は住民参加型のまちづくりの事例等をテーマに、有識者等からの情報提供や参加者による意見交換等を行った。

(6) その他の支援事業

ア 広報普及活動の充実

当年度の活動を報告書として取りまとめるとともに、「跡地利用の促進（パンフレット）」及び「跡地カルテ」の更新、「ホームページコンテンツ」の更新を行い、「情報交換会」及び「担当課長会議」の内容を冊子にまとめ、対象市町村へ配付した。

イ 関係情報の整理・資料作成

これまでと同様、駐留軍用地の跡地利用に関係する既存の報告書・関係資料等について整理・更新した。

ウ 「手引書構成案」の作成

有識者、対象市町村担当者等の跡地関係者との意見交換を経て、「推進懇談会」において作成した。

エ 有識者意見交換会の開催

「推進懇談会」の委員を中心とした有識者と、対象市町村への跡地利用支援のあり方について意見交換を行い、「手引書構成案」の意見交換を行った。

11 平成22年度

(1) 跡地関係市町村の取組における検討課題の把握等

対象市町村による返還跡地等への取組状況、取組に際しての検討課題の把握及び支援要望の有無についてヒアリングを行うため、対象市町村を2回個別に訪問するとともに、

ヒアリング結果を「跡地カルテ」に反映した。

(2) 駐留軍用地跡地利用推進懇談会

これまでと同様、跡地利用に詳しい学識経験者等の有識者から、対象市町村や施設・区域ごとの課題について議論していただき、跡地利用行政の参考に資することを目的に「推進懇談会」を2回開催し、アドバイザー等専門家の派遣等のあり方の検討や、「手引書」の策定に併せて、今後の跡地利用を進めるに当たっての考え方を取りまとめた「メッセージ」の作成を行った。

(3) 情報交換会

対象市町村の跡地担当者及び関連部局の職員等を対象に、跡地利用に関するテーマを題材とした「情報交換会」を2回開催し、埋蔵文化財調査に関する手続きや留意点、取組事例、関係機関との調整等について、対象市町村担当者等及び有識者等からの情報提供、意見交換等を行った。

(4) 跡地関係市町村担当課長会議

対象市町村の担当課長を対象に、跡地利用に関連した講演や情報・意見交換を行うため、「担当課長会議」を2回開催し、1回目は環境に配慮したまちづくり、2回目は不発弾等対策についてをテーマに、有識者等からの情報提供と参加者による意見交換等を行った。

なお、第2回「担当課長会議」では、「手引書」の内容等について意見交換を行った。

(5) アドバイザー等専門家の派遣

対象市町村の個別課題の解決に向けて、「アドバイザー派遣」は要請のあった金武町及び北中城村に対して派遣を行い、「プロジェクト・マネージャー派遣」は前年度に引き続き、アワセゴルフ場跡地利用の推進に従事させるため、北中城村からの要請に応じて派遣を行った。

なお、当年度は「コンサルタント派遣」の要請はなかった。

(6) その他の支援事業

ア 広報普及活動の充実

当年度の活動を報告書として取りまとめるとともに、「跡地利用の促進(パンフレット)」及び「跡地カルテ」の更新、支援事業関連情報の「ホームページコンテンツ」の作成を行った。

また、「情報交換会」、「担当課長会議」での講演会の内容を冊子にまとめ、対象市町村へ配付した。

さらに、平成16年度に作成した「返還跡地・施設ガイド」について、これまでの「跡

地カルテ」の更新内容等に基づきリニューアルし、新たに「返還跡地・返還合意施設ガイド」として作成した。

イ 関係情報の整理

これまでの大規模駐留軍用地跡地等利用推進費調査の実績を整理した。

ウ キャンプ瑞慶覧に関する類似地区意見交換会

地域性、隣接性、返還に向けた段階等から類似性のある地区として、「キャンプ瑞慶覧」を抽出し、対象市町村のうち関係する市町村（沖縄市・北中城村・北谷町・宜野湾市）の担当者を対象に、各跡地の取組状況や今後の課題を担当者間で情報共有することを目的として「類似地区意見交換会」を実施した。

エ 手引書の作成

対象市町村担当者等の跡地利用の指針となる「手引書」について、前年度作成した「手引書構成案」を基に、手引書作成作業部会の助言等を経て取りまとめを行った。

12 平成 23 年度

(1) 跡地関係市町村の取組における検討課題の把握等

対象市町村による返還跡地等への取組状況、取組に際しての検討課題の把握及び支援要望の有無についてヒアリングを行うため、対象市町村を2回個別に訪問するとともに、ヒアリング結果を「跡地カルテ」に反映した。

(2) 駐留軍用地跡地利用推進懇談会

これまでと同様、跡地利用に詳しい学識経験者等の有識者から、対象市町村や施設・区域ごとの課題について議論していただき、跡地利用行政の参考に資するため「推進懇談会」を2回開催し、跡地利用に促進に向けた民間参画の実現を果たす上での県及び市町村の役割等について、意見交換を行った。

(3) 情報交換会

対象市町村の跡地担当者及び関連部局の職員等を対象に、跡地利用に関するテーマを題材とした「情報交換会」を2回開催し、1回目は地権者合意形成に必要な要素や市町村担当者の心構えについて、2回目は世界的な都市間競争に勝ち抜くために行政が果たすべき役割等及び県内や県外の事例を通して企業誘致における新しい動きと市町村の役割等について、講演形式で情報提供を行った。

(4) 跡地関係市町村担当課長会議

対象市町村の担当課長等を対象に、跡地利用に関連した講演や情報・意見交換を行う

ため、「担当課長会議」を2回開催し、1回目は跡地利用における地権者の参画・組織づくりについて、実務担当者による講演形式で行い、2回目は組合施行の取組を基に、地権者の跡地利用への参画及び企業誘致・立地や投資を巡る県外の事例紹介について、講演形式で情報提供を行った。

(5) アドバイザー等専門家の派遣

対象市町村の個別課題の解決に向けて、「アドバイザー派遣」は要請のあった金武町及び宜野湾市に対して派遣を行い、「プロジェクト・マネージャー派遣」は前年度に引き続き、アワセゴルフ場等跡地利用の推進に従事させるため、北中城村からの要請に応じて派遣を行った。

なお、当年度は「コンサルタント派遣」の要請はなかった。

(6) その他の支援事業

ア 企業誘致に関する類似地区意見交換会

第1回「推進懇談会」において「跡地利用を進める上で、民間の活用を実現するために県や市町村が果たすべき役割」について議論されたことを受け、企業誘致の実績がある、又は、企業誘致を予定している対象市町村を対象に「民間参画の方法・進め方等における市町村の役割・課題等」について意見交換を行った。

イ 広報普及活動の充実

当年度の活動を報告書として取りまとめるとともに、「跡地利用の促進(パンフレット)」及び「跡地カルテ」の更新、支援事業関連情報の「ホームページコンテンツ」の作成を行った。

また、「情報交換会」、「担当課長会議」での講演会の内容を冊子にまとめ、対象市町村へ配付した。

ウ 関係情報の整理

これまでの大規模駐留軍用地跡地等利用推進費調査の実績を整理した。

13 平成24年度

(1) 跡地関係市町村の取組における検討課題の把握等

対象市町村による返還跡地等への取組状況、取組に際しての検討課題の把握及び支援要望の有無についてヒアリングを行うため、対象市町村を2回個別に訪問するとともに、ヒアリング結果を「跡地カルテ」に反映した。

(2) 駐留軍用地跡地利用推進懇談会

これまでと同様、跡地利用に詳しい学識経験者等の有識者から、対象市町村や施設・区域ごとの課題について議論していただき、跡地利用行政の参考に資することを目的に「推進懇談会」を2回開催し、民間参画を促進するための市町村等が果たす役割や、今後の支援事業の新たな取組等について意見交換を行った。

(3) 跡地関係市町村担当課長会議

関係市町村の担当課長等を対象に、跡地利用に関連した講演や情報・意見交換を行うため、「担当課長会議」を2回開催し、1回目は「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（以下「跡地利用特措法」という。）」について、内閣府及び防衛省担当者による説明等が行われ、2回目は災害に強く環境にやさしいまちをつくるための考え方や手法について、講演形式で情報提供を行った。

(4) 情報交換会

関係市町村の跡地担当者及び関連部局の職員等を対象に、担当職員間の情報共有や意見交換の場として、跡地利用に関するテーマを題材とした「情報交換会」を2回開催し、1回目は民間事業者の企画開発力及び経営ノウハウを活用し、周辺地域を含めた跡地利用の活性化を促す手法等について、講演形式で情報提供を行った。また、「アワセゴルフ場跡地の進捗状況」について、北中城村担当者による説明が行われた。2回目は用地確保のため活用が求められる集約換地の活用方法と現状、用地の活用における民間活用の事例・あり方について及び土地区画整理事業の業務の相当部分を民間事業者へ委託する手法等について、講演形式で情報提供を行った。

(5) アドバイザー等専門家の派遣

対象市町村の個別課題の解決に向けて、「アドバイザー派遣」は要請のあった宜野湾市、読谷村及び本部町に対して派遣を行い、「コンサルタント派遣」は要請のあった北中城村及び北谷町へ派遣を行った。

「プロジェクト・マネージャー派遣」は前年度に引き続き、アワセゴルフ場跡地利用の推進に従事させるため、北中城村からの要請に応じて派遣を行った。

(6) その他の支援事業

ア 広報普及活動の充実

当年度の活動を報告書として取りまとめるとともに、「跡地利用の推進(パンフレット)」及び「跡地カルテ」の更新、支援事業関連情報の「ホームページコンテンツ」の更新を行った。

また、「情報交換会」、「担当課長会議」での講演会の内容を冊子にまとめ、関係市町村へ配付した。

イ 手引書の更新

平成 22 年度に発行した「駐留軍用地跡地利用のための手引書」を平成 24 年 4 月 1 日に跡地利用特措法が施行されたこと等から、手引書の内容を更新した。

ウ 関係情報の整理

平成 23 年度までの大規模駐留軍用地跡地等利用推進費調査の実績及び平成 24 年度沖縄振興特別推進交付金（一括交付金）による跡地関係調査の実績を整理した。

1 4 平成 25 年度

(1) 跡地関係市町村の取組における検討課題の把握等

対象市町村による返還跡地等への取組状況、取組に際しての検討課題の把握及び支援要望の有無についてヒアリングを行うため、対象市町村を 2 回個別に訪問するとともに、ヒアリング結果を「跡地カルテ」に反映した。

(2) 駐留軍用地跡地利用推進懇談会

これまでと同様、跡地利用に詳しい学識経験者等の有識者から、対象市町村や施設・区域ごとの課題について議論していただき、跡地利用行政の参考に資することを目的に「推進懇談会」を 2 回開催し、本部町（上本部飛行場跡地）や金武町（ギンバル訓練場跡地）の担当者から取組状況報告を受け、今後の支援事業の新たな取組や都市的利用以外の市町村への支援メニューについて意見交換を行った。

(3) 跡地関係市町村担当課長会議

関係市町村の担当課長等を対象に、跡地利用に関連した講演や情報・意見交換を行うため、「担当課長会議」を 2 回開催し、1 回目は跡地に残された貴重な緑地を保全するための考え方や手法について、講演形式で情報提供を行った。また、沖縄振興開発金融公庫から、跡地利用における同公庫の取組や、平成 25 年度に関係市町村を対象に拡充・創設された「駐留軍用地跡地開発促進貸付制度」について、情報提供を行った。2 回目は基地跡地という特殊性がある地区の合意形成の事例等について、読谷村内の 2 地区の地区計画による取組状況等を講演形式で情報提供を行った。また、小規模な区域を段階的に整備する「柔らかい区画整理」を実施することのメリットや事例について、講演形式で情報提供を行った。

(4) 情報交換会

関係市町村の跡地担当者及び関連部局の職員等を対象に、担当職員間の情報共有や意見交換の場として、跡地利用に関するテーマを題材とした「情報交換会」を 2 回開催し、1 回目は 6 次産業化による地域資源を活用した新しい産業の事例等について、講演形式

で情報提供を行った。また、北中城村へ派遣したプロジェクト・マネージャーから、アワセゴルフ場跡地における事業化までの取組状況や問題点等活動状況等の報告を行った。2回目は平成23年度に改正された環境影響評価法における制度の概要等について、講演形式で情報提供を行った。また、アワセゴルフ場跡地において、実際に調査を実施した担当者から、環境影響評価を実施する際の留意点等について、講演形式で情報提供を行った。

(5) アドバイザー等専門家の派遣

対象市町村の個別課題の解決に向けて、「アドバイザー派遣」は要請のあった宜野湾市、浦添市及び那覇市に対して派遣を行い、「コンサルタント派遣」は要請のあった宜野湾市及び北中城村へ派遣を行った。

「プロジェクト・マネージャー派遣」は返還が合意されているキャンプ瑞慶覧（ロウワー・プラザ住宅地区、喜舎場住宅地区）及び既返還地であるキャンプ瑞慶覧（サウスプラザ地区）の跡地利用の推進に従事させるため、前年度に引き続き北中城村からの要請に応じて派遣を行った。

(6) その他の支援事業

ア 広報普及活動の充実

当年度の活動を報告書として取りまとめるとともに、「跡地利用の推進（パンフレット）」、「跡地カルテ」及び「返還跡地・返還合意施設ガイド」の更新、支援事業関連情報の「ホームページコンテンツ」の更新を行った。

イ 関係情報の整理

平成23年度までの大規模駐留軍用地跡地等利用推進費調査の実績及び平成25年度沖縄振興特別推進交付金（一括交付金）による跡地関係調査の実績を整理した。

15 平成26年度

(1) 跡地関係市町村の取組における検討課題の把握等

対象市町村による返還跡地等への取組状況、取組に際しての検討課題の把握及び支援要望の有無についてヒアリングを行うため、対象市町村を2回個別に訪問するとともに、ヒアリング結果を「跡地カルテ」に反映した。

(2) 駐留軍用地跡地利用推進懇談会

これまでと同様、跡地利用に詳しい学識経験者等の有識者から、対象市町村や施設・区域ごとの課題について議論していただき、跡地利用行政の参考に資することを目的に「推進懇談会」を2回開催し、今後の市町村支援事業の新たな取組として、今後の跡地

利用における土地の集約と計画的土地利用について意見交換を行った。

(3) 跡地関係市町村連絡会議

関係市町村において跡地利用の実務に携わっている担当者を対象に、跡地利用担当者間の連携強化を図り、必要な情報を提供するとともに、担当者のスキルアップを図るため、「跡地関係市町村連絡会議（以下、「連絡会議」という。）」を1回開催し、今後返還が予定されている返還跡地等において跡地利用を推進していく上でも、埋蔵文化財調査は重要なプロセスであると同時に、跡地利用計画や事業の進捗においては重要な要素となってくることから、円滑な跡地利用への取組の推進と貴重な文化財の調査・保護を両立させるための取組として、埋蔵文化財調査を実施する上での留意点等について、埋蔵文化財調査の実務を担当してきた経験者等による、講演形式で情報提供を行った。

(4) 跡地関係市町村個別会議

跡地利用の手法が類似する関係市町村を対象に、各市町村の跡地利用に対する取組状況の報告及び意見交換を中心に行い、より具体的、深掘りした情報の共有を図るため、「跡地関係市町村個別会議（以下「個別会議」という。）」を2回開催し、1回目は平成25年4月に発表された「統合計画」で返還予定時期等が示された、嘉手納飛行場より南の施設を有する関係市町村を対象に、跡地利用特措法に基づく先行取得の取組状況及び予定等を報告するとともに、今後の跡地等における事業化への取組の参考にすることを目的に意見交換を行った。また、意見交換に先立ち、跡地利用特措法の先行取得制度の概要等について説明するとともに、土地区画整理事業における土地の集約化の事例、土地の評価、先行取得の必要性等について、有識者による講演会形式で情報提供を行った。

2回目は、嘉手納飛行場より北の区域の関係市町村を対象に、6次産業化の事例や6次産業化のポイント等について参考事例等の情報提供をするとともに、跡地利用の取組状況等の情報を共有することを目的に意見交換を行った。また、意見交換に先立ち、農と緑を活かした土地利用の事例等について、有識者による講演会形式で情報提供を行った。

(5) アドバイザー等専門家の派遣

対象市町村の個別課題の解決に向けて、「アドバイザー派遣」は要請のあった宜野湾市に対して派遣を行い、「コンサルタント派遣」は要請のあった北谷町へ派遣を行った。

「プロジェクト・マネージャー派遣」は平成27年3月末に返還が予定されているキャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）の跡地利用実現に向けた関係機関や地主会等との対外的な各種調整、跡地利用計画及び地権者合意形成への助言等を行うため、宜野湾市からの要請に応じて2名派遣を行った。

(6) その他の支援事業

ア 広報普及活動の充実

当年度の活動を報告書として取りまとめるとともに、「跡地利用の推進(パンフレット)」、「跡地カルテ」の更新、支援事業関連情報の「ホームページコンテンツ」の更新を行った。

イ 関係情報の整理

平成 26 年度沖縄振興特別推進交付金（一括交付金）による跡地関係調査の実績を整理した。

16 平成 27 年度

(1) 関係市町村の検討課題の把握等

関係市町村における返還跡地等の取組状況及びその検討課題を把握するとともに、アドバイザー等専門家の派遣等の支援要望を確認するため、対象市町村を 2 回個別に訪問し、ヒアリングを行い、ヒアリング結果を「跡地カルテ」等に反映した。

また、対象市町村の文化財調査の状況を把握するため、文化財調査を担当する部署からもヒアリングを実施した。

(2) 駐留軍用地跡地利用推進懇談会

駐留軍用地跡地利用に詳しい学識経験者等の有識者から、返還跡地等、対象市町村ごとに異なる課題について意見交換し、跡地利用を推進する際の留意点、新たな支援方法を検討し、跡地利用行政の参考に資することを目的に「推進懇談会」を 2 回開催し、今後の市町村支援事業の新たな取組として、跡地関係市町村に対する情報発信のあり方について意見交換を行った。

(3) 跡地関係市町村連絡会議

関係市町村において跡地利用の実務に携わっている担当者を対象に、跡地利用担当者間の連携強化を図り、必要な情報を提供するとともに、担当者のスキルアップを図るため、「跡地関係市町村連絡会議（以下、「連絡会議」という。）」を 1 回開催し、今後返還が予定されている返還跡地等において跡地利用を推進していく中で、訪日外国客数が急増している状況から、対日インバウンド観光産業の現状や外国人投資家及び観光客が沖縄に対して抱いているイメージ、地方公共団体が海外投資家と交流するうえでの留意点、それらを踏まえたうえでの海外投資家への情報発信のあり方等について、中国や台湾における豊富な実務経験を有する有識者による、講演形式で情報提供を行った。

(4) 跡地関係市町村個別会議

跡地利用の取組や課題等が類似する関係市町村を対象に、各市町村の跡地利用に対する取組状況の報告及び意見交換を中心に、より具体的、深掘りした情報の共有を図るため、「跡地関係市町村個別会議（以下「個別会議」という。）」を2回開催した。

1 回目は、嘉手納飛行場より南の関係市町村を対象に、各市町村が跡地利用で計画している公共施設にはどのようなものがあり、その整備を行うにはどういったPFI事業が適しているか、全国の類似事例やその自治体の取組等を通じて、各市町村がどういった取組を行えばよいかなどについて情報交換することを目的とした意見交換を実施した。

また、意見交換に先立ち、全国の自治体を実施しているPFI事業の取組や公民連携によるPFI事業の考え方やノウハウ等の紹介を含むPFI事業の事例等について、有識者による講演形式で情報提供を行った。

2 回目は、嘉手納飛行場より北の関係市町村を対象に、滞在型市民農園を各市町村で展開すると想定した場合の地域活性化、経済的効果等のメリットや懸案事項などについて情報共有することを目的とした意見交換を実施した。

また、意見交換に先立ち、各自治体が跡地利用で検討している医療・福祉・観光等の施設と連携した土地活用方策の一つとして、滞在型市民農園（＝クラインガルテン）の開設・管理・運営等についてのノウハウや全国の事例等について、有識者による講演形式で情報提供を行った。

(5) アドバイザー等専門家の派遣

対象市町村の個別課題の解決に向けて、「アドバイザー派遣」は要請のあった宜野湾市、金武町及び読谷村に対して派遣を行い、「コンサルタント派遣」は要請のあった北谷町、宜野湾市及び金武町へ派遣を行った。

「プロジェクト・マネージャー派遣」は平成27年3月末に返還されたキャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）の跡地利用の推進及び関係機関や地主会等との対外的な各種調整、跡地利用計画及び地権者合意形成への助言等を行うため、宜野湾市からの要請に応じて2名派遣を行った。

(6) その他の支援事業

ア 広報普及活動の充実

当年度の活動を報告書として取りまとめるとともに、「跡地利用の推進(パンフレット)」、「跡地カルテ」の更新、支援事業関連情報の「ホームページコンテンツ」の更新を行った。

イ 手引書の更新

策定から5年が経過している「駐留軍用地跡地利用のための手引書」について、その間の法制度を含む各種制度の変化などが生じていることから、再度記述内容等を点

検し、現状に合致するよう更新を行った。

ウ 関係情報の整理

平成 27 年度沖縄振興特別推進交付金（一括交付金）による跡地関係調査の実績を整理した。

17 平成 28 年度

(1) 関係市町村の検討課題の把握等

関係市町村における返還跡地等の取組状況及びその検討課題を把握するとともに、アドバイザー等専門家の派遣等の支援要望を確認するため、原則として、対象市町村を 2 回個別に訪問し、ヒアリングを行い、ヒアリング結果を「跡地カルテ」等に反映した。

また、文化財調査の状況を把握するため、文化財を担当する部署からもヒアリングを実施した。

(2) 駐留軍用地跡地利用推進懇談会

駐留軍用地跡地利用に詳しい学識経験者等の有識者により構成し、関係市町村ごとに異なる課題について意見交換し、跡地利用を推進する際の留意点及び新たな支援方法を検討し、跡地利用行政の参考に資することを目的に「推進懇談会」を 2 回開催した。

(3) 跡地関係市町村連絡会議

関係市町村において跡地利用の実務に携わっている担当者を対象として、跡地利用担当者間の連携強化を図り、必要な情報を提供するとともに、担当者のスキルアップを図るため、「連絡会議」を 1 回開催し、年度当初において関係市町村の担当者間の連携を図ること及び市町村支援事業の活用を目的として平成 27 年度の取組等について報告、情報提供及び関係市町村と意見交換等を行った。

(4) 跡地関係市町村個別会議

跡地利用の取組や課題等が類似する関係市町村を対象とし、各市町村の跡地利用に対する取組状況の報告及び意見交換を中心に、より具体的、深掘りした情報の共有を目的に「個別会議」を 2 回開催した。

1 回目は、嘉手納飛行場以北の関係市町村を対象に、昨今の外資系企業（リゾートホテル）の進出に際して、市町村の担当者は、言葉の壁やビジネス慣習の相違など不安要素が多く、どう対応していけばよいかわからないことが課題として挙がっていることから、外資系企業を誘致する際の課題等について意見交換を行った。

また、意見交換に先立ち、跡地において外資系企業（リゾートホテル等）を誘致するにあたって、自治体としてどういうことに留意すればよいのかについて、有識者による講演形式で情報提供を行った。

2 回目は、嘉手納飛行場以南の関係市町村を対象に、各市町村の跡地利用計画における「ゆとりあるまちづくりとエリアマネジメントに必要なことや考え方」について意見交換を行った。

また、意見交換に先立ち、今後の返還予定の広大な跡地においては、比較的ゆったりとした住宅地の形成も可能と考えられることから、神戸市の舞多聞地区の開発と、良好なコミュニティの形成・維持、安全・安心な地域づくりの実例を参考に、跡地利用計画にどのように取り入れられるかについて情報提供するため、有識者による講演形式で情報提供を行った。

(5) アドバイザー等専門家の派遣

関係市町村及び本業務の支援対象と認められる関係団体（以下「関係市町村等」という。）の個別課題の解決に向けて、「アドバイザー派遣」は要請のあった読谷村、宜野湾市及び恩納村に対して派遣を行い、「コンサルタント派遣」は要請のあった金武町、読谷村、恩納村及び宜野湾市へ派遣を行った。

「プロジェクト・マネージャー派遣」は平成 21 年 3 月末に地主会と外資系企業の間で跡地開発の基本合意書に調印がされた「恩納通信所跡地リゾート計画」に関して、庁内各部署との調整、リゾート計画推進に向けた沖縄県などの関係機関や地主会、開発事業者等との対外的な各種調整、跡地利用計画及び地権者合意形成への助言等に從事させるため、恩納村からの要請に応じて1名の派遣を行った。

(6) その他の支援事業

ア 広報普及活動の充実

当年度の活動を報告書として取りまとめるとともに、「跡地利用の推進(パンフレット)」、「跡地カルテ」及び「返還跡地・返還合意施設ガイド」の更新、支援事業関連情報の「ホームページコンテンツ」の更新を行った。

イ 若手組織との意見交換

平成 27 年度の推進懇談会において、これからの地権者組織はどうあるべきか、また、若手地権者組織が、跡地利用に対してどういうことを考え、どういった支援を必要としているか、直接意見を聞くことにより、今後の支援策の方向性が見えてくるといふ提言を受け、宜野湾市及び那覇市の若手地権者組織と意見交換を行った。

ウ 関係情報の整理

平成 28 年度沖縄振興特別推進交付金（一括交付金）による跡地関係調査の実績を整理した。

18 平成 29 年度

(1) 関係市町村の検討課題の把握等

関係市町村における返還跡地等の取組状況及びその検討課題を把握するとともに、アドバイザー等専門家の派遣等の支援要望を確認するため、対象市町村を2回個別に訪問し、ヒアリングを行い、ヒアリング結果を「跡地カルテ」等に反映した。

また、文化財調査の状況を把握するため、文化財を担当する部署からもヒアリングを実施した。

(2) 駐留軍用地跡地利用推進懇談会

駐留軍用地跡地利用に詳しい学識経験者等の有識者により構成し、関係市町村ごとに異なる課題について意見交換し、跡地利用を推進する際の留意点及び新たな支援方法を検討し、跡地利用行政の参考に資することを目的に「推進懇談会」を2回開催した。

(3) 跡地関係市町村連絡会議

関係市町村において跡地利用の実務に携わっている担当者を対象として、本業務内の実績報告や本年度実施計画等について情報提供及び意見交換を実施することで跡地利用担当者間の連携強化を図ること及び市町村支援事業の活用を目的として、「連絡会議」を1回開催した。

(4) 跡地関係市町村個別会議

跡地利用の取組や課題等が類似する関係市町村を対象に、跡地利用に資するテーマを選定し、情報提供、事例紹介及び意見交換を行い、より具体的に、深掘りした情報の共有を目的に「個別会議」を2回開催した。

1 回目は、嘉手納飛行場より北の関係市町村を対象に、都市的利用を行わない都市計画区域外等において、各市町村はどのような跡地利用の手法が有効か、そのためにはどういった取組が必要かなどについて意見交換を行った。

また、意見交換に先立ち、「地域未来投資促進法」を活用した地域経済の活性化等の可能性等について情報提供及び「恩納通信所」、「読谷村内」の跡地利用に携わった経験・実績を有する方による事例紹介を行った。

2 回目は、嘉手納飛行場より南の関係市町村を対象に、跡地利用を進めていく中で文化財が発掘された場合の対応方針や積極的な保存・活用に向けた取組等について意見交換を行った。

また、意見交換に先立ち、「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適正な利用の推進に関する特別措置法施行令」の一部を改正する政令案について情報提供、土地区画整理事業などで文化財が出現した場合の文化財を活用した施設、公園・緑地の整備に向けた考え方や事例等について事例紹介を行った。

(5) 跡地利用推進セミナー

関係市町村の跡地利用計画の策定に関わる職員及び関係者を対象に、専門家等による県内の跡地利用計画の実例紹介や土地区画整理事業の仕組みなどについて、跡地利用計画に資する基礎的知識の共有を図るため、「跡地利用推進セミナー」（以下、「推進セミナー」という。）を1回開催した。

「推進セミナー」は、関係市町村の跡地担当者だけでなく、跡地利用に関わる関係者（地主会など）も対象に、那覇新都心地区や小禄金城地区、アワセゴルフ場地区といった土地区画整理事業の経験を元に、事業の各段階における合意形成の対象者と意見集約方法について、地権者の特徴とこれまでに起きた状況を紹介するとともに、その課題への対応策等について、開発に携わった専門家等による講演形式で情報提供を行った。

(6) アドバイザー等専門家の派遣

関係市町村等及び本業務の支援対象と認められる関係団体（以下「関係市町村等」という。）の個別課題の解決に向けて、「アドバイザー派遣」は要請のあった浦添市及び那覇市に対して派遣を行い、「コンサルタント派遣」は要請のあった恩納村（3回）、金武町、読谷村、北中城村及び宜野湾市へ派遣を行った。

「プロジェクト・マネージャー派遣」は前年度に引き続き、「恩納通信所跡地リゾート計画」に関して、庁内各部署との調整、リゾート計画推進に向けた沖縄県などの関係機関や地主会、開発事業者等との対外的な各種調整、跡地利用計画及び地権者合意形成への助言等に従事させるため、恩納村からの要請に応じて1名の派遣を行った。

また、平成27年3月に返還されたキャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）において実施された埋蔵文化財発掘調査へ従事する職員への助言及び指導、同地区に所在する文化財の保存整備に関し、関係機関との調整及び利活用の手法についての専門的見地からの助言等に従事させるため、宜野湾市からの要請に応じて1名の派遣を行った。

(7) その他の支援事業

ア 広報普及活動の充実

当年度の活動を報告書として取りまとめるとともに、「跡地利用の推進(パンフレット)」、「跡地カルテ」の更新、支援事業関連情報の「ホームページコンテンツ」の更新を行った。

イ 関係情報の整理

平成29年度沖縄振興特別推進交付金（一括交付金）による跡地関係調査の実績及びその他返還跡地等に関連する調査の実績を整理した。

1-2 今年度の事業概要

1 事業の名称

平成30年度 駐留軍用地跡地利用に関する市町村支援業務
(アドバイザー派遣等業務)

2 事業の目的

本業務は、返還跡地等の跡地利用の推進を図るため、関係市町村が実施する返還跡地等の利用に関する取組を支援するものである。

また、沖縄県やその他関係団体の取組が、関係市町村と連携しており、跡地利用の推進に資するものと認められる場合は本業務の支援対象とすることができる。

3 事業の内容

(1) 関係市町村の検討課題の把握等

関係市町村における返還跡地等の取組状況及びその検討課題を把握するとともに、アドバイザー等専門家の派遣等の支援要望を確認するため、対象市町村を2回個別に訪問し、ヒアリングを行い、ヒアリング結果を「跡地カルテ」等に反映した。

また、文化財調査の状況を把握するため、対象市町村のうち、宜野湾市、浦添市、読谷村及び北谷町については、文化財を担当する部署からもヒアリングを実施した。

(2) 駐留軍用地跡地利用推進懇談会

「推進懇談会」は、駐留軍用地跡地利用に詳しい学識経験者等の有識者により構成し、関係市町村ごとに異なる課題について意見交換し、跡地利用を推進する際の留意点及び新たな支援方法を検討するため2回開催した。

【推進懇談会委員】

	所属 役職／専門分野
大澤 真	株式会社フィーモ 代表取締役／金融政策 地域振興
岸井 隆幸	日本大学工学部 特任教授／都市計画・都市交通
阪井 暖子	Planning & Produce Studio SAI 代表／都市景観 市民・住民参加のまちづくり 合意形成
堤 純一郎	琉球大学工学部 教授／都市環境 都市計画
當銘 健一郎	株式会社沖電工 代表取締役専務／都市計画 基地政策
中本 清	特定非営利活動法人蒸暑地域住まいの研究会 理事／都市建設 建築・景観
新田 進	那覇新都心株式会社 顧問／都市開発 事業推進

(五十音順)

(3) 跡地関係市町村連絡会議

関係市町村において跡地利用の実務に携わっている担当者を対象として、本業務内の実績報告や本年度実施計画等について情報提供及び意見交換を実施することで跡地利用担当者間の連携強化を図るため、「連絡会議」を1回開催し、以下について報告等を行った。

- ・「平成29年度市町村支援事業の取組について」（報告）
- ・「平成30年度市町村支援事業の取組及び制度等について」（情報提供）
- ・「関係市町村の取組状況について」（意見交換）

また、沖縄総合事務局総務部跡地利用対策課より「駐留軍用地跡地利用支援システム」の概要等について情報提供を行った。

(4) 跡地関係市町村個別会議

跡地利用の取組や課題等が類似する関係市町村担当者を対象に、跡地利用に資するテーマを選定し、講師により講演と各市町村の取組状況報告及び意見交換を行い、より具体的に、深掘りした情報の共有を目的に「個別会議」を2回開催した。

1回目は、嘉手納飛行場より北の関係市町村を対象に、跡地利用において、各市町村が貴重な自然の保全・活用についてどのような考え方をしているのか、跡地利用計画にどう取り入れているのか、保全・活用のためにどのような手法があるのかについて意見交換を行った。

また、意見交換に先立ち、これまでの駐留軍用地における、公園・緑地の保全・整備について、課題や活用のあり方について情報共有し、併せて全国の先進事例における緑地・公園、特に大規模緑地・公園についてどのように整備活用されているか紹介し、今後の駐留軍用地跡地における課題解決、保全・整備・活用の方向性について、有識者による講演を行った。

2回目は、嘉手納飛行場より南の関係市町村を対象に、跡地利用計画を実現するために、どのようなまちづくり誘導を行い、どのような民間連携を行えばよいか、各市町村の跡地利用計画を推進するためには民間とどのように連携すればよいかについて意見交換を行った。

また、意見交換に先立ち、駐留軍用地跡地において、具体的な土地利用計画を実現するため出口戦略として、組合事業における民間企業のまちづくりのノウハウ・技術力・資金力を活用した「業務代行方式」の仕組みや全国の事例等について、有識者による講演を行った。

(5) 跡地利用推進セミナー

関係市町村の跡地利用計画の策定に関わる職員及び関係者等を対象に、専門家等による県内の跡地利用計画の実例紹介や土地区画整理事業の仕組みなどについて、跡地利用計画に資する基礎的知識の共有を図るため、「推進セミナー」を1回開催した。

「推進セミナー」は、関係市町村の跡地担当者だけでなく、跡地利用に関わる関係者（地主会など）及び民間企業等も対象に、駐留軍用地の跡地利用で適用可能性のある事業手法の概要、土地区画整理事業の施行主体による違い、UR都市再生機構施行の土地区画整理事業の特徴及び駐留軍用地跡地で土地区画整理事業を施行する場合の留意点などについて、専門家等による講演形式で情報提供を行った。

(6) アドバイザー等専門家の派遣等

関係市町村からの要請に応じて、返還跡地利用等に関し専門的知識を有する者の派遣を行った。

「アドバイザー派遣」は要請のあった宜野湾市及び浦添市に対して派遣を行い、「コンサルタント派遣」は要請のあった北谷町（2回）、宜野湾市、沖縄市、北中城村及び読谷村へ派遣を行った。

「プロジェクト・マネージャー派遣」は、「恩納通信所跡地周辺整備計画」に関して、庁内各部署との調整、リゾート計画推進に向けた沖縄県などの関係機関や地主会、リゾート開発会社等との対外的な各種調整、跡地利用計画及び地権者合意形成への助言等に従事させるため、恩納村からの要請に応じて前年度に引き続き1名の派遣を行った。

(7) その他の支援事業

ア 広報普及活動の充実

今年度の活動を報告書として取りまとめるとともに、「跡地利用の推進(パンフレット)」、「跡地カルテ」の更新、支援事業関連情報の「ホームページコンテンツ」の更新を行った。

イ 関係情報の整理

平成30年度の沖縄振興特別推進交付金（一括交付金）による跡地関係調査の実績及びその他返還跡地等に関連する調査の実績を整理した。

第2章

関係市町村の検討課題の把握等

第2章 関係市町村の検討課題の把握等

2-1 市町村個別訪問の概要

1 目的

市町村個別訪問は、関係市町村における返還跡地利用等の取組状況及びその検討課題等を把握するとともに、アドバイザー等専門家の派遣等の支援要望を確認するため、対象市町村を直接訪問し、ヒアリングするものである。

ヒアリングの結果は、アドバイザー等専門家の派遣等の必要性や、連絡会議、個別会議及び推進セミナーにおけるテーマの選定として活用していくとともに、推進懇談会で報告を行い、同懇談会の意見交換の手掛かりとしても活用していくこととしている。

2 訪問期間

第1回	平成30年	5月	31日	(木)	～	6月	20日	(水)
第2回	平成30年	11月	12日	(月)	～	11月	27日	(火)

3 対象市町村

対象市町村は、1回目は国頭村、東村、本部町、伊江村、恩納村、金武町、うるま市、読谷村、沖縄市、北中城村、北谷町、宜野湾市、浦添市及び那覇市の14市町村でヒアリングを実施し、宜野湾市、浦添市、読谷村及び北谷町については、文化財調査を担当する部署からもヒアリングを実施した。

2回目は本部町、恩納村、金武町、うるま市、読谷村、沖縄市、北中城村、北谷町、宜野湾市、浦添市及び那覇市の11市町村でヒアリングを実施し、宜野湾市、浦添市、読谷村及び北谷町については、文化財調査を担当する部署からもヒアリングを実施した。

2-2 第1回市町村個別訪問

1 実施日

以下のとおり、平成30年5月31日（木）～6月20日（水）に実施した。

実施日	市町村	部署	対象施設・区域
5月31日 (木)	那覇市	・総務部平和交流男女参画課那覇軍港総合対策室	・那覇港湾施設
	浦添市	・企画部企画課 ・教育委員会文化課	・牧港補給地区
6月4日 (月)	北中城村	・企画振興課 ・建設課	・キャンプ瑞慶覧（ロウワー・プラザ住宅地区、サウスプラザ地区、アワセゴルフ場地区、喜舎場住宅地区）
6月7日 (木)	北谷町	・総務部企画財政課 ・教育委員会社会教育課	・キャンプ桑江（北側地区、南側地区） ・陸軍貯油施設第1桑江タンク・ファーム ・キャンプ瑞慶覧（施設技術部地区、インダストリアル・コリドー地区）
6月8日 (金)	うるま市	・企画部防災基地渉外課	・嘉手納弾薬庫地区（旧東恩納弾薬庫地区） ・旧東恩納弾薬庫（楚南地区）
	沖縄市	・建設部都市整備室（都市計画担当）	・キャンプ瑞慶覧（ロウワー・プラザ住宅地区）
6月11日 (月)	読谷村	・ゆたさむら推進部企画政策課 ・ゆたさむら推進部農業推進課 ・建設整備部都市計画課 ・教育委員会文化振興課	・瀬名波通信施設 ・楚辺通信所 ・読谷補助飛行場（補助飛行場地区、大木地区、西地区、北地区） ・嘉手納弾薬庫地区（国道東地区） ・トリイ通信施設（大木・大湾地区）
6月12日 (火)	国頭村	・企画商工観光課	・北部訓練場
6月13日 (水)	宜野湾市	・基地政策部まち未来課 ・基地政策部西普天間跡地推進室 ・教育委員会文化課	・キャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区、インダストリアル・コリドー地区） ・普天間飛行場
6月14日 (木)	本部町	・企画政策課（政策班）	・上本部飛行場
6月18日 (月)	恩納村	・企画課	・恩納通信所
	金武町	・企画課	・ギンバル訓練場
6月19日 (火)	東村	・企画観光課	・北部訓練場 ・慶佐次通信所
6月20日 (水)	伊江村	・政策調整室	・伊江島補助飛行場

2 ヒアリング結果

(1) 各施設・区域の現状、取組状況及び課題等

市町村個別訪問において把握した各施設・区域の現状、取組状況及び課題等を整理する。

市町村	【施設・区域名】 現在の地区の状況及び今年度の取組等
国頭村	<p>【北部訓練場】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●国立公園追加指定に向けた状況（環境省、沖縄県、国頭村） <ul style="list-style-type: none"> ・国立公園追加指定に向けた取り組み状況について <p>⇒環境省にて国立公園追加指定に関する、やんばる国立公園（仮称）の指定書及び公園計画書の原案が策定され、パブリックコメントを終え、7月に追加指定が決定する予定である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民との合意形成について <p>⇒追加指定に関する部分に私有地はないため、地域住民との合意形成における課題はなく、土地所有者である林野庁と調整を行っていると思定される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●跡地利用の活用（森林ツーリズム等） <ul style="list-style-type: none"> ・3村共通のルールづくり（県主導）について ・森林ツーリズム体制の全体構想、組織作りについて <p>⇒安波訓練場についてはやんばる学びの森が完成し、森林ツーリズムの活動を行っている。北部訓練場については現在のところ、動きはない。</p> <p>⇒森林ツーリズムについては、初めの立ち上げとして、H27～H29の3年間で県が全体構想を策定した。今後は3村が主体で具体施策に取り組む。（国一括交付金、県負担金を利用）</p> <p>⇒やんばる3村世界遺産推進協議会（3村、関係団体参加）の下部組織として森林ツーリズム部会（3村とオブザーバーとして県が参加）を5月31日に立ち上げた。これまでも部会設立にむけた準備会合は開催しており、今後は部会にてガイド制度や利用ルールの策定等を進めていく。</p>

市町村	【施設・区域名】 現在の地区の状況及び今年度の取組等
東村	<p>【北部訓練場】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●国立公園追加指定に向けた状況（環境省、沖縄県、国頭村） ・国立公園追加指定に向けた取り組み状況について（指定タイミング、土地の管理者、環境省との調整等） <p>⇒返還跡地のうち、福地ダム周辺は今年7月中旬頃には国立公園に追加指定予定（国頭村と同時に指定の予定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民との合意形成について <p>⇒全て国有林（国有地）で地権者はいない。周辺住民には環境省より数回説明があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●北部3村における「森林ツーリズム」、「ダムツーリズム」の調整状況 ・森林ツーリズムの勉強会の結果、3村共通のルールづくりについて <p>⇒3村が主体となって勉強会やルールづくりを行っており、全体的には調整できているが、一部調整ができていない箇所がある。世界遺産登録までには策定したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダムツーリズムの取組について（福地ダム湖面活用に係る利用促進策含め） <p>⇒ダムツーリズムは東村独自の取り組みである。主体は村観光推進協議会であり、村は支援を行っている。ガイドは10人程度（森林ツーリズムと重複）。今年度は、トレッキング、船、フィールド調査を行い、今年度中にツアー開催が可能かの判断を行いたい。</p>

市町村	【施設・区域名】 現在の地区の状況及び今年度の取組等
東村	<p>【慶佐次通信所】</p> <ul style="list-style-type: none">●地権者組織の動きについて（プロジェクト誘致の要請への対応）<ul style="list-style-type: none">・地権者組織との調整等その後の状況について・慶佐次ラン局跡地利用計画基本方針（H28 策定）への支援について <p>⇒動きはないと思うが詳細は不明。地権者組織内で整理がついていないと想定される。</p> <p>⇒村としては沖縄振興開発金融公庫と連携はしている。</p> <p>⇒支障除去は終了しており、地権者で管理している。</p> <p>⇒水の確保が課題になると想定される。</p> <p>⇒地権者意向は借地。</p> <ul style="list-style-type: none">●文化財調査<ul style="list-style-type: none">・文化財調査について <p>⇒文化財は存在しないということなので、文化財調査は行わない予定</p> <p>⇒土地活用を行う場合、不発弾調査は実施する予定。</p> <p>⇒支障除去については全域で実施されているか不明。</p>

市町村	【施設・区域名】 現在の地区の状況及び今年度の取組等
伊江村	<p>【伊江島補助飛行場】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●粉塵対策施設整備の運用と効果 <ul style="list-style-type: none"> ・スプリンクラー（H28.12 設置）の運用と効果について ⇒滑走路周辺にスプリンクラーが設置されたことをフェンス外から確認。周辺に畑（タバコ）があるが、苦情等も特にないため、効果はあったと考えている。 ・フェンス周辺の植栽工事の状況について（防衛局実施） ⇒フェンス（西側の一部）周辺にモクマオウなど枯れた木の植え換えも含め 5 種類、約 1,200 本が植樹された。 ⇒スプリンクラー及び植栽工事は粉塵対策のため防衛局にて実施。 ●文化財調査 <ul style="list-style-type: none"> ・発掘調査の状況について ⇒平成 28 年度までに実施されている。（LHD デッキ部分のみ） ・米軍実施の LHD デッキ改良工事時（H27.8～）に実施していないエリアの試掘調査、環境調査について ⇒現在、調査は実施しておらず、その予定もない。文化財は存在しないと想定される。（フェンス内） ⇒フェンスの外側については、平成 9、10 年度に現地踏査までは実施したが、試掘等を行っていない。ほぼ農地として活用されており、不法投棄等はされにくい状況である。 ⇒デッキ改良工事は今年 11 月頃終了と聞いている。

市町村	【施設・区域名】 現在の地区の状況及び今年度の取組等
本部町	<p>【上本部飛行場】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●企業が県に申請している開発申請（都市計画法に基づく） <ul style="list-style-type: none"> ・町としての対応（申請に対する意見等）について <p>⇒まだ申請されていない。（事前申請はされている）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業との協議について（収支計画：補助金活用のためには農用地区域指定が必要、費用負担等） <p>⇒果樹園の営農計画等について調整中。補助は活用しない方針。補助を活用しないこと、また、将来的な土地利用が縛られることから農用地区域には指定しない方針。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業と県の調整について（不発弾処理や県土保全条例に基づく開発申請手続き） <p>⇒不発弾調査は県の補助があることはアナウンスしているが、実施するとは聞いていない。県土保全条例に基づく開発申請について、土砂の切り盛りが平均30cm以下の場合には許可不要であると聞いている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地権者との合意形成について <p>⇒果樹園計画地の土地使用については、約7割の土地で企業と地権者で売買、賃貸借契約等の調整がついていないと聞いている。合意がとれているところから活用を開始する予定。果樹園以外の土地は約9割の土地で調整がついていないと聞いている。</p> <p>⇒賃貸借契約は20年間と聞いており、契約から10年経過している土地もある。賃料は毎年支払い、開発後は賃料を増額すると聞いている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●町有地がまとまって存在する区域の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・現在の状況について <p>⇒特に動きなし。一部の土地で果樹（みかん等）の苗の生産施設の検討を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●町道「石川謝花線」の進捗状況 <ul style="list-style-type: none"> ・現在の状況について <p>⇒当初H30.4 暫定供用開始の予定であったが、一部、合意形成が難航し、用地取得が完了していない。その土地を避け、線形変更を行った。</p> <p>⇒その部分の整備中であり、整備が完了し、町道認定の変更（9月議会予定）を行い、10月に暫定供用を開始する予定である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の予定について <p>⇒平成29年度に北部振興事業（沖縄北部連携促進特別振興対策特定開発事業推進費（公共事業））に採択された。29年度は実施設計を行い、今年度から用地買収、工事を開始する予定である。29年度～33年度の5か年の整備を予定している。海洋博記念公園の立体駐車場付近の県道114号線に取り付ける予定である。</p>

市町村	【施設・区域名】 現在の地区の状況及び今年度の取組等
<p>恩納村</p>	<p>【恩納通信所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●恩納通信所跡地整備基本構想策定計画（案） <ul style="list-style-type: none"> ⇒H28 年度実施の「恩納通信所跡地利用に関する検討調査」の結果を踏まえ、より具体的な整備計画とし「恩納通信所跡地整備基本構想（案）」を H30 年度作成予定。 計画作成にあたり、恩納通信所跡地整備基本構想策定検討委員会（仮称）を設置予定。（沖総局、県、村、公庫、OIST、リゾート開発会社、地主会等含む） ⇒内閣府より、基本構想作成と並行し、OIST 宿舍建設について検討するよう依頼あり。 ●リゾート開発会社との協定概要（SPC、公庫との包括協議も含めて） <ul style="list-style-type: none"> ・残りの道路事業費の負担割合に関する協議について（補助率 8/10 のため） ⇒協定の見直しはまだ行っていない。 ⇒北部連携事業を導入するにあたり、補助金の地元負担分（2 割）について、村とリゾート開発会社で負担割合の調整を行う予定。 ⇒事業費は、調査設計費、用地費、工事費を合算したものとする。 ・SPC の設立について <ul style="list-style-type: none"> ⇒H30 年度に恩納通信所跡地整備基本構想策定計画（案）を策定予定であり、計画作成にあたり、SPC、3 セク等の事業主体についても検討を予定。 ⇒例として、道路植栽管理は、リゾート色を出した整備・管理が求められ、ホテル側の関与が必要と考えられる。タウンマネジメント会社を作って管理することも検討する余地がある。 ・土地の権利について <ul style="list-style-type: none"> ⇒リゾート開発会社は 100 年の地上権を設定しており、全体を早期に開発する意思は薄い中で、地元はエリア全体の跡地利用の具体化を望んでいる。 ⇒ホテル予定地以外の箇所について、村のまちづくりの視点を踏まえ土地活用できるよう、リゾート開発会社と協議を行い、村・地元・リゾート開発会社が共存できる計画（案）作成が求められている。 ●排水路の改修進捗状況 <ul style="list-style-type: none"> ・用地取得の状況（H29. 11 月時点で残り 2 割）や工事の予定について ⇒未契約が 2 筆（1 筆は相続が難航、1 筆は契約に応じてもらえない状況） 用地取得は約 95%達成。 ●村道整備事業の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・現在の状況について（勢高 1 号、勢高 2 号） ⇒勢高 1 号は、H30 年度に第 1 工区（180m）を工事実施中。排水路工事も並行して実施。供用開始は H33 年予定。 ⇒勢高 2 号は、H30 年度に実施設計、用地買収を実施。用地買収に関する地権者説明は、跡地利用区域と農業振興区域に分けて実施予定。 ・勢高 2 号線のルート検討結果とリゾート開発会社との調整について <ul style="list-style-type: none"> ⇒H29 年度に検討し、ルートを確定。（コンサルタント派遣） リゾート開発会社に説明し、了承済み。供用開始は H34 年予定。 ●文化財調査の状況（ホテルの予定地に一部保全すべき文化財） <ul style="list-style-type: none"> ・調査の予定について ⇒リゾート建設予定地には、文化財は確認されていない。ホテル周辺の文化財調査は実施済み。

市町村	【施設・区域名】 現在の地区の状況及び今年度の取組等
(恩納村)	<p>⇒勢高1号の第1工区の工事実施に伴い、文化財調査を実施したい意向あり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リゾート開発会社への保全の要請について <p>⇒特になし。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●跡地利用計画について <ul style="list-style-type: none"> ・跡地利用計画推進委員会の結果について <p>⇒宿舎については、キャンパス内でインキュベーター施設のオープンに合わせて、関係者の増員が見込まれるため、内閣府の意向もあり、恩納通信所内で先行開発(宿舎200戸)が求められている。(キャンパス内にも180戸の宿舎建設を予定)</p> <p>⇒病院については、医師会等と協議中。(行政としては北部、医師会としては中部に属しており、恩納村だけの病院という位置づけは厳しく、外来よりも保養をコンセプトとした観光地としての多国籍観光客も対象とした病院施設としての考え方が必要となっているが、県は病床が増えることによる事務手続きの増加が見込まれることもあり難色を示している。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後起ち上げる協議会と上記委員会との関係について <p>⇒恩納通信所跡地整備基本構想策定検討委員会の結果を、跡地利用計画推進委員会にて報告予定。基本構想策定検討委員会には、推進委員会のメンバーも構成員として所属。</p>

市町村	【施設・区域名】 現在の地区の状況及び今年度の取組等
金武町	<p>【ギンバル訓練場】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●誘致ホテルの進捗状況 <ul style="list-style-type: none"> ・その後の状況について <p>⇒宜野座漁協において、海岸整備事業について同意が得られていない状態であり、海岸整備の担保（同意）が得られていない。よって、ホテル事業については平成 30 年 3 月着工予定だったが延期されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●跡地計画の残地活用 <ul style="list-style-type: none"> ・新たな機能導入（癒しの森を想定）、ふるさとづくり整備事業の見直しについて <p>⇒今年度より基地跡地推進課を廃止し、庁内に商工観光課を新設。企業誘致を促進することを目的とし、商工観光課と企画課が協力し検討を進める予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●温泉センターの進捗状況及び運営事業者の公募状況 <ul style="list-style-type: none"> ・運営事業者の募集・決定について（5 社応募。1 社のみプレゼン予定） <p>⇒公募にて 5 件応募有。書類不備や辞退等の応募者を除き、1 社のプレゼンを予定していたがプレゼンまで至らなかった。</p> <p>応募のあった 1 社（県外企業）が、運営会社（グループで応募）を変更し再提案（温泉施設と宿泊施設の複合施設）がなされた。再提案の内容について 6 月議会にて了承され、契約に向けた手続きを進めている。（同企業は H32 年夏の開業予定の意向あり）</p> <p>⇒選定業者提案内容：7F 建て温泉付ホテル（120～130 室、客室はビジネスタイプ 10,000 円/泊程度）</p> <p>建設用地については事業用定期借地契約（30 年）を予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●海岸整備（県事業）の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・関係 3 漁協との協議結果について <p>⇒金武、石川の漁協については、総会にて同意済み。海岸前が実行支配的な漁場となっている宜野座村の漁協について、3 月総会で否決された（整備概要の説明が求められた）。6 月総会にて再度上程し、賛同を得られるよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の予定（工事）について <p>⇒関係 3 漁協との調整が完了次第、着手予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●町道中川 36 号線道路整備事業について <ul style="list-style-type: none"> ・工事の予定、用地取得の状況について <p>⇒平成 29 年度から 5 カ年計画で整備中（北部進行事業）。平成 29 年度は 3 工区に分けて、9 千万円の工事費となっている。平成 34 年より供用開始予定。</p> <p>用地は既に取得済みであり、H30 年度内に登記変更を行う予定。</p> <p>整備延長 770m、総整備費 5 億 6,000 万円。</p> <p>（海岸整備は H32 年度まで、公園整備は H33 年度まで整備予定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●電線地中化に伴う抜柱について <p>⇒電線地中化に伴う抜柱については、各施設を含めた開発エリアの電力量を把握した後に検討する。（抜柱後に電力不足となると、再度、電柱を立てることになり、工事費が過大になることを避けるため）</p> <p>（平成 34 年度までに電力が変電所を整備予定。以降、電力量の把握を行う予定）</p>

市町村	【施設・区域名】 現在の地区の状況及び今年度の取組等
うるま市	<p>【嘉手納弾薬庫地区（旧東恩納弾薬庫地区）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●その後の進展状況 <ul style="list-style-type: none"> ・返還の見込みや地区の状況について ⇒現時点では特に動きなし。 ●アクセス道路（楚南道）の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・アクセス道路の整備について ・整備に対する地権者意向について ⇒楚南道の地権者も継続使用を要望。 ⇒一時期道路整備の話が煮詰まってきた時期があったが、米軍から楚南道だけの返還はできないとの回答。 ⇒返還された場合は、楚南道の整備が優先となるが、沖縄市側に抜けられないことがネックである。沖縄市のアグリビジネス構想との連携も視野に入れていたが、構想が不透明なため保留。 ●ゴルフ場北側斜面地 <ul style="list-style-type: none"> ・地権者から防衛局への継続使用要請について ⇒平成30年度中に返還される予定であるが、傾斜地のため跡地利用は厳しい。 ●その他状況等の確認 <ul style="list-style-type: none"> ⇒返還された後に地権者の動きがあるかもしれない。市としても、補助メニューや一括交付金の活用も踏まえた、跡地利用方法があるか、そこで何ができるか提示していくことも検討。 ⇒対象地の地権者数は不明。防衛局に確認してみるが、相続等もあるため人数ではなく、件数の把握になると思われる。

市町村	【施設・区域名】 現在の地区の状況及び今年度の取組等
うるま市	<p>【旧東恩納弾薬庫（楚南地区）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地権者組織の動き <ul style="list-style-type: none"> ・跡地利用に向けた地権者の意向について ・地権者等から提出された「楚南地区の開発プロジェクトの推進」(H29.7)への対応について <p>⇒地権者から調整会議開催の申し入れがあったが、まだ開催していない。市としては何か補助メニューがないか模索中で、復帰先地事業ありきではなく、他の土地利用も含め検討したい。</p> <p>⇒地権者の意向は未確認であるが、地権者からは山城地区も含めた土地区画整理事業や民間を活用した土地利用の要望もあった。ただし、住宅地としては騒音問題もあり、減歩率も高くなると想定されるなど、課題も多い。(地権者もある程度は理解していると思うが、戻りたいという思いも強い。一方で、地権者は子や孫を含めて現住居があるので、本当に住んでくれるのか不明。)</p>

市町村	【施設・区域名】 現在の地区の状況及び今年度の取組等
読谷村	<p>【瀬名波通信施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●土地改良事業 <ul style="list-style-type: none"> ・地権者との合意形成について（非農地に指定する場所の底地地権者全員の同意必要） <p>⇒畑地部分（法定では2/3以上の同意、県内規では9割以上の同意が必要）は、約9割の地権者から仮同意をいただいている。（図面はみせていない）今後、図面を提示し本同意を取ることが必要。</p> <p>⇒非農地部分（法定で100%の同意が必要）についても同様。</p> <p>⇒文化財保全等の関係で文化財部分を土地改良事業地内とする設計の一部変更を予定している。県と地主会代表者との調整は終えているが、全地権者までは伝わっていないと想定される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県との調整について（非農地を設定する理由等） <p>⇒非農地部分の公共施設（道路等）を村が設置する担保が得られていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算確保等その後の状況について <p>⇒非農地部分における事業実施の担保が課題であり、県（村づくり計画課）からも求められているが、目途が立っていない状況。事業費の担保は県の事業採択にも必要。まずは、土地改良事業の事業化に向け注力する。その後の非農地の事業採択に向けた検討の際は、沖総局に支援を依頼したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地改良事業の課題について <p>⇒農業競争力強化基盤整備事業（畑地帯担い手育成型）の事業採択には、認定農業者（村農業委員会が認定）、新規就農認定者（45歳未満で県が認定）、人・農地プランに定められた中心経営体を50%以上確保することが条件となっているが（村としては受益者負担が不要となる中間管理機構を通した認定農業者等による農地60%を目標）、要件等が厳しく、達成できていない。</p> <p>⇒当初は瀬名波地区内において担い手を確保する予定であったが、要件達成が困難であると想定されるため、他地区からの担い手参入を目指し、呼びかけを検討している。</p> <p>⇒平成32年度の事業採択を目標としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・畑地帯総合整備事業の採択について <p>⇒当初は畑地帯総合整備事業で行う予定であったが、制度そのものが廃止され、上記の農業競争力強化基盤整備事業で行う予定。（内容はほぼ同様であるが、担い手認定の要件が厳しくなった）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非農地部分の道路整備、造成について <p>⇒まだ考えていない。道路整備は防衛施設周辺環境整備法第9条に関する補助で行うことも考えられるが、村内でも9条を活用したい事業が他に多数あり、一度にはできない。まずは、同意収集と担い手集めが優先と考えている。</p> <p>宅地造成については村で整備したいと考えているが、対応補助事業がなく困っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不発弾調査について（実施主体、事業費等） <p>⇒実施主体、事業費等については検討中。農地部分は県の支援があるが、非農地部分は未定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●文化財調査 <ul style="list-style-type: none"> ・文化財調査の進捗状況について（H29範囲決定） <p>⇒平成29年度の調査で7か所の遺跡、約15,000㎡が確定した。当初、推定した遺跡範囲が広大であったため、中部農林土木事務所、村農業推進課と協議の上、遺跡の範囲を厳密化して当初より縮小した。</p>

市町村	【施設・区域名】 現在の地区の状況及び今年度の取組等
(読谷村)	<p>⇒発掘調査にかかる費用を削減できるよう設計見直し（農地及び非農地の配置等）を中部農林土木事務所が行っている。</p> <p>⇒本調査を行わない文化財の保存は、原則 2 m以内の盛土による現地保存を想定している。盛土後は、保存する文化財に影響を与えない範囲で農業等の利用は可能。</p>

市町村	【施設・区域名】 現在の地区の状況及び今年度の取組等
読谷村	<p>【楚辺通信所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地区計画の都市計画決定 <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画決定に向けた県との調整について <p>⇒今年度に地区計画の都市計画決定を予定している。しかし、整備については一括交付金の対象にならないため費用の捻出が困難な状態である。予算の目途が立たず、整備が長期間かかることを地主に理解してもらう必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●シムクガマ公園の進捗状況 <ul style="list-style-type: none"> ・土地取得の方針について <p>⇒環境教育や平和学習の要素をもった公園整備を予定している。</p> <p>⇒一括交付金以外の他の補助金（国交省道路事業）で対応できるため、一括交付金の対象とならないことから、方針が決まっていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●跡地利用計画の進捗状況 <ul style="list-style-type: none"> ・その後の状況について <p>⇒前島地区は平成28年度に道路整備が完了した。</p> <p>⇒当初は全地区で地区計画の指定を行う予定であった。地区を6地区に細分化したうち、3地区は推進地区として地区計画指定を進めていくが、残りの3地区は課題が多く、平成28年度に調査業務を行ったが事業化の目途は立っていない。今後は新たな地主会で調整を行っていく予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地権者からの要望 <ul style="list-style-type: none"> ⇒自分の土地が分からないため境界復元をしてほしいとの要望があがっている。 ⇒地積確定は行っている。村の道路実施設計に併せて境界復元を行う予定。整備に併せて境界確定できない箇所については、地主会が防衛省から受け取った境界復元費の一部を寄付してもらい、村と地主会が共同で復元を行う。 ●道路整備 <ul style="list-style-type: none"> ⇒境界から3mずつ無償提供してもらい整備することを想定している。9m道路については3mずつ無償提供してもらい残りの1.5mずつは用地買収を行う予定。 ⇒道路事業で行うことも検討しているが優先度が低く、いつ予算化できるか分からない。9条補助も全体の予算に限りがあり同じくいつ予算化できるか分からない。 ⇒まずは着手済の北地区から整備することになると想定される。

市町村	【施設・区域名】 現在の地区の状況及び今年度の取組等
読谷村	<p>【読谷補助飛行場（補助飛行場地区）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●土地改良事業、農業用排水施設整備の進捗状況 <ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年度の取組状況と今後の予定について ⇒土地改良事業について、現在、換地計画の縦覧中である。縦覧が終われば事業はほぼ終了となる。 ⇒農業用排水施設整備については、平成 29 年度にフィルター設備の整備が完了している。平成 30 年度は 3 カ所の給水設備（コイン式）の整備を行う予定。 ・農地管理法人について（5 法人に貸付予定） ⇒現在は管理委託として無償で貸している。30 年度内には有償の賃貸借契約を締結する予定である。作物はマンゴー、ゴーヤ、サトウキビ、ニンジン等。地域全体の経営状態をみて賃料を新たに設定する必要があり、賃料の設定がこれからの課題。 ●パークゴルフ場整備の進捗状況 <ul style="list-style-type: none"> ・現在の状況について ⇒平成 29 年にコースの整備が終了し、今年度は施設（クラブハウス）の整備を実施する。平成 31 年度から供用開始予定。 ●読谷補助飛行場第 2 工区での市民農園・観光農園（クラインガルテン）の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・現在の状況について ⇒給水設備の整備を予定している。 ・読谷型クラインガルテンの可能性について ⇒宿泊施設の整備が困難であると予想されるため、今後検討が必要。現在は法人への管理委託を行っている。 ●廃棄物処理の状況 ⇒現在は 1 か所に集めコンクリートで蓋をしている状況。最終処分について防衛局と調整中である。

市町村	【施設・区域名】 現在の地区の状況及び今年度の取組等
読谷村	<p>【読谷補助飛行場（大木地区）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●区画整理事業の進捗状況（H29.9 仮換地指定） <ul style="list-style-type: none"> ・その後の状況について <p>⇒仮換地指定を平成 29 年 9 月に行った。また、北部国道事務所と公共施設管理者負担金に関する協議が整い、平成 30 年 1 月に第 2 回事業計画変更にて資金計画を見直した。</p> <p>⇒今年度は擁壁の整備、墓地移設、地区の造成・伐採を行う予定である。</p> <p>⇒平成 35 年度事業完了予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共残土の受け入れについて <p>⇒昨年度に北部国道事務所から 53,000 m³、南部国道事務所から 2,000 m³の残土を受け入れた。今年度については、現在調整中である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理について（処理費用等） <p>⇒平成 30 年度は一括交付金にて一部処分を行う予定。別途実施の磁気探査により異常点が多数確認されており、そこから廃棄物（タイヤ、ケーブル等）の出土が確認されている。今後も多くの廃棄物（タイヤ、ケーブル等）が出ると想定される。既に組合の費用でも一部処理しており、今後も、組合において行わなければならない場合も想定される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減歩率の確認 <p>⇒公共減歩 24.55%、保留地減歩 21.4%、合算減歩 45.95%。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●事業費について <p>⇒廃棄物処理で相当の費用がかかる見込みであり、収支を合わせる事が課題である。</p> <p>⇒当地区は非補助であるが、当地区を含む範囲で都市再生整備計画による社会資本総合交付金を活用し、当地区の一部道路、緑道、公園に充てる予定である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●国道 58 号バイパスの建設 <ul style="list-style-type: none"> ・北部国道事務所との調整状況 <p>⇒今年度はまだ協議を行っていない。平成 34 年度頃の事業完了に向けて、今後、調整を行う予定。</p>

市町村	【施設・区域名】 現在の地区の状況及び今年度の取組等
読谷村	<p>【読谷補助飛行場（北地区）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地区計画の都市計画決定 <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画決定に向けた県との調整について <p>⇒県と調整中であり、早ければ今年度中に地区計画の都市計画決定をしたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●平成 29 年度の整備について <ul style="list-style-type: none"> ・村道認定した道路整備、排水施設整備について <p>⇒排水管整備は平成 29 年度から実施しており、今年度中の整備完了を予定している。現在、平成 29 年度の繰越事業を行っており、7 月末完了予定。 道路は平成 31 年度以降整備予定で防衛施設周辺環境整備法第 9 条に関する補助を活用する予定。</p> <p>⇒道路用地を地権者から無償譲渡してもらい整備することを予定している。道路用地の分筆測量についても 9 条で行いたいと考えている。地区計画決定や道路整備に先立ち、村道認定済み。</p> <p>⇒北地区全体で 5～6 年程度の整備期間になると想定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●課題 <ul style="list-style-type: none"> ⇒道路等の整備財源がない。分筆もできない。 ⇒地権者の代替わりが出てきており、早期整備されるところとの不公平感が出てこないか懸念される。

市町村	【施設・区域名】 現在の地区の状況及び今年度の取組等
読谷村	【読谷補助飛行場（西地区）】 ●現在の状況について（太陽光発電設置予定） ⇒民間が独自に開発を行う予定。 村として具体的な動きは把握していない。インフラ整備に関し村への要望もない。地主会と企業で調整中であるもよう。

市町村	【施設・区域名】 現在の地区の状況及び今年度の取組等
読谷村	<p>【嘉手納弾薬庫地区（国道東地区）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●区画整理事業の進捗状況 <ul style="list-style-type: none"> ・現在の状況について（無電柱化に伴う事業計画変更等） <p>⇒今年度は無電柱化することとなった都市計画道路における電線共同溝の工事を行う。（国交省補助）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サンエー周囲の都市計画道路3本と区画道路1本（いずれも国交省補助）はすでに電線共同溝は埋設されているが、現在はまだ、仮設の電柱・電線を使用している。共同溝へ入線後、抜柱を行う。 ・区画整理事業の保留地処分金を活用し、区画道路も含めた地区全体の無電柱化を検討している。現在、組合にて整備費用等を算出しており、実現可能性を検討している。（区画道路の電線地中化は要請者負担方式のため、全額組合負担となることを想定している） <p>⇒平成29年11月時点での保留地の処分については、一部の事業用保留地（賃貸用地）を除き全て売却済み。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減歩率の確認 <p>⇒公共減歩率30.75%、保留地減歩18.09%、合算減歩48.84%。事業計画変更でも減歩率は変更していない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画変更の状況について <p>⇒昨年、区画整理事業の事業計画及び実施計画の変更手続きを行い、事業計画は今年4月認可、実施計画は国交省に提出済で認可を待っている状況である。</p> <p>⇒事業計画変更で事業期間を平成33年度まで延長し、総事業費も無電柱化等により49.6億円に増額した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●区画整理事業に含まれない14haについての利活用に関する進捗状況 <ul style="list-style-type: none"> ・現在の状況について <p>⇒都市計画課として具体的な方針は検討中である。文化課と調整を行う。公園としての整備が望ましいと思っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●大湾アガリヌウガン遺跡調査検討専門会議の進捗状況及び調査概要 <ul style="list-style-type: none"> ・大湾アガリヌウガン遺跡調査検討専門会議（H29立上げ、H30.1開催）について <p>⇒今年度は2回開催予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国指定史跡に向けた取組について <p>⇒当遺跡については区画整理地区から除外した。グスク時代の初期の遺跡であり文化財としての重要度が高いため、村としては村指定（可能であれば国指定）文化財を目指したい。</p> <p>⇒昨年度はコンサルタント派遣を活用した。今年度もコンサルタント派遣を活用し、具体的な取り組みを行っていきたいと考えている。可能であれば国指定に向けた基礎資料を作成したい。跡地活用で文化財を残したまちづくりのいい事例になると考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算が付けば赤色立体地図を作成したいと考えている。（費用を調べ相談する） ・地権者（当該土地は字で所有）からは早く購入してほしいとの要望あり。 ・河川沿いで一部斜面地があり宅地としての使い勝手は悪い。 <p>⇒面積は約1.1ha</p>

市町村	【施設・区域名】 現在の地区の状況及び今年度の取組等
読谷村	<p>【トリー通信施設（大木・大湾地区）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●支障除去の進捗状況 <ul style="list-style-type: none"> ・現在の状況について <p>⇒支障除去中で、磁気探査や汚染土壌の排出を行っている。今年度中の完了予定であったが、平成31年9月まで延長する予定と聞いている。アスファルト下の汚染土（オイル）の撤去が必要であるが、大きな問題があるとは聞いていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●区画整理事業の状況について <ul style="list-style-type: none"> ・区画整理のB調査（基本設計、事業計画案作成等）結果について <p>⇒B調査が平成29年度に完了し、事業化に向けた取り組みを進めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の予定について <p>⇒県都市モノレール課と事業の認可に関する権限移譲について協議を行っている。権限移譲されれば村が認可し、組合施行で事業を開始することとなる。権限移譲は規模に関わらず全ての区画整理事業認可が対象となる。</p> <p>⇒事業費は国庫補助を活用せず、保留地処分金と公共施設管理者負担金でまかなうことを予定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺の一部取り込み（既存住宅地部分、筆跨ぎ部分）の検討状況について <p>⇒筆跨ぎ部分（一筆の一部が基地跡地である筆）で、区画整理事業の境界を一部変更した。</p> <p>⇒既存住宅部分については現時点では検討していない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減歩率の確認 <p>⇒公共減歩 25.14%、保留地減歩 19.7%、合算減歩 44.84%</p>

市町村	【施設・区域名】 現在の地区の状況及び今年度の取組等
北谷町	<p>【キャンプ桑江（北側地区）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●土地区画整理事業の進捗状況 <ul style="list-style-type: none"> ・現在の状況について（平成 32 年度換地処分予定） <p>⇒使用収益開始を地区北側（国体道路側）で第 3 期として平成 30 年 1 月実施。今後については、第 4 期を平成 31 年 1 月に予定し、全地区での使用が可能となる予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●県道 24 号バイパスの進捗状況 <ul style="list-style-type: none"> ・現在の状況について <p>⇒県の動向として、平成 29 年 11 月の立入許可を受けており、今年度以降ボーリング調査、測量及び設計を行う予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立入り調査（文化財調査）の見込みについて <p>⇒平成 29 年 11 月の立入許可（道路事業の測量）に合わせての文化財調査の立入は行っていない。</p> <p>⇒役場近接の道路計画地付近に埋蔵文化財の分布が見られるものの、その調査については見通しが立たない状況。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●博物館の整備・管理の進捗状況 <ul style="list-style-type: none"> ・現在の状況について <p>⇒平成 29 年度に実施設計済（建築・展示）、平成 30 年度は財源不足のため工事着手の予定が無く、平成 31 年度の工事着手の予定。博物館のオープンは平成 32 年度の予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●伊礼原遺跡造成工事の進捗状況 <ul style="list-style-type: none"> ・現在の状況について（H34 オープン予定） <p>⇒オープンに向けて予定通り進捗している。平成 30 年度は工事実施設計に着手済。</p>

市町村	【施設・区域名】 現在の地区の状況及び今年度の取組等
北谷町	<p>【キャンプ桑江（南側地区）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●外国大学誘致の検討状況 <ul style="list-style-type: none"> ・現在の状況について（教育機関誘致） <p>⇒地位協定の関係もあり、外国大学という位置付けは白紙とし、グローバルな人材育成拠点として検討を継続。</p> <p>⇒国内大学からの話が過去にあったが、その後は特に進展していない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●まちづくり基本計画の進捗状況 <ul style="list-style-type: none"> ・現在の状況について <p>⇒平成21年に基本計画を策定したが、その後時間が経過しており、実情に合わせ今後改めて計画見直しが必要であるが時期は未定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●まちづくりに関しての合意形成進捗状況 <ul style="list-style-type: none"> ・現在の状況について <p>⇒未対応。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●先行取得の進捗状況 <ul style="list-style-type: none"> ・昨年までの取得実績と今年度の取得予定について（目標は学校用地4.5ha、公園2.5ha） <p>⇒学校用地：取得済：約43,200㎡（約96%）、残り：約1,700㎡ 公園用地：取得済：約8,200㎡（約33%）、残り：約16,800㎡</p> <p>⇒今後、さらなる特定事業の見通し（広場等）を設定して取得を検討。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先行取得の方法について（「まちづくりニュース」を見て） <p>⇒学校は平地の地主を対象、公園は斜面地の地主を対象に買取りを行っている。</p> <p>⇒区画整理（換地手法）を想定しているものの、緑地・公園部分は土地区画整理区域外となることも想定し、学校部分は土地区画整理区域を想定しており、それぞれが別事業となることを考慮の上で、あえて取得エリア区分を行っている。（緑地・公園部分を土地区画整理区域に取り込むと高減歩率になることや飛び換地になるため、当該部分を土地区画整理区域外とすることを想定しての判断）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地権者組織、活動状況 <ul style="list-style-type: none"> ・今後の予定について <p>⇒キャンプ桑江（南側地区）に限定した地権者組織は無いが、新たな特定事業の見通しを設定し用地取得する際には、地権者説明会を予定。</p>

市町村	【施設・区域名】 現在の地区の状況及び今年度の取組等
北谷町	<p>【陸軍貯油施設第1 桑江タンク・ファーム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●跡地利用計画の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・現在の状況について ⇒進展なし。 ●タンクの原状回復の早期公表に関する進捗（検討）状況 <ul style="list-style-type: none"> ・防衛局への要請等について ⇒進展なし。 ●急傾斜地の緑地保全 <ul style="list-style-type: none"> ・現在の検討状況について ⇒具体的な進展はないが。権利調査(H28)のみ実施済。

市町村	【施設・区域名】 現在の地区の状況及び今年度の取組等
北谷町	<p>【キャンプ瑞慶覧（施設技術部地区）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地権者組織の活動状況（H28.12 設立） <ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年度の取組結果と今年度の予定について <p>⇒平成 29 年度は、基本構想策定に向けての地権者代表組織からの意見集約等を目的に勉強会を 3 回実施した。（公共施設計画に課題がある中で、地権者としての事業化検討に対するの主体性がなく、北谷町がなんとかしてくれるというスタンス。また、高減歩率が見込まれる中で、地権者として許容できない意向を示している。また、土地区画整理事業についても、組合施行ではなく町施行を要望している）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「北谷城」の国史跡指定に向けての調査、地権者合意形成の進捗状況 <ul style="list-style-type: none"> ・現在の状況について <p>⇒文化財に関して、地権者と合意形成を進める段階にはない。返還ライン不確定・国指定の可能性不確定により、基本方針が定まらない状況による。</p> <p>⇒平成 30 年 6 月中旬より調査（現地踏査）に着手する。なお、立入期限は平成 31 年 1 月末まで延長許可済。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●返還ラインの変更に関する進捗状況 <ul style="list-style-type: none"> ・防衛省との調整、防衛省・外務省への要請（H29.10）結果について <p>⇒返還ラインは、平成 30 年 2 月頃、町の要望で地区南側の既存施設から 10m 離隔を確保し、かつ、施設から 4m ラインに柵を建てるラインで返還する方向で内諾を得ている。（通常は 50m 離隔が必要）</p> <p>⇒上記調整方針で平成 30 年 5 月に改めて要請実施済。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●今年度の取組等の確認 <p>⇒平成 31 年度には返還されるとの見通しを聞いており、それに向けた取り組みを予定。</p>

市町村	【施設・区域名】 現在の地区の状況及び今年度の取組等
北谷町	<p>【キャンプ瑞慶覧（インダストリアル・コリドー地区）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●跡地利用計画の取組状況 <ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年度の取組結果と今年度の取組予定について ⇒平成 29 年度は権利調査を実施したが、今年度は桑江で多忙のため取り組めない状況。 ・宜野湾市との調整について <ul style="list-style-type: none"> ⇒進展なし。 ・土地の権利調査の結果について <ul style="list-style-type: none"> ⇒面積内訳を提示可。 ●返還範囲の適正規模要請についての進捗状況 <ul style="list-style-type: none"> ・現在の状況について（要望結果、今年度の要望予定等） ⇒国道拡幅で 20m 取られることを踏まえ狭いところで 160m（東西方向）程度しかなく、防衛本省に対して、跡地利用計画にて有効な土地利用が可能となるように、もう少し奥まで返還してもらえよう要請（国道 5 8 号の反対側の既返還地ハンビーと同様の幅で）をしている。 ●文化財調査のための立入状況 <ul style="list-style-type: none"> ・現在の状況について（調査体制、立入り申請） ⇒進展なし。 ●今年度の取組等の確認 <ul style="list-style-type: none"> ⇒キャンプ桑江南側の取組み（新たな特定事業の見通し）の関係から、今年度は当地区の具体的な取組みを見送る見通し。

市町村	【施設・区域名】 現在の地区の状況及び今年度の取組等
沖縄市	<p>【キャンプ瑞慶覧（ロウワー・プラザ住宅地区）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●先行取得の進捗状況（公園・緑地） <ul style="list-style-type: none"> ・昨年度までの取得実績と今年度の取得予定について ⇒H27：2,409 m²（4件） H28：1,537 m²（5件） H29：1,179 m²（2件） ⇒目標面積17,000 m²のうち、30%取得済み。H30は残り11,875 m²取得を目標（目指す）。 ⇒取得状況は芳しくない。斜面地を優先的に取得しているが、平地でも取得する。 ●道路の特定事業の見通し <ul style="list-style-type: none"> ・現在の状況について ⇒公園・緑地の買取りが優先のため、道路の特定見通し公表はいつ頃になるか未定。 ●関係機関との協議 <ul style="list-style-type: none"> ・行政区域や都市計画区域がまたがっていることへの対応について（県、北中城村） ・北中城村との調整会議（H29.11.22）の結果について ⇒北中城村とは区画整理に関することは未調整。前年度に行った北中城村との調整会議では、平成30年度の不動産鑑定業務（再評価又は時点修正）についての決定と、今年度は地権者との意見交換を行える場を設けたい、という話だった。 ・地主会について（活動休止中、地権者が減少しているのか？） ⇒地権者数はほとんど変わらない。跡地利用計画には高速道路西側部分も含まれていて、活動が活発な時期にはその部分の地権者が多く含まれていたのではないかと推測。現在は返還予定区域ではないため声を掛けづらい。（現在は特定駐留軍に指定された区域の地権者数しか把握していない） ⇒平成15年度頃の計画では高速道路西側の四角部分も計画に入っていたようである。そもそも四角部分も含め、返還予定範囲に入るのか、飛び地で残るのかわからない。 ⇒市にて確認。（平成16年度の土地利用評価図に四角部分についても低層住宅ゾーンとして表示されているが、概略設計図を検討する際の施行区域に区画整理の済んだ倉庫跡地地区の区域を除くと記載されている。（沖縄市・北中城村キャンプ瑞慶覧返還地区等跡地利用統一案策定調査（基本計画）（平成17年3月）） ⇒現在は地権者会自体が活動休止中で、地権者と話し合う機会がない。当時の地権者代表者と会って、今後の活動や新たな代表（後任者）のことも含め、相談したいと考えている。 ⇒先行取得の説明会は年1回（前年度末）に開催。その際に地権者の組織化が必要なことを周知しているが地権者はまだその気がない。出席者は200名中20名程度。対象者は先行取得区域のみとなっている。（跡地利用計画範囲と特定駐留軍用地に指定された範囲（先行取得の範囲）が違う。） ・土地利用計画案（第4案）の変更について ⇒周辺状況から変更せざるを得ないと考えている。 ⇒イオンモールができたことによって公共交通の状況も変わってきている。その辺りを検証していくと変えざるを得ない。 ⇒具体的な話はしていないが、北中城村も計画見直しについての必要性は同じように感じていると思う。 ●アワセゴルフ場へのイオンモール進出について <ul style="list-style-type: none"> ・現在の沖縄市への影響について（交通量、経済的影響等） ・影響を考慮した跡地利用計画について

市町村	【施設・区域名】 現在の地区の状況及び今年度の取組等
(沖縄市)	<p>⇒イオンモールの影響は少ない。H28年度調査（イオンモール立地に伴う交通量の変化）では、イオンモールオープン後、国道330号胡屋十字路口付近、沖縄環状線泡瀬付近、県道20号線胡屋付近で混雑度が上昇し、交通量が増えている。</p> <p>⇒ライカム交差点の右折帯は結構渋滞している。</p> <p>⇒経済的影響については、H27年度商工会議所の調査結果では、売り上げ増加15%、不変が55%、減少が30%。</p> <p>⇒影響があったとしても、跡地利用はそれを踏まえながら、そこで何をやるかをメインに考えたい。</p> <p>⇒繁華街の方々はイオンモールができることに敏感になっていたが、できた後にはそういう声があまり聞かれない。</p> <p>●県のアセス条例改正の影響について</p> <p>⇒まだ議論していないが、アセス実施に相当の期間を要するため、地権者への影響（給付金等）を懸念している。何らかの支援策があればよいが。</p> <p>●文化財調査</p> <p>・県道24号線の進捗に合わせた文化財調査の状況について</p> <p>⇒状況は変わらない。県道24号線は北谷町側（前半区間）が完了しないと沖縄市側（後半区間）の事業化はできないと聞いている。キャンプ桑江（南側）の返還が平成37年度以降で、沖縄市側はその後の工事となるためまだまだ先のことと考えている。県道24号線に伴う文化財調査より、返還に伴う文化財調査の方が早いと思う。</p> <p>●アドバイザー派遣について</p> <p>⇒北中城村と合同で地権者会立ち上げに先駆けて、地権者を対象とした講演会などを検討。アドバイザー派遣を要望予定。テーマとしては、先行している西普天間住宅地区の地権者が後から気付いたが、これは先に知っておいた方がよかったということがあったとしたら、それに関連したテーマ（アドバイザー）にしたい。</p> <p>●返還条件の進捗状況について</p> <p>⇒防衛局へ直接問い合わせたが、防衛局も分からないとの回答だった。</p> <p>⇒あらためて基地政策課に確認。 （平成30年1月29日に防衛局長宛でSACO合意された区域に関して早期返還についての要望書を出しているが、回答等は特にない。）</p>

市町村	【施設・区域名】 現在の地区の状況及び今年度の取組等
北中城村	<p>【キャンプ瑞慶覧（ロウワー・プラザ住宅地区）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●先行取得の進捗状況 <ul style="list-style-type: none"> ・昨年度までの取得状況と今年度の取得予定について（目標面積 9,500 ㎡） ⇒平成 27 年度は 6,606 ㎡(7 筆)、平成 28 年度は 215 ㎡(1 筆)、平成 29 年度は 1,473 ㎡(8 筆)を取得し 87%を取得済。平成 30 年度は、1,206 ㎡を取得予定（申出受付：5 月 1 日から 6 月 29 日まで。既に 2～3 件の買取申込みの相談有） ⇒沖縄市と共同で価格調査を毎年度実施し、沖縄市、北中城村ともにロウワー・プラザ住宅地区内は同一単価で買取している。価格調査は軍用地料や類似取引価格等を基に実施した。軍用地料と共に買取価格も年々上昇している。 ⇒目標面積である 9,500 ㎡は、土地利用計画素案 4 案を踏まえ、また、跡地利用特措法に準拠し設定した。 ●沖縄市との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・行政区域や都市計画区域がまたがっていることへの対応について（県、北中城村） ⇒進展なし。 ・沖縄市との調整会議（H29. 11. 22）の結果について（その後の会合等） ⇒前年度は事務レベルで意見交換を行った。お互い返還時期が不明確な中でも地権者との意見交換が必要との認識であるが、具体的には動いていない。また、斜面緑地が多く、地権者の跡地活用への意欲が高まらないという課題がある。 ●その他、昨年度の課題の進捗状況 <ul style="list-style-type: none"> ⇒進展なし。 ●基地からの排水対策 <ul style="list-style-type: none"> ・現在の状況について（村で調整予定、H30 に調整池整備予定） ⇒防衛局、国道事務所、沖縄市と調整を行っているが、具体的な進展はない。調整池は今年度用地買取を行う予定。村上下水道課にて対応している。 ⇒防衛局へは、基地内への排水路切り回しを要請したが、取り合ってもらえない状況にあり、村としては、国道 330 号歩道又は中央分離帯への排水路占用を踏まえて検討中。 ●県のアセス条例改正の影響について <ul style="list-style-type: none"> ⇒条例改正によってロウワー・プラザ住宅地区も対象となる見込みである。アセスの対象となったことで期間（3～4 年程度と想定）と費用（見当つかず）で大きな影響がある。 ●今年度の取組について <ul style="list-style-type: none"> ⇒今年度は先行取得に集中的に取り組み、また、沖縄市と意見交換を実施する予定である。

市町村	【施設・区域名】 現在の地区の状況及び今年度の取組等
北中城村	<p>【キャンプ瑞慶覧（サウスプラザ地区）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●新たな活用計画（昨年はいオンの職員用駐車場） ・現在の活用状況について <p>⇒今年度はイオン職員駐車場としてイオンと契約済み。契約は一年単位の自動更新となっている。（今後事業化することを踏まえ、今年度から一年更新で契約改定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来の活用予定について <p>⇒平成 29 年度コンサルタント派遣を活用し、中部圏域交通結節点としての整備活用を検討した。今後、事業化に向けて南部国道事務所や沖縄県に提案している。</p> <p>⇒バスの駅又は道の駅等事業にて整備を行う場合は、道路事業として実施し、用地は国へ売却することを検討中。</p>

市町村	【施設・区域名】 現在の地区の状況及び今年度の取組等
北中城村	<p>【キャンプ瑞慶覧（アワセゴルフ場地区）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●土地区画整理事業の進捗状況 <ul style="list-style-type: none"> ・現在の状況について <p>⇒現在は、基盤整備のほとんどを完了し、平成29年度より電線共同溝の工事を行っており、組合解散は平成31年度を予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●アリーナと体育館の進捗状況 <ul style="list-style-type: none"> ・現在の状況について（用地取得等） <p>⇒体育館は平成30年10月完成、11月供用開始の予定である。 ⇒アリーナは用地買収が単価面で難航し（1名）、進展の目途が立たない状況。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●横断歩道の進捗状況 <ul style="list-style-type: none"> ・県の一括交付金事業の採択に向けた県への要請について（イオンモールと徳洲会病院を結ぶ歩道橋） <p>⇒一括交付金にて補助採択を受けられないか中部土木事務所へ要請済。中部土木事務所行政懇談会で改めて要請予定。屋根付き歩道橋を予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イオンモールとアリーナ・体育館を結ぶ歩道橋について <p>⇒旧まちづくり交付金事業の補助採択を検討中（屋根付き）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●映像資料保存事業（H24～組合解散） <ul style="list-style-type: none"> ・現在の状況について <p>⇒昨年度はインタビュー形式で行い、今年度も継続して実施する予定。（平成24年度から事業組合解散後の平成32年度までの映像記録撮影を予定）</p>

市町村	【施設・区域名】 現在の地区の状況及び今年度の取組等
北中城村	<p>【キャンプ瑞慶覧（喜舎場住宅地区）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●跡地利用の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年度の実績結果、平成 30 年度の実績予定について ・インター及び県道拡幅用地以外の用地の利用方法について <p>⇒前年度において予備設計レベルの詳細な検討を行い、概略図面を作成した。そして、防衛局・NEXCO・県・村で構成する作業部会において整備計画の確認を行った。今年平成 30 年度以降は、インター施設以外の用地（県道沿い残地部）の利用方法について検討を行う予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県への要請について（インター整備前から県道拡幅を先行整備） <p>⇒要請はしていない。県としては、返還されるまで県道拡幅の整備はできないという考えである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●早期返還に向けた活動状況 <ul style="list-style-type: none"> ・防衛省への要請について <p>⇒特に文書等では要請はしていないが、村長の上京にあわせて防衛省本省へ要請を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●喜舎場スマート IC 作業部会のその後の状況 <p>⇒作業部会を通じた詳細な検討を行った。今後は事業主体（県道から本線への取り付け部分）となる県（道路街路課）へ引き継ぐべく調整会議を検討中。</p>

市町村	【施設・区域名】 現在の地区の状況及び今年度の取組等
宜野湾市	<p>【キャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●琉大用地について <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度までの取得結果と不足分の取扱いについて ⇒H30.3.31時点で、取得面積は契約ベースで約17.2haとなる。琉大用地は、換地+保留地で概ね確保の目途が立っている。 ⇒琉大とは、面積確保の最終調整中。 ⇒従前国有地（法定外公共物以外の1.6ha）の取扱いについて、沖総局/財務部と協議調整をしており、琉大街区内への仮換地指定後に琉大へ売却する方針である。 <ul style="list-style-type: none"> ●国道58号への連絡道路 <ul style="list-style-type: none"> ・現在の状況について ⇒当該路線の西普天間線は、未返還のインダストリアル・コトー地区を除いた西普天間住宅地内の区間での都市計画決定をH31.2に予定。 <ul style="list-style-type: none"> ●国道58号へのアクセス道路 <ul style="list-style-type: none"> ・現在の状況について ⇒H30.3市議会にて、喜友名23号として市道認定済である。（全長620mの内、350mを共同使用） ⇒今後は、H30実施設計、H31用地取得、H32-H34工事、H35供用開始を予定。（防衛局補助にて事業執行） <ul style="list-style-type: none"> ●鉄塔関連 <ul style="list-style-type: none"> ・現在の状況、沖電等との調整について ⇒鉄塔は、西普天間住宅地区の1基だけでなく、隣接するインダストリアル・コトー地区（宜野湾市・北谷町）を含めて、電線類地中化検討を行う必要がある。 ⇒地中化ルートとしては、北谷町側で国道58号内に迂回させる案を示し、沖縄電力に対して概算事業費等の算出を依頼しているところである。 <ul style="list-style-type: none"> ●環境アセス調査の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・準備書の縦覧（H29.11～12）の結果 ⇒準備書縦覧における住民意見の提出はなかった。 ・今後の予定について ⇒H30.5.22付けで準備書に対する知事意見が述べられ、現在、その対応について回答を作成準備中である。今後は評価書としてのとりまとめを行い、それに対する知事意見を受けての補正対応を予定し、最終的には、H31.2評価書の公告・縦覧を目指している。 <ul style="list-style-type: none"> ●区画整理事業への取組状況（原案作成の状況） <ul style="list-style-type: none"> ・区域に関する都市計画（案）の縦覧実施について（H29.11～12） ⇒H29.11-12で縦覧済 ・現在の状況について ⇒都市計画手続きを経て、H31年度早々の事業認可、その1年後のH32年度に仮換地指定を予定。 ⇒平成30年4月変更の跡地利用計画に基づき事業計画、換地設計を進める。 <ul style="list-style-type: none"> ●区画道路の無電柱化について ⇒市/建設部から沖総局/開発建設部に対して協議をしているところだが、原則として、都市計画道路2路線に限定した電線類地中化を計画している。

市町村	【施設・区域名】 現在の地区の状況及び今年度の取組等
(宜野湾市)	<p>⇒区画道路までの電線類地中化は、市として財源的な課題が大きいことから、現実的には厳しいと考えている。</p> <p>●文化財調査の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・斜面緑地部の調査予定について <p>⇒湧水の関係を加味して、現在、調査計画を検討中。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・喜友名山川原第9遺跡及び普天間旧道遺跡の保存方法について <p>⇒跡地利用計画における遺跡の保全方針を検討中。</p>

市町村	【施設・区域名】 現在の地区の状況及び今年度の取組等
宜野湾市	<p>【キャンプ瑞慶覧（インダストリアル・コリドー地区）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●跡地利用に関して進捗状況（返還ラインの確認等も含む） <ul style="list-style-type: none"> ・跡地利用の検討状況について <p>⇒昨年度に行動計画を策定し、今年度より基本方針策定（宜野湾市部分）に向けた取組を行う予定である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北谷町との連携について <p>⇒これまでに北谷町と具体的な連携は行っていない。今年度、協議を行い、どのような連携ができるか検討を行いたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地権者との合意形成 <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート結果（H29.12実施）について <p>⇒326通発送し90通の回答を得た（回答率28%） 土地利用について自己利用や賃貸で活用したい人が20%、分からない人が50%であった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセス道路に関する地権者説明会の状況 <p>⇒H30年3月4日に地主会役員に説明し、その後アクセス道路の地権者を個別に訪問し、アクセス道路整備のため将来的に買収を行いたい旨、説明を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●文化財調査 <ul style="list-style-type: none"> ・調査未実施箇所の調査等、防衛局との調整について <p>⇒ほとんどの地点で未調査である。返還前の立入り調査が必要になると思うが、防衛局とは未調整であり、申請も行っていない。</p>

市町村	【施設・区域名】 現在の地区の状況及び今年度の取組等
宜野湾市	<p>【普天間飛行場】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地権者との合意形成 <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート結果を踏まえて今後の取り組みについて ⇒アンケートは平成 28 年度に実施し、3,968 通発送し、1,204 通の回答を得た。 (回答率 30.3%) <p>土地利用について、賃貸で活用したい人は 63%、売却したい人は 49.4%、自己利用したい人は 49.2%、不明は 44.7%であった（複数回答可）。中間とりまとめの配置方針図について約 6 割は肯定的な意見であった。</p> ⇒結果は字別意見交換会、広報誌で周知を行っている。 ●文化財調査、環境調査の進捗状況 <ul style="list-style-type: none"> ・現在の状況について ⇒平成 27 年度は防衛局主体で調査を行ったが、平成 28、29 年度については調査を行っていない。今年度も実施予定はない。（環境補足協定による影響ではない） ●宜野湾 11 号の文化財調査の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・文化財調査の状況について ⇒今年度取り組む。 ●先行取得の進捗状況 <ul style="list-style-type: none"> ・昨年までの取得結果について ⇒昨年度、約 1.5ha を取得し、これまでに累計で約 5ha を取得した。 <ul style="list-style-type: none"> ・今年度の取得予定について ⇒約 1.8ha の取得を目標としている。6 月から受付を開始し、それまでに HP やチラシで周知を行っている。例年、事務手続き上 3 回に分けて実施しており、今年度も 3 回に分けて実施する予定。 ⇒県の先行取得（道路）と同時に行っている。売主が指定しない限り、県と市で協議の上、どちらが買い取るかを決めている。 ●「全体計画の中間とりまとめ」に基づく「計画内容の具体化作業」の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年度 of 取組状況について（配置方針の更新等） ⇒海外事例視察（シンガポール、マレーシア）を行い、公園緑地による整備効果の視察を行った。 ⇒土地利用の機能導入として新たな沖縄のライフスタイル（地権者、移住者、学生、研究者、外国人）を支える都市機能のイメージづくりに取り組んだ。また、都市基盤整備については、県から公表された鉄軌道案に対して、当地区内を通る場合のルート・駅・構造（地上・地下）等を踏まえたケーススタディ、そして、周辺市街地との連携方針について検討を行った。さらに、普天間公園に関する合意形成に向けて、「緑の中のまちづくり」として VR のプロモーションビデオ等を作成した。 ・跡地利用計画策定有識者検討会議の結果（H29.11、H30.2）について ⇒有識者検討会議にて、配置方針の検討等、跡地利用に関することについて協議、決定を行っている。市内部の会議や部会等はない。この有識者検討会議は沖縄県と共同で実施している普天間飛行場跡地利用計画策定調査における「普天間飛行場跡地利用計画策定全体会議」と連携したものである。

市町村	【施設・区域名】 現在の地区の状況及び今年度の取組等
(宜野湾市)	<p>●NB ミーティング、若手の会の活動状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年度 of 取組結果 (NB ミーティング：基地周辺市民との意見交換会、那覇新都心地区の住民との意見交換会、若手の会：大規模公園に関する意見交換、若手の会の活動に関する字別意見交換会) について <p>⇒NB ミーティングは跡地開発による課題 (コミュニティの維持等) について、新都心周辺の自治会等と意見交換を行った。その際に新都心自治会安里地区では、高架で分断され公民館に行かなくなった事例などの紹介があった。</p> <p>若手の会では大規模公園のあり方について字別意見交換会等を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今年度以降の取組予定について <p>⇒NB ミーティングは「住環境 (防犯、防災)」をテーマに検討を行う。若手の会は「経済効果を高めるための土地利用」をテーマに検討を行い、地権者への発信を予定している。</p> <p>⇒両組織と有識者、コンサルタント、行政で懇話会を年 3 回開催しており、情報共有等を行っている。今年度予定している事例視察も両組織から参加し、合同で勉強会を行う予定。視察場所は国内で検討中。</p>

市町村	【施設・区域名】 現在の地区の状況及び今年度の取組等
浦添市	<p>【牧港補給地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●第5ゲートの返還に伴う跡地利用 <ul style="list-style-type: none"> ・跡地利用について（H30年度末返還見込み） ・先行取得の状況について（地権者の意向等） <p>⇒できれば返還前（今年度中）に全て先行取得したい（1.7ha）。 ⇒跡地利用については公園・緑地を考えている。地権者の意向は一括返還。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●国道58号拡幅（浦添市が把握している範囲で） <ul style="list-style-type: none"> ・H30.3に返還され、その後の状況について <p>⇒文化財試掘調査を浦添市が実施予定。 ⇒今後は防衛局による土壌汚染調査→市にて文化財の試掘調査（11月頃の完了見込み）後、防衛局にて磁気探査の予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ランドリー移設の状況について <p>⇒ランドリー移設については、国道拡幅に向けて一度基地内に移設し、その後、移設条件先に移設すると聞いている。 国道58号に平行して使用中の雨水排水管BOXがあるが所有者が分からない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●先行取得 <ul style="list-style-type: none"> ・昨年までの取得結果とH30年度の取得予定について <p>⇒29年度の申込は10ha以上あり、実際に取得したのは3.5ha。これまでに6.9haを取得した。 平成30年度は3.3haの取得を予定している。6月に1次募集、9月頃に2次募集を行う予定であるが1次募集で今年度取得予定面積を超える見込み。 市は狭小な土地を優先して買うことにしている。民間へ売却する場合、200㎡以上は届け出が必要としているが、先行取得状況を見て引き下げること検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●海没地の補償 <ul style="list-style-type: none"> ・防衛省が全ての埋没地で滅失補償すると聞いているが？ <p>⇒第5ゲートは防衛省が補償する。北側部分については未定であるが、おそらく防衛省が補償することとなると思う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地主会及びチームまきは21の活動状況 <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度の活動結果と今年度の活動予定について <p>⇒チームまきは21は29年度、勉強会を4回実施し、県内事例視察や地区コンセプトの検討を行った。30年度は他地区での取り組みの整理や意向調査に向けた調査内容の整理を行う予定。また、今年度は2年に1回のメンバー入れ替えの年に当たる。現メンバーが残るか、メンバーを増やすかどうかは未定。 ⇒地主会本体は29年度の活動は特になく、30年度も予定はない。ただし、防衛局と直接やりとりをして情報提供等を受けている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●文化財調査 <ul style="list-style-type: none"> ・現在の状況について（調査に入れていない。第2ゲート部分で現地保存可能な文化財を確認） <p>⇒試掘調査が必要で、防衛局と調整中。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国道拡幅部分の文化財調査について（市文化課にて試掘調査を予定） <p>⇒上記のとおり</p>

市町村	【施設・区域名】 現在の地区の状況及び今年度の取組等
(浦添市)	<ul style="list-style-type: none">・建物（ランドリー）移設先の調査立会いについて（試掘調査は防衛局実施） ⇒試掘調査は防衛局が実施、市は立会い予定であるが、入れない状況。 ⇒移設後に現建物用地の試掘調査の要請有。31年度調査対応を予定。 ・第1ゲートから南側の拡幅ラインの調査に関する防衛局との調整について ⇒国道拡幅に必要となるが支障除去の範囲となるか不明。返還区域であるかも不明。 ⇒南側の拡幅ライン（沢の部分）については、今回の返還区域に入っている。（局確認） ・人員体制に関する県との協議について ⇒進展なし（返還時期が不明なため）

市町村	【施設・区域名】 現在の地区の状況及び今年度の取組等
那覇市	<p>【那覇港湾施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●現在の取組状況 <ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年度の取組について <p>⇒跡地利用計画（案）策定に向けた開発条件の整理や情報収集、次世代の会の活動支援、情報誌の発行（2 回）を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ※地主会と調整がつかず、当初予定していた手順書策定に向けた取組、跡地利用計画（案）の策定に向けた取組、地権者との合意形成活動が実施できなかった。 <ul style="list-style-type: none"> ・跡地利用計画（案）の策定に向けた情報収集については、直接関係市町村にヒアリングを行った。浦添市、北谷町、宜野湾市に広域的な土地利用について、豊見城市に西海岸の開発について、西原町、与那原町に大型 MICE 施設誘致に伴う開発についてヒアリングを実施した。 ・次世代の会は今年度、定例会（月 1 回：自然資源をテーマとしたまちづくり）とフィールドワーク（2 回：那覇まちまーいの体験、真珠道（まだまみち）の散策）、他組織（普天間飛行場の若手の会、牧港補給地区のチームまきほ 21）との意見交換を実施。 ・情報誌は 11 月と 3 月に発行。平成 29 年度の取組や地主会事務所移転について周知。 ・今年度の取組予定（跡地利用計画策定手順書の策定、跡地利用計画検討委員会の立ち上げについて） <p>⇒29 年度に実施できなかった手順書の策定、跡地利用計画（案）の策定に向けた取組、地権者との意見交換、次世代の会との意見交換、情報誌の発行を実施予定。しかし、年度初めに地主会と協議を行ったが、調整がつかず、まだ、意見交換ができる状態ではない（次世代の会との意見交換は予定通り実施予定。情報誌の発行は未調整）。跡地利用計画検討委員会の立ち上げもまだ先になる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●浦添地区への軍港移転に関し、那覇市、浦添市、沖縄県との調整状況 <ul style="list-style-type: none"> ・現在の状況について ・平成 29 年 4 月 29 日開催第 24 回那覇港湾施設移設に関する協議会以降の動きについて（三者会談など） ●地主会、次世代の会の活動状況 <ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年度の取組結果と今後の予定について <p>⇒上記のとおり。</p>

(2) アドバイザー派遣等及び各種会議における講演テーマ等の要望

市町村個別訪問において把握したアドバイザー派遣等への要望及び各種会議等の意見交換又は講演テーマ等への要望を整理する。

市町村	アドバイザー派遣等	講演テーマ等
本部町	・跡地利用推進のためアドバイザー等専門家の派遣を検討する。	—
恩納村	※プロジェクト・マネージャーを派遣中。	—
北谷町	※コンサルタント派遣（2件）実施中。	—
宜野湾市	・昨年派遣を受けたプロジェクト・マネージャー（文化財調査）については、今年度は対象が宜野湾 11 号だけであるため要望しない。	—
浦添市	・今年度もアドバイザー派遣を予定。	—

2-3 第2回市町村個別訪問

1 ヒアリング内容

5月から6月にかけて実施した市町村個別訪問（第1回）以降の各施設・区域の状況、跡地利用に向けた取組状況、課題等の状況について第1回目のヒアリング結果を基にヒアリングを行った。

また、第1回ヒアリングをもとに一部修正した跡地カルテについて、記載内容の確認を行うとともに、市町村支援事業の支援メニュー（アドバイザー派遣、コンサル派遣等）に関する改善・追加要望等について意見交換を実施した。

2 実施日

平成30年11月12日（月）～11月27日（火）に以下のとおり実施した。

実施日	市町村	部署	対象施設・区域
11月12日 （月）	那覇市	・総務部平和交流男女参画課那覇軍港総合対策室	・那覇港湾施設
	浦添市	・企画部企画課 ・教育委員会文化課	・牧港補給地区
11月14日 （水）	宜野湾市	・基地政策部まち未来課 ・基地政策部西普天間跡地推進室 ・教育委員会文化課	・キャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区、インダストリアル・コリドー地区） ・普天間飛行場
11月15日 （木）	北谷町	・総務部企画財政課 ・教育委員会社会教育課	・キャンプ桑江（北側地区、南側地区） ・陸軍貯油施設第1桑江タンク・ファーム ・キャンプ瑞慶覧（施設技術部地区、インダストリアル・コリドー地区）
11月16日 （金）	北中城村	・建設課 ・企画振興課	・キャンプ瑞慶覧（ロウワー・プラザ住宅地区、サウスプラザ地区、アワセゴルフ場地区、喜舎場住宅地区）
11月19日 （月）	うるま市	・企画部防災基地渉外課	・嘉手納弾薬庫地区（旧東恩納弾薬庫地区） ・旧東恩納弾薬庫（楚南地区）
	沖縄市	・建設部都市整備室（都市計画担当）	・キャンプ瑞慶覧（ロウワー・プラザ住宅地区）
11月20日 （火）	読谷村	・ゆたさむら推進部企画政策課 ・ゆたさむら推進部農業推進課 ・建設整備部都市計画課 ・教育委員会文化振興課	・瀬名波通信施設 ・楚辺通信所 ・読谷補助飛行場（補助飛行場地区、大木地区、北地区） ・嘉手納弾薬庫地区（国道東地区） ・トリイ通信施設（大木南地区）
11月22日 （木）	本部町	・企画政策課（政策班）	・上本部飛行場

実施日	市町村	部 署	対象施設・区域
11月26日 (月)	恩納村	・企画課	・恩納通信所
11月27日 (火)	金武町	・基地跡地推進課	・ギンバル訓練場

3 ヒアリング結果

(1) 各対象施設・区域の第1回訪問時以降の状況等

第2回個別訪問において把握した各対象施設・区域の第1回訪問時以降の状況等（取組状況・課題等）を整理する。

※斜体（太文字）が第2回のヒアリング結果

市町村	【施設・区域名】 現在の地区の状況及び今年度の取組等
国頭村	<p>【北部訓練場】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●国立公園追加指定に向けた状況（環境省、沖縄県、国頭村） <ul style="list-style-type: none"> ・国立公園追加指定に向けた取り組み状況について <p>⇒環境省にて国立公園追加指定に関する、やんばる国立公園（仮称）の指定書及び公園計画書の原案が策定され、パブリックコメントを終え、7月に追加指定が決定する予定である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民との合意形成について <p>⇒追加指定に関する部分に私有地はないため、地域住民との合意形成における課題はなく、土地所有者である林野庁と調整を行っていると思定される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆現在の状況について（国立公園追加指定後の状況等） <ul style="list-style-type: none"> ⇒平成30年6月28日付けで中央環境審議会より「やんばる国立公園における公園区域及び公園計画の変更について」答申。 平成30年6月28日付け官報に追加指定について告示。 北部訓練場返還地（約4,000ha）のうち、約3,700haを公園区域に編入。 <ul style="list-style-type: none"> ●世界遺産登録について <ul style="list-style-type: none"> ◆現在の状況について <ul style="list-style-type: none"> ⇒来年2月の推薦書再提出に向け環境省と調整中。 平成30年11月2日、2020年夏の世界自然遺産推薦候補を政府が決定。 <ul style="list-style-type: none"> ●跡地利用の活用（森林ツーリズム等） <ul style="list-style-type: none"> ・3村共通のルールづくり（県主導）について ・森林ツーリズム体制の全体構想、組織作りについて <p>⇒安波訓練場についてはやんばる学びの森が完成し、森林ツーリズムの活動を行っている。北部訓練場については現在のところ、動きはない。</p> <p>⇒森林ツーリズムについては、初めの立ち上げとして、H27～H29の3年間で県が全体構想を策定した。今後は3村が主体で具体施策に取り組む。（国一括交付金、県負担金を利用）</p> <p>⇒やんばる3村世界自然遺産推進協議会（3村、関係団体参加）の下部組織として森林ツーリズム部会（3村とオブザーバーとして県が参加）を5月31日に立ち上げた。これまでも部会設立に向けた準備会合は開催しており、今後は部会にてガイド制度や利用ルールの策定等を進めていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆現在の取り組み状況について（具体施策の検討、推進協議会・森林ツーリズム部会の開催等） <ul style="list-style-type: none"> ⇒ガイド制度の運用に向けたルールづくりを関係機関と協議中。 ◆森林ツーリズム関連予算について（国一括交付金、県負担金） <ul style="list-style-type: none"> ⇒沖縄県より、一括交付金（県分）事業として、部会事務局長の所属する国頭村観光協会に対して、「やんばる型森林ツーリズム支援事業補助金」（約800万円）

市町村	【施設・区域名】 現在の地区の状況及び今年度の取組等
(国頭村)	<p style="text-align: center;">の委託費を交付している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自然史博物館誘致に向けた取組みについて ⇒ 現在、誘致に向けての動きはない。

市町村	【施設・区域名】 現在の地区の状況及び今年度の取組等
東村	<p>【北部訓練場】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●国立公園追加指定に向けた状況（環境省、沖縄県、国頭村） ・国立公園追加指定に向けた取り組み状況について（指定タイミング、土地の管理者、環境省との調整等） <p>⇒返還跡地のうち、福地ダム周辺は今年7月中旬頃には国立公園に追加指定予定（国頭村と同時に指定の予定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民との合意形成について <p>⇒全て国有林（国有地）で地権者はいない。周辺住民には環境省より数回説明があった。</p> <p>◆現在の状況について（国立公園追加指定後の状況等）</p> <p>⇒平成30年6月29日、北部訓練場返還跡地の大半（約3,700ha）を含め、公園区域が拡張された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●北部3村における「森林ツーリズム」、「ダムツーリズム」の調整状況 ・森林ツーリズムの勉強会の結果、3村共通のルールづくりについて <p>⇒3村が主体となって勉強会やルールづくりを行っており、全体的には調整できているが、一部調整ができていない箇所がある。世界遺産登録までには策定したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダムツーリズムの取組について（福地ダム湖面活用に係る利用促進策含め） <p>⇒ダムツーリズムは東村独自の取り組みである。主体は村観光推進協議会であり、村は支援を行っている。ガイドは10人程度（森林ツーリズムと重複）。今年度は、トレッキング、船、フィールド調査を行い、今年度中にツアー開催が可能かの判断を行いたい。</p> <p>◆現在の状況について</p> <p>⇒森林ツーリズムは、平成30年8月やんばる3村世界自然遺産推進協議会より、やんばる3村ルールブックを発行。</p> <p>⇒ダムツーリズムは、現在、モニターツアーを実施中。</p>

市町村	【施設・区域名】 現在の地区の状況及び今年度の取組等
東村	<p>【慶佐次通信所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地権者組織の動きについて（プロジェクト誘致の要請への対応） <ul style="list-style-type: none"> ・地権者組織との調整等その後の状況について ・慶佐次ロラン局跡地利用計画基本方針（H28策定）への支援について <p>⇒動きはないと思うが詳細は不明。地権者組織内で整理がついていないと想定される。 ⇒村としては沖縄振興開発金融公庫と連携はしている。 ⇒支障除去は終了しており、地権者で管理している。 ⇒水の確保が課題になると想定される。 ⇒地権者意向は借地。</p> <p style="padding-left: 40px;">◆現在の状況について（地権者の動き、村の関わり等） ⇒変動なし。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●文化財調査 <ul style="list-style-type: none"> ・文化財調査について <p>⇒文化財は存在しないということなので、文化財調査は行わない予定。 ⇒土地活用を行う場合、不発弾調査は実施する予定。 ⇒支障除去については全域で実施されているか不明。</p> <p style="padding-left: 40px;">◆支障除去状況の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆海上保安庁の原状回復工事と沖縄防衛局の支障除去作業の範囲（調査種類（不発弾調査など））について <ul style="list-style-type: none"> ⇒海上保安庁の原状回復工事は、平成25年に土壌汚染、廃棄物探査及び磁気探査調査を実施。ただし、調査の範囲は、費用負担を理由に建物や油汚染の影響がありそうな範囲で実施した。 ⇒沖縄防衛局の支障除去作業は、平成27年度に土壌汚染や廃棄物有無の確認について完了。

市町村	【施設・区域名】 現在の地区の状況及び今年度の取組等
伊江村	<p>【伊江島補助飛行場】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●粉塵対策施設整備の運用と効果 <ul style="list-style-type: none"> ・スプリンクラー（H28.12 設置）の運用と効果について ⇒滑走路周辺にスプリンクラーが設置されたことをフェンス外から確認。周辺に畑（タバコ）があるが、苦情等も特にないため、効果はあったと考えている。 ・フェンス周辺の植栽工事の状況について（防衛局実施） ⇒フェンス（西側の一部）周辺にモクマオウなど枯れた木の植え換えも含め 5 種類、約 1,200 本が植樹された。 ⇒スプリンクラー及び植栽工事は粉塵対策のため防衛局にて実施。 <p>◆現在の状況について ⇒特になし。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●文化財調査 <ul style="list-style-type: none"> ・発掘調査の状況について ⇒平成 28 年度までに実施されている。（LHD デッキ部分のみ） ・米軍実施の LHD デッキ改良工事時（H27.8～）に実施していないエリアの試掘調査、環境調査について ⇒現在、調査は実施しておらず、その予定もない。文化財は存在しないと想定される。（フェンス内） ⇒フェンスの外側については、平成 9、10 年度に現地踏査までは実施したが、試掘等を行っていない。ほぼ農地として活用されており、不法投棄等はされにくい状況である。 ⇒デッキ改良工事は今年 11 月頃終了と聞いている。 <p>◆現在の状況について（デッキ改良工事の状況等） ⇒11 月 20 日に米軍側より完成したとの報告を受け、12 月から運用開始との報告を受けた。 12 月 5 日より、F35B の離着陸訓練の運用が開始されている。</p>

市町村	【施設・区域名】 現在の地区の状況及び今年度の取組等
本部町	<p>【上本部飛行場】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●企業が県に申請している開発申請（都市計画法に基づく） <ul style="list-style-type: none"> ・町としての対応（申請に対する意見等）について <p>⇒まだ申請されていない。（事前申請はされている）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業との協議について（収支計画：補助金活用のためには農用地区域指定が必要、費用負担等） <p>⇒果樹園の営農計画等について調整中。補助は活用しない方針。補助を活用しないこと、また、将来的な土地利用が縛られることから農用地区域には指定しない方針。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業と県の調整について（不発弾処理や県土保全条例に基づく開発申請手続き） <p>⇒不発弾調査は県の補助があることはアナウンスしているが、実施するとは聞いていない。県土保全条例に基づく開発申請について、土砂の切り盛りが平均30cm以下の場合には許可不要であると聞いている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地権者との合意形成について <p>⇒果樹園計画地の土地使用については、約7割の土地で企業と地権者で売買、賃貸借契約等の調整がついていると聞いている。合意がとれているところから活用を開始する予定。果樹園以外の土地は約9割の土地で調整がついていると聞いている。</p> <p>⇒賃貸借契約は20年間と聞いており、契約から10年経過している土地もある。賃料は毎年支払い、開発後は賃料を増額すると聞いている。</p> <p style="margin-left: 40px;">◆現在の状況について（開発申請、営農計画等の調整、県との調整、地権者合意形成等）</p> <p style="margin-left: 80px;">⇒開発エリアでの民有地に係る不発弾調査は一部実施中。先行して整備する果樹園部分では未実施。（町有地は全て実施済み）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●町有地がまとまって存在する区域の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・現在の状況について <p>⇒特に動きなし。一部の土地で果樹（みかん等）の苗の生産施設の検討を行っている。</p> <p style="margin-left: 40px;">◆現在の状況について（何か動きがあるか）</p> <p style="margin-left: 80px;">⇒跡地利用計画地の南側（まとまった町有地有）については現時点で具体的な計画なし。</p> <p style="margin-left: 80px;">⇒跡地利用計画地の北側（点在した町有地有）については、果樹の苗木生産施設の検討を行っている。また、別の視点で検討している施設として、給食センターが挙げられるが、名護、本部、今帰仁、伊江の給食をまとめて調理する施設規模が求められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●町道「石川謝花線」の進捗状況 <ul style="list-style-type: none"> ・現在の状況について <p>⇒当初H30.4 暫定供用開始の予定であったが、一部、合意形成が難航し、用地取得が完了していない。その土地を避け、線形変更を行った。</p> <p>⇒その部分の整備中であり、整備が完了し、町道認定の変更（9月議会予定）を行い、10月に暫定供用を開始する予定である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の予定について <p>⇒平成29年度に北部振興事業（沖縄北部連携促進特別振興対策特定開発事業推進費（公共事業））に採択された。29年度は実施設計を行い、今年度から用地買収、工事を開始する予定である。29年度～33年度の5か年の整備を予定している。海洋博記念公園の</p>

市町村	【施設・区域名】 現在の地区の状況及び今年度の取組等
(本部町)	<p>立体駐車場付近の県道 114 号線に取り付ける予定である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆現在の状況について（暫定供用、用地取得状況、延長部分の用地買収・工事の状況等） ⇒特になし。 ●亜熱帯特殊農産物加工工場（飲料工場） <ul style="list-style-type: none"> ◆現在の状況について ⇒経営上、単年度では好転しているが、これまでの累積赤字の関係で厳しい状況有。（シークワサーの認知度はあがっているが） ⇒当該施設により、もとぶウェルネスフーズが製造、オキハムが販売を担っており、地元雇用には貢献している。

市町村	【施設・区域名】 現在の地区の状況及び今年度の取組等
恩納村	<p>【恩納通信所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●恩納通信所跡地整備基本構想（案） ⇒H28年度実施の「恩納通信所跡地利用に関する検討調査」の結果を踏まえ、より具体的な整備計画とし「恩納通信所跡地整備基本構想（案）」をH30年度作成予定。 計画作成にあたり、恩納通信所跡地整備基本構想策定検討委員会（仮称）を設置予定。（沖総局、県、村、公庫、OIST、リゾート開発会社、地主会等含む） ⇒内閣府より、基本構想作成と並行し、OIST 宿舍建設について検討するよう依頼あり。 <p>◆現在の状況について（基本構想（案）、委員会設置、宿舍検討等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ⇒11月16日にリゾート開発会社のトップと協議打合せを実施し、村として進めている公共事業（3事業）の進捗を説明し、基本構想策定と事業費負担を含め跡地利用への協力を要請。 ⇒基本構想検討は調査委託を発注したところであり、実質工期として5月末を目途に調査完了を予定。 委員会は有識者、沖総局、県、公庫、OIST、地主会、区長等11名にて構成し、3回開催を予定。第1回は1月中旬を予定。 ⇒基本構想策定の進め方等（検討のポイント）について確認。 <ul style="list-style-type: none"> ○恩納通信所跡地及びその周辺地域を含めた特性の把握 ○自然条件・社会条件等を踏まえた開発と保全の方針 ○計画見直しにより開発許可等の再申請が見込まれる中での検討課題を再整理 ○開発に伴う里道の集約等の方針 ○海岸線・保安林の保全整備の方針 ○リゾート開発会社未契約の土地（墓地・文化財等）の取扱い ○道路（電線類地中化・植栽・歩道・自転車道等）、排水路（親水・環境配慮空間）における景観形成方針 ○ふれあい学習センター・OIST・情報通信研究機構等との発展的な連携方針 ○国道58号との取付け交差点改修の取組方針 ○PFI/PPPによるSPC導入方針 ○用域変更の方針（準リゾート用域の新設等） ○来訪者の交通を意識した交通結節点のあり方 <ul style="list-style-type: none"> ●リゾート開発会社との協定概要（SPC、公庫との包括協議も含めて） <ul style="list-style-type: none"> ・残りの道路事業費の負担割合に関する協議について（補助率8/10のため） ⇒協定の見直しはまだ行っていない。 ⇒北部連携事業を導入するにあたり、補助金の地元負担分（2割）について、村とリゾート開発会社で負担割合の調整を行う予定。 ⇒事業費は、調査設計費、用地費、工事費を合算したものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・SPCの設立について ⇒H30年度に恩納通信所跡地整備基本構想策定計画（案）を策定予定であり、計画作成にあたり、SPC、3セク等の事業主体についても検討を予定。 ⇒例として、道路植栽管理は、リゾート色を出した整備・管理が求められ、ホテル側の関与が必要と考えられる。タウンマネジメント会社を作って管理することも検討する余地がある。 <ul style="list-style-type: none"> ・土地の権利について ⇒リゾート開発会社は100年の地上権を設定しており、全体を早期に開発する意思は薄い中で、地元はエリア全体の跡地利用の具体化を望んでいる。 ⇒ホテル予定地以外の箇所について、村のまちづくりの視点を踏まえ土地活用できるよ

市町村	【施設・区域名】 現在の地区の状況及び今年度の取組等
(恩納村)	<p>う、リゾート開発会社と協議を行い、村・地元・リゾート開発会社が共存できる計画(案)作成が求められている。</p> <p>◆現在の状況について(協定の見直し・負担割合の調整、事業主体の検討状況等) ⇒勢高2号線整備は、村主導で展開する計画の中で、約10億円の事業費を見込んでおり、国庫補助地元負担2/10を村とリゾート開発会社で折半して1/10ずつ負担することを要請し、理解を得た。(折半負担の区間は、跡地内L=980mを対象)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リゾート開発会社負担約7,600万円(整備主体の変更も含め覚書(変更)締結を予定) ・電線類地中化による追加負担が別途想定される ・整備・維持管理方針等(災害対応等考慮)を含め、今後協定書を締結予定(事例有) ・協定上、景観的視点から緑化推進なども考慮 <p>◆過去の開発行為申請の内容から計画見直しが生じていることから、再申請が見込まれる中で、開発における排水路及び調整池等整備について調整が必要である。</p> <p>●排水路の改修進捗状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用地取得の状況(H29.11月時点で残り2割)や工事の予定について <p>⇒未契約が2筆(1筆は相続が難航、1筆は契約に応じてもらえない状況) 用地取得は約95%達成。</p> <p>◆現在の状況について(改修工事の進捗状況、用地取得状況等) ⇒勢高排水路整備工事(H30発注)は計画どおり進捗している。 ⇒上記整備後の支線水路整備について検討を予定。</p> <p>●村道整備事業の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の状況について(勢高1号、勢高2号) <p>⇒勢高1号は、H30年度に第1工区(180m)を工事实施中。排水路工事も並行して実施。供用開始はH33年予定。 ⇒勢高2号は、H30年度に実施設計、用地買収を実施。用地買収に関する地権者説明は、跡地利用区域と農業振興区域に分けて実施予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勢高2号線のルート検討結果とリゾート開発会社との調整について <p>⇒H29年度に検討し、ルートを確認。(コンサルタント派遣) リゾート開発会社に説明し、了承済み。供用開始はH34年予定。</p> <p>◆現在の状況について(道路整備状況、説明会開催の状況等) ⇒勢高1号線整備工事(H30)は、工事発注済で排水路に合わせて順次整備を実施中。 ⇒勢高2号線11/27に用地取得説明会(対象:農業振興区域)を開催予定。継続して、用地測量、用地取得交渉、実施設計を予定。 ⇒実施設計は2号線全線で一括、整備は交流エリア(対象:農業振興区域)を先行整備予定。 ⇒勢高2号整備ルート沿いは、現況において浸水被害が見られることから、排水路整備も併せて行うことが想定される。(現況水路は存在するが流下能力が不十分)</p> <p>●文化財調査の状況(ホテルの予定地に一部保全すべき文化財)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査の予定について <p>⇒リゾート建設予定地には、文化財は確認されていない。ホテル周辺の文化財調査は実施</p>

市町村	【施設・区域名】 現在の地区の状況及び今年度の取組等
(恩納村)	<p>済み。 ⇒勢高1号の第1工区の工事实施に伴い、文化財調査を実施したい意向あり。</p> <p>・リゾート開発会社への保全の要請について ⇒特になし。</p> <p>◆現在の状況について(第1工区の文化財調査の予定等) ⇒第1工区は調査済みであり、保存の必要性はないことを確認している。今後、順次建設計画に合わせた文化財調査が必要である。(今後、調査要員1名の採用を予定)</p> <p>●跡地利用計画について</p> <p>・跡地利用計画推進委員会の結果について ⇒宿舎については、キャンパス内でインキュベーター施設のオープンに合わせて、関係者の増員が見込まれるため、内閣府の意向もあり、恩納通信所内で先行開発(宿舎200戸)が求められている。(キャンパス内にも180戸の宿舎建設を予定)</p> <p>⇒病院については、医師会等と協議中。(行政としては北部、医師会としては中部に属しており、恩納村だけの病院という位置づけは厳しく、外来よりも保養をコンセプトとした観光地としての多国籍観光客も対象とした病院施設としての考え方が必要となっているが、県は病床が増えることによる事務手続きの増加が見込まれることもあり難色を示している。)</p> <p>・今後起ち上げる委員会と上記委員会との関係について ⇒恩納通信所跡地整備基本構想策定検討委員会(仮称)の結果を、跡地利用計画推進委員会にて報告予定。基本構想策定検討委員会には、推進委員会のメンバーも構成員として所属。</p> <p>◆現在の状況について(推進委員会の内容・委員構成、医師会との協議状況、ホテル建設の状況等) ⇒OIST宿舎は、キャンパス内で早急に180戸を建設する計画があるため、跡地内での宿舎計画として、短・中期的ニーズは白紙。今後は長期的ニーズの範囲で要調整。 ⇒病院は、病床分担の考え方の中で、北部地域の統合や琉大病院の移転等もあり、県としてH33年以降でないと具体化が図れない状況。また、県の意向と医師会の意向を考慮した計画が求められる。 ⇒村内の全宿泊キャパは、約1万5,000人であり、医療の観光客・村民対応を考慮すれば、病院ニーズは高い。</p>

市町村	【施設・区域名】 現在の地区の状況及び今年度の取組等
金武町	<p>【ギンバル訓練場】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●誘致ホテルの進捗状況 <ul style="list-style-type: none"> ・その後の状況について <p>⇒宜野座漁協において、海岸整備事業について同意が得られていない状態であり、海岸整備の担保（同意）が得られていない。よって、ホテル事業については平成30年3月着工予定だったが延期されている。</p> <p>◆現在の状況について（宜野座漁協との調整状況等） ⇒宜野座漁協より6月に同意が得られ、県にて海岸整備に着手している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●跡地計画の残地活用 <ul style="list-style-type: none"> ・新たな機能導入（癒しの森を想定）、ふるさとづくり整備事業の見直しについて <p>⇒今年度より基地跡地推進課を廃止し、庁内に商工観光課を新設。企業誘致を促進することを目的とし、商工観光課と企画課が協力し検討を進める予定。</p> <p>◆現在の状況について（残地活用の検討状況等） ⇒残地約5.5haのうち、約1.3haについて、温泉宿泊施設として、平成31年度に着工予定、その他については今後検討を行う。 ⇒外資によるホテル開発に伴い、県と協議を行い、保安林代替地を指定する必要がある。現在、ホテルの1工区、2工区までは保安林代替地が認められているが、それ以外は、開発を行いながら協議を行うこととなっており、保安林代替地が必要になっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●温泉センターの進捗状況及び運営事業者の公募状況 <ul style="list-style-type: none"> ・運営事業者の募集・決定について（5社応募。1社のみプレゼン予定） <p>⇒公募にて5件応募有。書類不備や辞退等の応募者を除き、1社のプレゼンを予定していたがプレゼンまで至らなかった。 応募のあった1社（県外企業）が、運営会社（グループで応募）を変更し再提案（温泉施設と宿泊施設の複合施設）がなされた。再提案の内容について6月議会にて了承され、契約に向けた手続きを進めている。（同企業はH32年夏の開業予定の意向あり） ⇒選定業者提案内容：7F建て温泉付ホテル（120～130室、客室はビジネスタイプ 10,000円/泊程度） 建設用地については事業用定期借地契約（30年）を予定。</p> <p>◆現在の状況について（運営事業者との契約状況等） ⇒建物は民設民営で、現在、開発行為の手続き準備中。 ⇒温浴施設建設用地については町有地であり、30年間の事業用定期借地契約を締結。（6月議会承認、9月契約）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●海岸整備（県事業）の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・関係3漁協との協議結果について <p>⇒金武、石川の漁協については、総会にて同意済み。海岸前が実行支配的な漁場となっている宜野座村の漁協について、3月総会で否決された（整備概要の説明が求められた）。6月総会にて再度上程し、賛同を得られるよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の予定（工事）について <p>⇒関係3漁協との調整が完了次第、着手予定。</p> <p>◆現在の状況について（宜野座漁協との調整状況等） ⇒地区周辺は共同7号（宜野座村漁協、金武漁協、石川漁協）で漁業権を所有し</p>

市町村	【施設・区域名】 現在の地区の状況及び今年度の取組等
(金武町)	<p>ており、この3漁協のうち、一番当該地区に近いのが、宜野座漁協所属の漢那漁港。</p> <p>⇒漁業補償はしないが、金武町と3漁協で協議会を設立し、今後マリンレジャー参入等、想定される課題解決のための協議を行うことで了承を得た。</p> <p>⇒海岸整備は44,000㎡の土砂を搬入し、人工ビーチを整備予定。</p> <p>●町道中川36号線道路整備事業について</p> <p>・工事の予定、用地取得の状況について</p> <p>⇒平成29年度から5ヵ年計画で整備中(北部進行事業)。平成29年度は3工区に分けて、9千万円の工事費となっている。平成34年より供用開始予定。</p> <p>用地は既に取得済みであり、H30年度内に登記変更を行う予定。</p> <p>整備延長770m、総整備費5億6,000万円。</p> <p>(海岸整備はH32年度まで、公園整備はH33年度まで整備予定)</p> <p>◆現在の状況について(工事の進捗状況、登記変更の状況等)</p> <p>⇒町道中川36号線及び海浜公園整備の前に海岸整備事業(沖縄県)を実施。(H28～H29実施設計、H30～H34工事予定)</p> <p>⇒その後、海浜公園(H27～H30実施設計、H31～H34工事)、町道中川36号線(H28実施設計、H29～H34工事)の順に整備予定。</p> <p>⇒用地買収は6月に行ったが、登記変更は11月に完了した。</p> <p>●電線地中化に伴う抜柱について</p> <p>⇒電線地中化に伴う抜柱については、各施設を含めた開発エリアの電力量を把握した後に検討する。(抜柱後に電力不足となると、再度、電柱を立てることになり、工事費が過大になることを避けるため)</p> <p>(平成34年度までに電力が変電所を整備予定。以降、電力量の把握を行う予定)</p> <p>◆現在の状況について(電力量の把握状況、沖電との調整、電線地中化に向けたスケジュール等)</p> <p>⇒現在、陸側の道路は電線共同溝が入り、入線済み。海側の道路には電線共同溝はあるが、電線は入っていない。両道路とも電柱、電線ともまだあり、抜柱については、全ての電力需要を把握後に行う予定。</p>

市町村	【施設・区域名】 現在の地区の状況及び今年度の取組等
うるま市	<p>【嘉手納弾薬庫地区（旧東恩納弾薬庫地区）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●その後の進展状況 <ul style="list-style-type: none"> ・返還の見込みや地区の状況について ⇒現時点では特に動きなし。 ●アクセス道路（楚南道）の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・アクセス道路の整備について ・整備に対する地権者意向について ⇒楚南道の地権者も継続使用を要望。 ⇒一時期道路整備の話が煮詰まってきた時期があったが、米軍から楚南道だけの返還はできないとの回答。 ⇒返還された場合は、楚南道の整備が優先となるが、沖縄市側に抜けれないことがネックである。沖縄市のアグリビジネス構想との連携も視野に入れていたが、構想が不透明なため保留。 ●ゴルフ場北側斜面地 <ul style="list-style-type: none"> ・地権者から防衛局への継続使用要請について ⇒平成 30 年度中に返還される予定であるが、傾斜地のため跡地利用は厳しい。 ●その他状況等の確認 <ul style="list-style-type: none"> ⇒返還された後に地権者の動きがあるかもしれない。市としても、補助メニューや一括交付金の活用も踏まえた、跡地利用方法があるか、そこで何ができるか提示していくことも検討。 ⇒対象地の地権者数は不明。防衛局に確認してみるが、相続等もあるため人数ではなく、件数の把握になると思われる。 <p style="text-align: center;">◆返還に関する動きについて（地権者への説明・地権者の反応等） ⇒特に動きなし。</p>

市町村	【施設・区域名】 現在の地区の状況及び今年度の取組等
うるま市	<p>【旧東恩納弾薬庫（楚南地区）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地権者組織の動き <ul style="list-style-type: none"> ・跡地利用に向けた地権者の意向について ・地権者等から提出された「楚南地区の開発プロジェクトの推進」(H29.7)への対応について <p>⇒地権者から調整会議開催の申し入れがあったが、まだ開催していない。市としては何か補助メニューがないか模索中で、復帰先地事業ありきではなく、他の土地利用も含め検討したい。</p> <p>⇒地権者の意向は未確認であるが、地権者からは山城地区も含めた土地区画整理事業や民間を活用した土地利用の要望もあった。ただし、住宅地としては騒音問題もあり、減歩率も高くなると想定されるなど、課題も多い。(地権者もある程度は理解していると思うが、戻りたいという思いも強い。一方で、地権者は子や孫を含めて現住居があるので、本当に住んでくれるのか不明。)</p> <p>◆現在の状況について（調整会議の開催、跡地利用の検討状況、地権者意向の把握等）</p> <p>⇒地権者から申し入れに対する回答を文書で求められているが、申し入れそのものを文書にて要請するよう回答。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●防衛局に復帰先地事業を旧部落部分のみで実施できないか問合せ <p>⇒できるかどうか確認中であるが、条件（劣悪な環境の改善など）が厳しいとの見解。</p> <p>⇒地権者は市がやってくれると思っているようだが、市としては農的利用も視野に入れた跡地利用の検討も促したい。</p>

市町村	【施設・区域名】 現在の地区の状況及び今年度の取組等
読谷村	<p>【瀬名波通信施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●土地改良事業 <ul style="list-style-type: none"> ・地権者との合意形成について（非農地に指定する場所の底地地権者全員の同意必要） ⇒畑地部分（法定では 2/3 以上の同意、県内規では 9 割以上の同意が必要）は、約 9 割の地権者から仮同意をいただいている。（図面はみせていない）今後、図面を提示し本同意を取ることが必要。 ⇒非農地部分（法定で 100%の同意が必要）についても同様。 ⇒文化財保全等の関係で文化財部分を土地改良事業地内とする設計の一部変更を予定している。県と地主会代表者との調整は終えているが、全地権者までは伝わっていないと想定される。 ・県との調整について（非農地を設定する理由等） ⇒非農地部分の公共施設（道路等）を村が設置する担保が得られていない。 ・予算確保等その後の状況について ⇒非農地部分における事業実施の担保が課題であり、県（村づくり計画課）からも求められているが、目途が立っていない状況。事業費の担保は県の事業採択にも必要。まずは、土地改良事業の事業化に向け注力する。その後の非農地の事業採択に向けた検討の際は、沖総局に支援を依頼したい。 ・土地改良事業の課題について ⇒農業競争力強化基盤整備事業（畑地帯担い手育成型）の事業採択には、認定農業者（村農業委員会が認定）、新規就農認定者（45 歳未満で県が認定）、人・農地プランに定められた中心経営体を 50%以上確保することが条件となっているが（村としては受益者負担が不要となる中間管理機構を通した認定農業者等による農地 60%を目標）、要件等が厳しく、達成できていない。 ⇒当初は瀬名波地区内において担い手を確保する予定であったが、要件達成が困難であると想定されるため、他地区からの担い手参入を目指し、呼びかけを検討している。 ⇒平成 32 年度の事業採択を目標としている。 ・畑地帯総合整備事業の採択について ⇒当初は畑地帯総合整備事業で行う予定であったが、制度そのものが廃止され、上記の農業競争力強化基盤整備事業で行う予定。（内容はほぼ同様であるが、担い手認定の要件が厳しくなった） ・非農地部分の道路整備、造成について ⇒まだ考えていない。道路整備は防衛施設周辺環境整備法第 9 条に関する補助で行うことも考えられるが、村内でも 9 条を活用したい事業が他に多数あり、一度にはできない。まずは、同意収集と担い手集めが優先と考えている。 宅地造成については村で整備したいと考えているが、対応補助事業がなく困っている。 ・不発弾調査について（実施主体、事業費等） ⇒実施主体、事業費等については検討中。農地部分は県の支援があるが、非農地部分は未定。 <p>◆現在の取り組み状況について（合意形成活動、県との調整、予算確保、担い手確保等）</p> <p>◆その他、事業推進にあたっての課題があるか</p> <p>◆農業競争力強化基盤整備事業（畑地帯担い手育成型）と畑地帯総合整備事業の関</p>

市町村	【施設・区域名】 現在の地区の状況及び今年度の取組等
(読谷村)	<p>係、具体的な違い ⇒進展なし。非農地の公共施設（道路等）設置の担保の目途が立っていない。 ⇒現在は、非農地部分の道路・宅地量、大まかな事業費、地権者負担額等の算定を行っている。（対米請求権事業として実施中） ⇒平成32年度の採択は平成31年11月頃に決定される。 ⇒現在「畑地帯総合整備事業」は廃止されており、「農業競争力強化基盤整備事業」に代わっている。（補助飛行場地区は「畑地帯総合整備事業」で事業開始したが、途中で「農業競争力強化基盤整備事業」に代わって完了することになる）</p> <p>●文化財調査 ・文化財調査の進捗状況について（H29 範囲決定） ⇒平成29年度の調査で7か所の遺跡、約15,000㎡が確定した。当初、推定した遺跡範囲が広大であったため、中部農林土木事務所、村農業推進課と協議の上、遺跡の範囲を厳密化して当初より縮小した。 ⇒発掘調査にかかる費用を削減できるよう設計見直し（農地及び非農地の配置等）を中部農林土木事務所が行っている。 ⇒本調査を行わない文化財の保存は、原則2m以内の盛土による現地保存を想定している。盛土後は、保存する文化財に影響を与えない範囲で農業等の利用は可能。</p> <p>◆現在の取り組み状況について（土地改良事業の設計見直し、文化財保全方法、関係機関協議） ⇒試掘調査報告書を取りまとめ中。</p>

市町村	【施設・区域名】 現在の地区の状況及び今年度の取組等
読谷村	<p>【楚辺通信所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地区計画の都市計画決定 <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画決定に向けた県との調整について ⇒今年度に地区計画の都市計画決定を予定している。しかし、整備については一括交付金の対象にならないため費用の捻出が困難な状態である。予算の目途が立たず、整備が長期間かかることを地主に理解してもらう必要がある。 ◆現在の取り組み状況について（都決予定、予算確保、合意形成活動等） <ul style="list-style-type: none"> ⇒今年度中に都市計画決定したい。（地区計画と用途地域指定を同時） ●シムクガマ公園の進捗状況 <ul style="list-style-type: none"> ・土地取得の方針について ⇒環境教育や平和学習の要素をもった公園整備を予定している。 ⇒一括交付金以外の他の補助金（国交省道路事業）で対応できるため、一括交付金の対象とならないことから、方針が決まっていない。 ●跡地利用計画の進捗状況 <ul style="list-style-type: none"> ・その後の状況について ⇒前島地区は平成 28 年度に道路整備が完了した。 ⇒当初は全地区で地区計画の指定を行う予定であった。地区を 6 地区に細分化したうち、3 地区は推進地区として地区計画指定を進めていくが、残りの 3 地区は課題が多く、平成 28 年度に調査業務を行ったが事業化の目途は立っていない。今後は新たな地主会で調整を行っていく予定。 ●地権者からの要望 <ul style="list-style-type: none"> ⇒自分の土地が分からないため境界復元をしてほしいとの要望があがっている。 ⇒地積確定は行っている。村の道路実施設計に併せて境界復元を行う予定。整備に併せて境界確定できない箇所については、地主会が防衛省から受け取った境界復元費の一部を寄付してもらい、村と地主会が共同で復元を行う。 ◆現在の状況について（境界復元と地籍確定の関係等） <ul style="list-style-type: none"> ⇒全体の設計を行った後に境界復元を行いたい。（3 年ぐらいかかる見通し） ●道路整備 <ul style="list-style-type: none"> ⇒境界から 3m ずつ無償提供してもらい整備することを想定している。9m 道路については 3m ずつ無償提供してもらい残りの 1.5m ずつは用地買収を行う予定。 ⇒道路事業で行うことも検討しているが優先度が低く、いつ予算化できるか分からない。9 条補助も全体の予算に限りがあり同じくいつ予算化できるか分からない。 ⇒まずは着手済の北地区から整備することになると想定される。 ◆現在の取り組み状況について（用地買収方針、予算確保） <ul style="list-style-type: none"> ⇒9m 道路の無償提供地（3m ずつ）以外の分（1.5m ずつ）は防衛省の 9 条補助で村が購入する予定であるが、9 条予算には限度がある。 ⇒補助飛行場（北地区）をいったん止めてでも先に整備したい。 ●課題 <ul style="list-style-type: none"> ⇒早めに地区計画決定をしないとスプロール化が懸念される。代替わりにより、すぐにも使えるところから使われていく。 ⇒地権者へ長期的な整備になることを周知しないといけない。

市町村	【施設・区域名】 現在の地区の状況及び今年度の取組等
読谷村	<p>【読谷補助飛行場（補助飛行場地区）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●土地改良事業、農業用排水施設整備の進捗状況 <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度取組状況と今後の予定について ⇒土地改良事業について、現在、換地計画の縦覧中である。縦覧が終われば事業はほぼ終了となる。 ⇒農業用排水施設整備については、平成29年度にフィルター設備の整備が完了している。平成30年度は3カ所の給水設備（コイン式）の整備を行う予定。 ・農地管理法人について（5法人に貸付予定） ⇒現在は管理委託として無償で貸している。30年度内には有償の賃貸借契約を締結する予定である。作物はマンゴー、ゴーヤ、サトウキビ、ニンジン等。地域全体の経営状態をみて賃料を新たに設定する必要があり、賃料の設定がこれからの課題。 ◆現在の取り組み状況について（換地計画縦覧結果、今後のスケジュール、農業用排水施設整備の状況） <ul style="list-style-type: none"> ⇒農地整備は完了。給水設備を整備中。 ◆現在の状況について（農地管理法人との賃貸借契約、賃料設定等） <ul style="list-style-type: none"> ⇒ビニールハウスは「産業連携活性化事業」で村が整備。土地と同様に貸付を行っている。 ●パークゴルフ場整備の進捗状況 <ul style="list-style-type: none"> ・現在の状況について ⇒平成29年にコースの整備が終了し、今年度は施設（クラブハウス）の整備を実施する。平成31年度から供用開始予定。 ●読谷補助飛行場第2工区での市民農園・観光農園（クラインガルテン）の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・現在の状況について ⇒給水設備の整備を予定している。 ・読谷型クラインガルテンの可能性について ⇒宿泊施設の整備が困難であると予想されるため、今後検討が必要。現在は法人への管理委託を行っている。 ◆現在の取り組み状況について（給水施設整備、クラインガルテンの検討） <ul style="list-style-type: none"> ⇒第2工区は今後の展開・可能性も考慮し、農地整備を行っていない。 ●廃棄物処理の状況 <ul style="list-style-type: none"> ⇒現在は1か所に集めコンクリートで蓋をしている状況。最終処分について防衛局と調整中である。 ●課題 <ul style="list-style-type: none"> ⇒農地管理法人に貸付予定の土地の賃料の設定。（地区近傍と同等額を設定したいが折り合いがつかない。）

市町村	【施設・区域名】 現在の地区の状況及び今年度の取組等
読谷村	<p>【読谷補助飛行場（大木地区）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●区画整理事業の進捗状況（H29.9 仮換地指定） <ul style="list-style-type: none"> ・その後の状況について <p>⇒仮換地指定を平成 29 年 9 月に行った。また、北部国道事務所と公共施設管理者負担金に関する協議が整い、平成 30 年 1 月に第 2 回事業計画変更にて資金計画を見直した。</p> <p>⇒今年度は擁壁の整備、墓地移設、地区の造成・伐採を行う予定である。</p> <p>⇒平成 35 年度事業完了予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共残土の受け入れについて <p>⇒昨年度に北部国道事務所から 53,000 m³、南部国道事務所から 2,000 m³の残土を受け入れた。今年度については、現在調整中である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理について（処理費用等） <p>⇒平成 30 年度は一括交付金にて一部処分を行う予定。別途実施の磁気探査により異常点が多数確認されており、そこから廃棄物（タイヤ、ケーブル等）の出土が確認されている。今後も多くの廃棄物（タイヤ、ケーブル等）が出ると想定される。既に組合の費用でも一部処理しており、今後も、組合において行わなければならない場合も想定される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減歩率の確認 <p>⇒公共減歩 24.55%、保留地減歩 21.4%、合算減歩 45.95%。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●事業費について <p>⇒廃棄物処理で相当の費用がかかる見込みであり、収支を合わせる事が課題である。</p> <p>⇒当地区は非補助であるが、当地区を含む範囲で都市再生整備計画による社会資本総合交付金を活用し、当地区の一部道路、緑道、公園に充てる予定である。</p> <p style="text-align: center;">◆現在の取り組み状況について（事業費、対策、非補助とした経緯等）</p> <p style="text-align: center;">⇒廃棄物処理に関して、31 年度以降も一括交付金の継続要望を出している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●国道 58 号バイパスの建設 <ul style="list-style-type: none"> ・北部国道事務所との調整状況 <p>⇒今年度はまだ協議を行っていない。平成 34 年度頃の事業完了に向けて、今後、調整を行う予定。</p>

市町村	【施設・区域名】 現在の地区の状況及び今年度の取組等
読谷村	<p>【読谷補助飛行場（北地区）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地区計画の都市計画決定 <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画決定に向けた県との調整について <p>⇒県と調整中であり、早ければ今年度中に地区計画の都市計画決定をしたい。</p> <p style="text-align: center;">◆現在の取り組み状況について（県との調整、都市計画決定スケジュール） ⇒都市計画決定はまだ行われていない。楚辺通信所が先になると思うが、今年度中に2地区とも決定したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●平成29年度の整備について <ul style="list-style-type: none"> ・村道認定した道路整備、排水施設整備について <p>⇒排水管整備は平成29年度から実施しており、今年度中の整備完了を予定している。現在、平成29年度の繰越事業を行っており、7月末完了予定。 道路は平成31年度以降整備予定で防衛施設周辺環境整備法第9条に関する補助を活用する予定。</p> <p>⇒道路用地を地権者から無償譲渡してもらい整備することを予定している。道路用地の分筆測量についても9条で行いたいと考えている。地区計画決定や道路整備に先立ち、村道認定済み。</p> <p>⇒北地区全体で5～6年程度の整備期間になると想定している。</p> <p style="text-align: center;">◆現在の取り組み状況について（今年度整備内容、今後のスケジュール） ⇒排水施設の整備は平成30年度で完了予定。その後分筆作業に移行する。 ⇒道路は防衛省の9条補助で整備したいが、近年は村全体として2億円程度の配分となっており、他地区の整備も行わないといけないため、使用できる時期は未定である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●課題 <p>⇒道路等の整備財源がない。分筆もできない。 ⇒地権者の代替わりが出てきており、早期整備されるところとの不公平感が出てこないか懸念される。</p>

市町村	【施設・区域名】 現在の地区の状況及び今年度の取組等
読谷村	【読谷補助飛行場（西地区）】 ●現在の状況について（太陽光発電設置予定） ⇒民間が独自に開発を行う予定。 村として具体的な動きは把握していない。インフラ整備に関し村への要望もない。地主会と企業で調整中であるもよう。

市町村	【施設・区域名】 現在の地区の状況及び今年度の取組等
読谷村	<p>【嘉手納弾薬庫地区（国道東地区）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●区画整理事業の進捗状況 <ul style="list-style-type: none"> ・現在の状況について（無電柱化に伴う事業計画変更等） <p>⇒今年度は無電柱化することとなった都市計画道路における電線共同溝の工事を行う。（国交省補助）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サンエー周囲の都市計画道路3本と区画道路1本（いずれも国交省補助）はすでに電線共同溝は埋設されているが、現在はまだ、仮設の電柱・電線を使用している。共同溝へ入線後、抜柱を行う。 ・区画整理事業の保留地処分金を活用し、区画道路も含めた地区全体の無電柱化を検討している。現在、組合にて整備費用等を算出しており、実現可能性を検討している。（区画道路の電線地中化は要請者負担方式のため、全額組合負担となることを想定している） <p>⇒平成29年11月時点での保留地の処分については、一部の事業用保留地（賃貸用地）を除き全て売却済み。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減歩率の確認 <p>⇒公共減歩率30.75%、保留地減歩18.09%、合算減歩48.84%。事業計画変更でも減歩率は変更していない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画変更の状況について <p>⇒昨年、区画整理事業の事業計画及び実施計画の変更手続きを行い、事業計画は今年4月認可、実施計画は国交省に提出済で認可を待っている状況である。</p> <p>⇒事業計画変更で事業期間を平成33年度まで延長し、総事業費も無電柱化等により49.6億円に増額した。</p> <p style="text-align: center;">◆現在の取り組み状況について（無電柱化への取り組み、実施計画変更認可、残保留地処分状況）</p> <p style="text-align: center;">⇒保留地は残り2筆。そのうち1筆は村が購入予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●区画整理事業に含まれない14haについての利活用に関する進捗状況 <ul style="list-style-type: none"> ・現在の状況について <p>⇒都市計画課として具体的な方針は検討中である。文化課と調整を行う。公園としての整備が望ましいと思っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●大湾アガリヌウガン遺跡調査検討専門会議の進捗状況及び調査概要 <ul style="list-style-type: none"> ・大湾アガリヌウガン遺跡調査検討専門会議（H29立上げ、H30.1開催）について <p>⇒今年度は2回開催予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国指定史跡に向けた取組について <p>⇒当遺跡については区画整理地区から除外した。グスク時代の初期の遺跡であり文化財としての重要度が高いため、村としては村指定（可能であれば国指定）文化財を目指したい。</p> <p>⇒昨年度はコンサルタント派遣を活用した。今年度もコンサルタント派遣を活用し、具体的な取り組みを行っていきたいと考えている。可能であれば国指定に向けた基礎資料を作成したい。跡地活用で文化財を残したまちづくりのいい事例になると考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算が付けば赤色立体地図を作成したいと考えている。（費用を調べ相談する） ・地権者（当該土地は字で所有）からは早く購入してほしいとの要望あり。 ・河川沿いで一部斜面地があり宅地としての使い勝手は悪い。

市町村	【施設・区域名】 現在の地区の状況及び今年度の取組等
(読谷村)	<p>⇒面積は約 1.1ha</p> <p>◆現在の取り組み状況について（専門会議の状況、村指定（国指定）史跡に向けて、コンサルタント派遣の予定） ⇒今年度もコンサルタント派遣により専門会議を開催したい。平成 31 年度には遺跡調査報告書の取りまとめを予定。 ⇒赤色立体地図の作成はまだ検討していない。</p>

市町村	【施設・区域名】 現在の地区の状況及び今年度の取組等
読谷村	<p>【トリー通信施設（大木南地区）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●支障除去の進捗状況 <ul style="list-style-type: none"> ・現在の状況について <p>⇒支障除去中で、磁気探査や汚染土壌の排出を行っている。今年度中の完了予定であったが、平成31年9月まで延長する予定と聞いている。アスファルト下の汚染土（オイル）の撤去が必要であるが、大きな問題があるとは聞いていない。</p> <p style="text-align: center;">◆現在の取り組み状況について（スケジュール、課題等） ⇒支障除去は平成31年5月で終了予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●区画整理事業の状況について <ul style="list-style-type: none"> ・区画整理のB調査（基本設計、事業計画案作成等）結果について <p>⇒B調査が平成29年度に完了し、事業化に向けた取り組みを進めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の予定について <p>⇒京都市モノレール課と事業の認可に関する権限移譲について協議を行っている。権限移譲されれば村が認可し、組合施行で事業を開始することとなる。権限移譲は規模に関わらず全ての区画整理事業認可が対象となる。</p> <p>⇒事業費は国庫補助を活用せず、保留地処分金と公共施設管理者負担金でまかなうことを予定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺の一部取り込み（既存住宅地部分、筆跨ぎ部分）の検討状況について <p>⇒筆跨ぎ部分（一筆の一部が基地跡地である筆）で、区画整理事業の境界を一部変更した。</p> <p>⇒既存住宅部分については現時点では検討していない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減歩率の確認 <p>⇒公共減歩 25.14%、保留地減歩 19.7%、合算減歩 44.84%</p> <p style="text-align: center;">◆現在の取り組み状況について（県との協議、スケジュール等） ⇒区画整理C調査は行わない。 ⇒今後のスケジュールとして、平成31年度都市計画決定、事業認可に向けた取り組みを実施し、平成32年度に事業開始予定。</p> <p style="text-align: center;">◆地権者組織の活動状況 ⇒区画整理準備会は立ち上げ済み。地主会も並行して存続。 ⇒平成31年度から区画整理事業に関する認可権限の県からの委譲を受ける予定。</p> <p>※今年度から「大木・大湾地区」改め、「大木南地区」へ名称変更</p>

市町村	【施設・区域名】 現在の地区の状況及び今年度の取組等
北谷町	<p>【キャンプ桑江（北側地区）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●土地区画整理事業の進捗状況 <ul style="list-style-type: none"> ・現在の状況について（平成 32 年度換地処分予定） <p>⇒使用収益開始を地区北側（国道道路側）で第 3 期として平成 30 年 1 月実施。今後については、第 4 期を平成 31 年 1 月に予定し、全地区での使用が可能となる予定。</p> <p style="padding-left: 40px;">◆現在の状況について（工事の進捗率、保留地処分状況、使用収益開始時期等） ⇒不法投棄（生活ごみやコンクリがら等）の処分については、工事の進捗に遅れが生じた。そのため、第 4 期の使用収益開始を平成 31 年 4 月に変更。 ⇒使用収益が開始された地区の保留地は全て処分済み。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●県道 24 号バイパスの進捗状況 <ul style="list-style-type: none"> ・現在の状況について <p>⇒県の動向として、平成 29 年 11 月の立入許可を受けており、今年度以降ボーリング調査、測量及び設計を行う予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立入り調査（文化財調査）の見込みについて <p>⇒平成 29 年 11 月の立入許可（道路事業の測量）に合わせた文化財調査の立入は行っていない。</p> <p>⇒役場近接の道路計画地付近に埋蔵文化財の分布が見られるものの、その調査については見通しが立たない状況。</p> <p style="padding-left: 40px;">◆現在の取り組み状況について（県道については北谷町が把握している範囲で） ⇒県のボーリング調査、測量調査は実施できていない。（理由は不明） ⇒文化財調査の進捗はなし。 ⇒米軍施設外の民間地部分（ポリテクセンター）の用地買収を進めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●博物館の整備・管理の進捗状況 <ul style="list-style-type: none"> ・現在の状況について <p>⇒平成 29 年度に実施設計済（建築・展示）、平成 30 年度は財源不足のため工事着手の予定が無く、平成 31 年度の工事着手の予定。博物館のオープンは平成 32 年度の予定。</p> <p style="padding-left: 40px;">◆現在の取り組み状況について（今年度取組予定、オープン時期） ⇒建設・運営に向けた普及啓発事業を実施。工事の進捗は無し。（財源不足が理由） ⇒平成 33 年度にオープン予定に変更。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●伊礼原遺跡造成工事の進捗状況 <ul style="list-style-type: none"> ・現在の状況について（H34 オープン予定） <p>⇒オープンに向けて予定通り進捗している。平成 30 年度は工事实施設計に着手済。</p> <p style="padding-left: 40px;">◆現在の取り組み状況について ⇒計画通り進捗している。（第 1 ゾーン） ⇒全体 4 ゾーンで、今年度から 1 年 1 ゾーンずつ実施設計・工事対応に着手。 次年度以降は別ゾーンにおいて実施設計及び工事予定。 ⇒文化庁の補助金が要求額満額つかない状況であるため、工事遅延の可能性あり。</p>

市町村	【施設・区域名】 現在の地区の状況及び今年度の取組等
北谷町	<p>【キャンプ桑江（南側地区）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●外国大学誘致の検討状況 <ul style="list-style-type: none"> ・現在の状況について（教育機関誘致） <p>⇒地位協定の関係もあり、外国大学という位置付けは白紙とし、グローバルな人材育成拠点として検討を継続。</p> <p>⇒国内大学からの話が過去にあったが、その後は特に進展していない。</p> <p style="padding-left: 40px;">◆現在の取り組み状況について（誘致への取り組み等）</p> <p style="padding-left: 60px;">⇒進展なし。</p> <p style="padding-left: 60px;">⇒今年度の業務でグローバルな人材育成拠点としてどんな機能がふさわしいかを検討するために情報収集を行っている。教育機関の誘致という考えは変更しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●まちづくり基本計画の進捗状況 <ul style="list-style-type: none"> ・現在の状況について <p>⇒平成21年に基本計画を策定したが、その後時間が経過しており、実情に合わせ今後改めて計画見直しが必要であるが時期は未定。</p> <p style="padding-left: 40px;">◆現在の状況について（計画見直し時期）</p> <p style="padding-left: 60px;">⇒計画見直しは次年度以降に検討予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●まちづくりに関しての合意形成進捗状況 <ul style="list-style-type: none"> ・現在の状況について <p>⇒未対応。</p> <p style="padding-left: 40px;">◆現在の取り組み状況について</p> <p style="padding-left: 60px;">⇒先行取得に関する取り組みが主である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●先行取得の進捗状況 <ul style="list-style-type: none"> ・昨年までの取得実績と今年度の取得予定について（目標は学校用地4.5ha、公園2.5ha） <p>⇒学校用地：取得済：約43,200㎡（約96%）、残り：約1,700㎡</p> <p style="padding-left: 40px;">公園用地：取得済：約8,200㎡（約33%）、残り：約16,800㎡</p> <p>⇒今後、さらなる特定事業の見通し（広場等）を設定して取得を検討。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先行取得の方法について（「まちづくりニュース」を見て） <p>⇒学校は平地の地主を対象、公園は斜面地の地主を対象に買取りを行っている。</p> <p>⇒区画整理（換地手法）を想定しているものの、緑地・公園部分は土地区画整理区域外となることも想定し、学校部分は土地区画整理区域を想定しており、それぞれが別事業となることを考慮の上で、あえて取得エリア区分を行っている。（緑地・公園部分を土地区画整理区域に取り込むと高減歩率になることや飛び換地になるため、当該部分を土地区画整理区域外とすることを想定しての判断）</p> <p style="padding-left: 40px;">◆現在の取り組み状況について（先行取得状況、特定事業の見通しの状況）</p> <p style="padding-left: 60px;">⇒学校用地：今年度契約予定 543㎡、累計約43,800㎡（約97%）</p> <p style="padding-left: 60px;">公園用地：今年度契約予定 805㎡、累計約9,000㎡（約36%）</p> <p style="padding-left: 60px;">⇒新たに「駐車場」用地を特定事業として設定するために、国、県と協議中。目標面積は約13,000㎡（減歩後8,000㎡想定）、公表はH31.3月末予定。</p> <p style="padding-left: 40px;">◆現在の状況について</p> <p style="padding-left: 60px;">⇒進展なし。</p>

市町村	【施設・区域名】 現在の地区の状況及び今年度の取組等
(北谷町)	<p>●地権者組織、活動状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の予定について <p>⇒キャンプ桑江（南側地区）に限定した地権者組織は無いが、新たな特定事業の見通しを設定し用地取得する際には、地権者説明会を予定。</p> <p>◆現在の取り組み状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ⇒駐車場の特定事業の見通しの一括交付金予算措置がとれた段階で、地権者説明会を開催予定。(H31.1~2月予定) ⇒新たな地権者組織の立ち上げは予定していない。 <p>◆追加の特定事業の見通しの状況（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ⇒駐車場用地を特定事業として設定するために、国・県と協議中。

市町村	【施設・区域名】 現在の地区の状況及び今年度の取組等
北谷町	<p>【陸軍貯油施設第1 桑江タンク・ファーム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●跡地利用計画の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・現在の状況について ⇒進展なし。 <li style="margin-left: 40px;">◆現在の取り組み状況について <ul style="list-style-type: none"> ⇒進展なし。 ●タンクの原状回復の早期公表に関する進捗（検討）状況 <ul style="list-style-type: none"> ・防衛局への要請等について ⇒進展なし。 <li style="margin-left: 40px;">◆現在の取り組み状況について <ul style="list-style-type: none"> ⇒進展なし。催促は行っていない。 ●急傾斜地の緑地保全 <ul style="list-style-type: none"> ・現在の検討状況について ⇒具体的な進展はないが、権利調査（H28）のみ実施済。 <li style="margin-left: 40px;">◆現在の取り組み状況について <ul style="list-style-type: none"> ⇒権利調査は一括交付金で実施。 ⇒国有地も若干あり（里道） ●今後の具体的な取り組み <ul style="list-style-type: none"> ⇒キャンプ桑江（南側地区）のまちづくりの計画と合せて当該地区も計画する必要があると考えているが、具体的な時期は検討していない。

市町村	【施設・区域名】 現在の地区の状況及び今年度の取組等
北谷町	<p>【キャンプ瑞慶覧（施設技術部地区）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地権者組織の活動状況（H28.12 設立） <ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年度 of 取組結果と今年度の予定について ⇒平成 29 年度は、基本構想策定に向けての地権者代表組織からの意見集約等を目的に勉強会を 3 回実施した。（公共施設計画に課題がある中で、地権者としての事業化検討に対するの主体性がなく、北谷町がなんとかしてくれるというスタンス。また、高減歩率が見込まれる中で、地権者として許容できない意向を示している。また、土地区画整理事業についても、組合施行ではなく町施行を要望している） ◆今年度の取り組み状況について（勉強会等） <ul style="list-style-type: none"> ⇒基本構想策定を目標に、今年度勉強会を 5 回実施予定。内 3 回実施済み。 ⇒地域との合意形成が難航しており、10 月末に地域から要望書が提出された。要望の内容は、町施行による区画整理実施、先行取得等の活用による減歩率の緩和であった。要望書への回答については、庁内調整中。（減歩率の想定は 46～47%） ●「北谷城」の国史跡指定に向けての調査、地権者合意形成の進捗状況 <ul style="list-style-type: none"> ・現在の状況について ⇒文化財に関して、地権者と合意形成を進める段階にはない。返還ライン不確定・国指定の可能性不確定により、基本方針が定まらない状況による。 ⇒平成 30 年 6 月中旬より調査（現地踏査）に着手する。なお、立入期限は平成 31 年 1 月末まで延長許可済。 ◆現在の取り組み状況について（現地踏査状況等、コンサルタント派遣の状況） <ul style="list-style-type: none"> ⇒平成 30 年から基地への立ち入り調査を実施 ⇒北谷城調査審議委員会を再開した。9/27 の第 1 回委員会では現地への立ち入りを行った。2 回目の委員会を 2/13 に開催予定。 ⇒基地への立ち入りは平成 31 年 1 月末までとなっているため、立入期間の延長等も含め、防衛局と調整中。 ⇒地権者との接触はまだ行っていない。 ●返還ラインの変更に関する進捗状況 <ul style="list-style-type: none"> ・防衛省との調整、防衛省・外務省への要請（H29.10）結果について ⇒返還ラインは、平成 30 年 2 月頃、町の要望で地区南側の既存施設から 10m 離隔を確保し、かつ、施設から 4m ラインに柵を建てるラインで返還する方向で内諾を得ている。（通常は 50m 離隔が必要） ⇒上記調整方針で平成 30 年 5 月に改めて要請実施済。 ●今年度の取組等の確認 <ul style="list-style-type: none"> ⇒平成 31 年度には返還されるとの見通しを聞いており、それに向けた取り組みを予定 ◆現在の取り組み状況について <ul style="list-style-type: none"> ⇒平成 31 年度末の返還に向け、既存施設のキャンプハンセンへの移転は順調に進んでおり、返還時期がずれ込む予定はないと防衛局より聞いている。返還の 7 ヶ月前から立入可能になるため、平成 31 年春～夏にかけて正式に防衛局より連絡がくると想定している。 ⇒町は特定跡地指定を目指し手続きを進めている。

市町村	【施設・区域名】 現在の地区の状況及び今年度の取組等
北谷町	<p>【キャンプ瑞慶覧（インダストリアル・コリドー地区）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●跡地利用計画の取組状況 <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度の取組結果と今年度の取組予定について ⇒平成29年度は権利調査を実施したが、今年度は桑江で多忙のため取り組めない状況。 ・宜野湾市との調整について ⇒進展なし。 ・土地の権利調査の結果について ⇒面積内訳を提示可。 ◆現在の取り組み状況について ⇒進捗なし。市町村の集まり時等に情報交換は行っている。 ◆面積内訳について ⇒権利調査の結果、北谷町部と宜野湾市部の面積が確定。全約62haの内、北谷町37ha、宜野湾市25ha。 ●返還範囲の適正規模要請についての進捗状況 <ul style="list-style-type: none"> ・現在の状況について（要望結果、今年度の要望予定等） ⇒国道拡幅で20m取られることを踏まえ狭いところで160m（東西方向）程度しかなく、防衛本省に対して、跡地利用計画にて有効な土地利用が可能となるように、もう少し奥まで返還してもらえるよう要請（国道58号の反対側の既返還地ハンビーと同様の幅で）をしている。 ●文化財調査のための立入状況 <ul style="list-style-type: none"> ・現在の状況について（調査体制、立入り申請） ⇒進展なし。 ◆現在の取り組み状況について ⇒進捗なし。申請もしていない。 ●今年度の取組等の確認 ⇒キャンプ桑江南側の取組み（新たな特定事業の見通し）の関係から、今年度は当地区の具体的な取組みを見送る見通し。 ◆見送る方針に変わりないか。来年度以降の取り組みについて ⇒見送る方針に変わりはない。次年度はキャンプ瑞慶覧（施設技術部地区）及びキャンプ桑江（南側地区）を優先的に実施予定。

市町村	【施設・区域名】 現在の地区の状況及び今年度の取組等
沖縄市	<p>【キャンプ瑞慶覧（ロウワー・プラザ住宅地区）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●先行取得の進捗状況（公園・緑地） <ul style="list-style-type: none"> ・昨年度までの取得実績と今年度の取得予定について ⇒H27：2,409㎡（4件） H28：1,537㎡（5件） H29：1,179㎡（2件） ⇒目標面積17,000㎡のうち、30%取得済み。H30は残り11,875㎡取得を目標（目指す）。 ⇒取得状況は芳しくない。斜面地を優先的に取得しているが、平地でも取得する。 ◆先行取得の状況について <ul style="list-style-type: none"> ⇒1筆（331㎡）の申し出があり、買取り協議を進めていたが、協議不成立となったため、今年度の取得実績はない。 ⇒過年度先行取得した土地は公社ではなく直接市が取得しているので名義は「沖縄市」となっている。 ●道路の特定事業の見通し <ul style="list-style-type: none"> ・現在の状況について ⇒公園・緑地の買取りが優先のため、道路の特定見通し公表はいつ頃になるか未定。 ◆現在の状況について（道路の特定事業見通し） <ul style="list-style-type: none"> ⇒面積は4,700㎡で区画整理後は市道となる予定。 ⇒平成31年度に特定事業の見通しを予定。平成32年度に買い取り予定。 ●関係機関との協議 <ul style="list-style-type: none"> ・行政区域や都市計画区域がまたがっていることへの対応について（県、北中城村） ・北中城村との調整会議（H29.11.22）の結果について ⇒北中城村とは区画整理に関することは未調整。前年度に行った北中城村との調整会議では、平成30年度の不動産鑑定業務（再評価又は時点修正）についての決定と、今年度は地権者との意見交換を行える場を設けたい、という話だった。 ◆現在の取り組み状況について（北中城村との調整状況） <ul style="list-style-type: none"> ⇒北中城村と同じタイミングでコンサルタント派遣により「キャンプ瑞慶覧返還地区等アンケート調査業務」を実施中。現在はアンケート案を作成中で、11月末発送（約200名）予定。回収後分析まで実施。 ・地主会について（活動休止中、地権者が減少しているのか？） <ul style="list-style-type: none"> ⇒地権者数はほとんど変わらない。跡地利用計画には高速道路西側部分も含まれていて、活動が活発な時期にはその部分の地権者が多く含まれていたのではないかと。現在は返還予定区域ではないため声を掛けづらい。（現在は特定駐留軍に指定された区域の地権者数しか把握していない） ⇒平成15年度頃の計画では高速道路西側の四角部分も計画に入っていたようである。そもそも四角部分も含め、返還予定範囲に入るのか、飛び地で残るのかわからない。 ⇒市にて確認。（平成16年度の土地利用評価図に四角部分についても低層住宅ゾーンとして表示されているが、概略設計図を検討する際の施行区域に区画整理の済んだ倉庫跡地地区の区域を除くと記載されている。（沖縄市・北中城村キャンプ瑞慶覧返還地区等跡地利用統一案策定調査（基本計画）（平成17年3月）） ⇒現在は地権者会自体が活動休止中で、地権者と話し合う機会がない。当時の地権者代表者と会って、今後の活動や新たな代表（後任者）のことも含め、相談したいと考えている。

市町村	【施設・区域名】 現在の地区の状況及び今年度の取組等
(沖縄市)	<p>⇒先行取得の説明会は年1回(前年度末)に開催。その際に地権者の組織化が必要なことを周知しているが地権者はまだその気がない。出席者は200名中20名程度。対象者は先行取得区域のみとなっている。(跡地利用計画範囲と特定駐留軍用地に指定された範囲(先行取得の範囲)が違う。)</p> <p>◆現在の取り組み状況について(地権者との接触) ⇒今年度の説明会は来年2月～3月に開催予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地利用計画案(第4案)の変更について <p>⇒周辺状況から変更せざるを得ないと考えている。 ⇒イオンモールができたことによって公共交通の状況も変わってきている。その辺りを検証していくと変えざるを得ない。 ⇒具体的な話はしていないが、北中城村も計画見直しについての必要性は同じように感じていると思う。</p> <p>◆現在の取り組み状況について(検討時期等) ⇒平成30年度にアンケート調査を実施し、平成31年度はアンケート結果をもとにセミナー等を開催、平成32年度以降に見直しを検討する予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●アワセゴルフ場へのイオンモール進出について <ul style="list-style-type: none"> ・現在の沖縄市への影響について(交通量、経済的影響等) ・影響を考慮した跡地利用計画について <p>⇒イオンモールの影響は少ない。H28年度調査(イオンモール立地に伴う交通量の変化)では、イオンモールオープン後、国道330号胡屋十字路付近、沖縄環状線泡瀬付近、県道20号線胡屋付近で混雑度が上昇し、交通量が増えている。 ⇒ライカム交差点の右折帯は結構渋滞している。 ⇒経済的影響については、H27年度商工会議所の調査結果では、売り上げ増加15%、不変が55%、減少が30%。 ⇒影響があったとしても、跡地利用はそれを踏まえながら、そこで何をやるかをメインに考えたい。 ⇒繁華街の方々はイオンモールができることに敏感になっていたが、できた後にはそういう声あまり聞かれない。</p> <p>◆その後の状況について ⇒特に変化なし。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●県のアセス条例改正の影響について <p>⇒まだ議論していないが、アセス実施に相当の期間を要するため、地権者への影響(給付金等)を懸念している。何らかの支援策があればよいが。</p> <p>◆その後、新たな問題は発生していないか ⇒特になし。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●文化財調査 <ul style="list-style-type: none"> ・県道24号線の進捗に合わせた文化財調査の状況について <p>⇒状況は変わらない。県道24号線は北谷町側(前半区間)が完了しないと沖縄市側(後半区間)の事業化はできないと聞いている。キャンプ桑江(南側)の返還が平成37年度以降で、沖縄市側はその後の工事となるためまだまだ先のことと考えている。県道24号線に伴う文化財調査より、返還に伴う文化財調査の方が早いと思う。</p>

市町村	【施設・区域名】 現在の地区の状況及び今年度の取組等
(沖縄市)	<p>◆その後の状況について ⇒特になし。</p> <p>●アドバイザー派遣について ⇒北中城村と合同で地権者会立ち上げに先駆けて、地権者を対象とした講演会などを検討。アドバイザー派遣を要望予定。テーマとしては、先行している西普天間住宅地区の地権者が後から気付いたが、これは先に知っておいた方がよかったということがあったとしたら、それに関連したテーマ（アドバイザー）にしたい。</p> <p>◆その後の状況について ⇒コンサルタント派遣によりアンケート調査を実施中。</p> <p>●返還条件の進捗状況について ⇒防衛局へ直接問い合わせたが、防衛局も分からないとの回答だった。 ⇒あらためて基地政策課に確認。 (平成30年1月29日に防衛局長宛でSACO合意された区域に関して早期返還についての要望書を出しているが、回答等は特になし。)</p> <p>◆その後の状況について ⇒特に進展なし。</p>

市町村	【施設・区域名】 現在の地区の状況及び今年度の取組等
北中城村	<p>【キャンプ瑞慶覧（ロウワー・プラザ住宅地区）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●先行取得の進捗状況 <ul style="list-style-type: none"> ・昨年度までの取得状況と今年度の取得予定について（目標面積 9,500 m²） ⇒平成 27 年度は 6,606 m²(7 筆)、平成 28 年度は 215 m²(1 筆)、平成 29 年度は 1,473 m²(8 筆)を取得し 87%を取得済。平成 30 年度は、1,206 m²を取得予定（申出受付：5 月 1 日から 6 月 29 日まで。既に 2～3 件の買取申込みの相談有） ⇒沖縄市と共同で価格調査を毎年度実施し、沖縄市、北中城村ともにロウワー・プラザ住宅地区内は同一単価で買取している。価格調査は軍用地料や類似取引価格等を基に実施した。軍用地料と共に買取価格も年々上昇している。 ⇒目標面積である 9,500 m²は、土地利用計画素案 4 案を踏まえ、また、跡地利用特措法に準拠し設定した。 ◆今年度の取得状況について <ul style="list-style-type: none"> ⇒1 筆 (340 m²) の申し出により買取り協議を進めていたが、取り下げの申し出があり協議不成立となったため今年度の取得実績はない。 ●沖縄市との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・行政区域や都市計画区域がまたがっていることへの対応について（県、北中城村） ⇒進展なし。 ・沖縄市との調整会議（H29. 11. 22）の結果について（その後の会合等） ⇒前年度は事務レベルで意見交換を行った。お互い返還時期が不明確な中でも地権者との意見交換が必要との認識であるが、具体的には動いていない。また、斜面緑地が多く、地権者の跡地活用への意欲が高まらないという課題がある。 ◆現在の取り組み状況について（調整会議、コンサルタント派遣） <ul style="list-style-type: none"> ⇒沖縄市と同じタイミングでコンサルタント派遣により、地権者ニーズの把握、まちづくりに対する意欲醸成を目的に「キャンプ瑞慶覧返還地区等アンケート調査業務」を実施中。 ●その他、昨年度の課題の進捗状況 <ul style="list-style-type: none"> ⇒進展なし。 ◆現在の取り組み状況について <ul style="list-style-type: none"> ⇒特になし。 ●基地からの排水対策 <ul style="list-style-type: none"> ・現在の状況について（村で調整予定、H30 に調整池整備予定） ⇒防衛局、国道事務所、沖縄市と調整を行っているが、具体的な進展はない。調整池は今年度用地買取を行う予定。村上下水道課にて対応している。 ⇒防衛局へは、基地内への排水路切り回しを要請したが、取り合ってもらえない状況にあり、村としては、国道 330 号歩道又は中央分離帯への排水路占用を踏まえて検討中。 ◆現在の取り組み状況について（用地買取、関係機関協議状況） <ul style="list-style-type: none"> ⇒現在は借地により仮設調整池を設置中。本設に向けて村上下水道課が調整池の用地買取を実施中。 ◆当初防衛局へ排水路のルート変更を要請したが、それは提供施設内の排水路ルート変更ととらえてよいか。 <ul style="list-style-type: none"> ⇒提供施設内への排水路ルート変更を H27 に要請。

市町村	【施設・区域名】 現在の地区の状況及び今年度の取組等
(北中城村)	<p>●県のアセス条例改正の影響について ⇒条例改正によってロウワー・プラザ住宅地区も対象となる見込みである。アセスの対象となったことで期間（3～4年程度と想定）と費用（見当つかず）で大きな影響がある。</p> <p>◆それ以降、なにか別の問題点は発生していないか(予想も含む) ⇒現段階で特に問題ないが、当地区の返還時期の目途が明らかになった際、アセス期間延長による計画の遅れ、財政面での対応に苦慮することが懸念される。</p> <p>●今年度の取組について ⇒今年度は先行取得に集中的に取り組み、また、沖縄市と意見交換を実施する予定である。</p> <p>◆現在の取り組み状況について ⇒8月29日に先行取得の状況、地権者支援活動（アンケート調査）、今後のスケジュールイメージ、課題の整理等について情報交換を実施。</p> <p>●課題 ⇒返還予定区域内に鉄塔が1基設置されており、今後の計画の支障になる恐れがある。当該鉄塔が冲電のものかどうかは未確認。</p>

市町村	【施設・区域名】 現在の地区の状況及び今年度の取組等
北中城村	<p>【キャンプ瑞慶覧（サウスプラザ地区）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●新たな活用計画（昨年はイオンの職員用駐車場） <ul style="list-style-type: none"> ・現在の活用状況について <p>⇒今年度はイオン職員駐車場としてイオンと契約済み。契約は一年単位の自動更新となっている。（今後事業化することを踏まえ、今年度から一年更新で契約改定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来の活用予定について <p>⇒平成 29 年度コンサルタント派遣を活用し、中部圏域交通結節点としての整備活用を検討した。今後、事業化に向けて南部国道事務所や沖縄県に提案している。</p> <p>⇒バスの駅又は道の駅等事業にて整備を行う場合は、道路事業として実施し、用地は国へ売却することを検討中。</p> <p>◆現在の取り組み状況について（跡地利用に向けた検討状況、関係機関との協議状況）</p> <p>⇒「キャンプ瑞慶覧返還地区等アンケート調査業務」の対象範囲として、アンケート調査を実施中。</p> <p>⇒現在もイオン職員用駐車場として利用している。</p>

市町村	【施設・区域名】 現在の地区の状況及び今年度の取組等
北中城村	<p>【キャンプ瑞慶覧（アワセゴルフ場地区）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●土地区画整理事業の進捗状況 <ul style="list-style-type: none"> ・現在の状況について <p>⇒現在は、基盤整備のほとんどを完了し、平成 29 年度より電線共同溝の工事を行っており、組合解散は平成 31 年度を予定。</p> <p style="text-align: center;">◆現在の取り組み状況について（事業進捗状況、解散予定） ⇒現時点では予定通り平成 31 年度に組合解散を想定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●アリーナと体育館の進捗状況 <ul style="list-style-type: none"> ・現在の状況について（用地取得等） <p>⇒体育館は平成 30 年 10 月完成、11 月供用開始の予定である。 ⇒アリーナは用地買収が単価面で難航し（1 名）、進展の目途が立たない状況。</p> <p style="text-align: center;">◆現在の取り組み状況について（体育館供用開始時期、アリーナ用地取得） ⇒村立体育館は平成 30 年 11 月 5 日に供用開始。 ⇒アリーナは特に進展なし。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●横断歩道の進捗状況 <ul style="list-style-type: none"> ・県の一括交付金事業の採択に向けた県への要請について（イオンモールと徳洲会病院を結ぶ歩道橋） <p>⇒一括交付金にて補助採択を受けられないか中部土木事務所へ要請済。中部土木事務所行政懇談会で改めて要請予定。屋根付き歩道橋を予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イオンモールとアリーナ・体育館を結ぶ歩道橋について <p>⇒旧まちづくり交付金事業の補助採択を検討中（屋根付き）。</p> <p style="text-align: center;">◆現在の取り組み状況について（要請・財源、整備検討状況） ⇒イオンモールと徳洲会病院を結ぶ歩道橋は県道をまたぐため、一括交付金の採択も含め県の協力が必要となる。 ⇒沖縄県土木建築部と中部市町村との行政懇談会で改めて要請した。 ⇒イオンモールとアリーナ・体育館を結ぶ歩道橋はアリーナ進展後に検討予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●映像資料保存事業（H24～組合解散） <ul style="list-style-type: none"> ・現在の状況について <p>⇒昨年度はインタビュー形式で行い、今年度も継続して実施する予定。（平成 24 年度から事業組合解散後の平成 32 年度までの映像記録撮影を予定）</p> <p style="text-align: center;">◆今後の予定に変わりはないか。 ⇒予定に変更はない。平成 31 年度事業完了後、平成 32 年度に過年度撮影分を取りまとめる予定。</p>

市町村	【施設・区域名】 現在の地区の状況及び今年度の取組等
北中城村	<p>【キャンプ瑞慶覧（喜舎場住宅地区）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●跡地利用の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度の実績結果、平成30年度の実績予定について ・インター及び県道拡幅用地以外の用地の利用方法について <p>⇒前年度において予備設計レベルの詳細な検討を行い、概略図面を作成した。そして、防衛局・NEXCO・県・村で構成する作業部会において整備計画の確認を行った。今年平成30年度以降は、インター施設以外の用地（県道沿い残地部）の利用方法について検討を行う予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県への要請について（インター整備前から県道拡幅を先行整備） <p>⇒要請はしていない。県としては、返還されるまで県道拡幅の整備はできないという考えである。</p> <p style="padding-left: 40px;">◆現在の取り組み状況について（インター及びインター施設以外の活用方法） ⇒平成29年度に概略図面を作成し県への引渡し完了。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●早期返還に向けた活動状況 <ul style="list-style-type: none"> ・防衛省への要請について <p>⇒特に文書等では要請はしていないが、村長の上京にあわせて防衛省本省へ要請を行っている。</p> <p style="padding-left: 40px;">◆その後の要請について</p> <p style="padding-left: 40px;">◆返還ラインを変える必要があるようだが（インターチェンジ配置案から）、これに関しての防衛省(局)への要請について ⇒その後要請は行っていない。ボールは防衛局にある。（防衛局において米軍住宅の再編図を作成中）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●喜舎場スマートIC作業部会のその後の状況 <p>⇒作業部会を通じた詳細な検討を行った。今後は事業主体（県道から本線への取り付け部分）となる県（道路街路課）へ引き継ぐべく調整会議を検討中。</p> <p style="padding-left: 40px;">◆現在の取り組み状況について（調整会議） ⇒7月4日に県道路街路課と調整会議を実施。業務報告書等の引渡し完了。</p> <p style="padding-left: 40px;">◆平成24年度以前の協議会（喜舎場スマートIC・・・協議会）の正式名称は。 ⇒平成24年度以前は「喜舎場スマートIC地区協議会」が正式名称。平成18年度から社会実験を行うため設置。那覇向けのスマートICがある限り会は存続する。</p>

市町村	【施設・区域名】 現在の地区の状況及び今年度の取組等
宜野湾市	<p>【キャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●琉大用地について <ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年度までの取得結果と不足分の取扱いについて ⇒H30.3.31 時点で、取得面積は契約ベースで約 17.2ha となる。琉大用地は、換地＋保留地で概ね確保の目途が立っている。 ⇒琉大とは、面積確保の最終調整中。 ⇒従前国有地（法定外公共物以外の 1.6ha）の取扱いについて、沖総局/財務部と協議調整をしており、琉大街区内への仮換地指定後に琉大へ売却する方針である。 <p style="margin-left: 40px;">◆今後の取り組み状況について（琉大の用地確保、国有地取扱い）</p> <ul style="list-style-type: none"> ⇒琉大用地の先行取得面積は 17.2ha で確定。 ⇒沖縄健康医療拠点用地として琉大の換地面積及び従前国有地、保留地あわせて 16.5ha（減歩後）を確保。 <ul style="list-style-type: none"> ●国道 58 号への連絡道路 <ul style="list-style-type: none"> ・現在の状況について ⇒当該路線の西普天間線は、未返還のインダストリアル・コリドー地区を除いた西普天間住宅地内の区間での都市計画決定を H31.2 に予定。 <p style="margin-left: 40px;">◆都市計画決定時期（スケジュール等）に変わりはないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ⇒H31.1 に都市計画決定予定。 <ul style="list-style-type: none"> ●国道 58 号へのアクセス道路 <ul style="list-style-type: none"> ・現在の状況について ⇒H30.3 市議会にて、喜友名 23 号として市道認定済である。（全長 620m の内、350m を共同使用） ⇒今後は、H30 実施設計、H31 用地取得、H32-H34 工事、H35 供用開始を予定。（防衛局補助にて事業執行） <p style="margin-left: 40px;">◆現在の取り組み状況について（実施設計の状況、用地取得に向けた取り組み）</p> <ul style="list-style-type: none"> ⇒現在実施設計業務を実施中。当業務内で用地測量を行い、来年度用地取得を予定。地権者へ説明を実施しているが、コリドー地区の返還時期が未確定なこと及びコリドー地区の返還地区となっていない土地もあることから、態度を保留している方が多数となっている。 <ul style="list-style-type: none"> ●鉄塔関連 <ul style="list-style-type: none"> ・現在の状況、沖電等との調整について ⇒鉄塔は、西普天間住宅地区の 1 基だけでなく、隣接するインダストリアル・コリドー地区（宜野湾市・北谷町）を含めて、電線類地中化検討を行う必要がある。 ⇒地中化ルートとしては、北谷町側で国道 58 号内に迂回させる案を示し、沖縄電力に対して概算事業費等の算出を依頼しているところである。 <p style="margin-left: 40px;">◆現在の取り組み状況について（沖電との調整、北谷町との調整等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ⇒北谷町を含めたコリドー地区での概算移設工事費算出。その後、具体的調整等は行っていない状況。 <ul style="list-style-type: none"> ●環境アセス調査の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・準備書の縦覧（H29.11～12）の結果 ⇒準備書縦覧における住民意見の提出はなかった。

市町村	【施設・区域名】 現在の地区の状況及び今年度の取組等
(宜野湾市)	<p>・今後の予定について ⇒H30.5.22 付けで準備書に対する知事意見が述べられ、現在、その対応について回答を作成準備中である。今後は評価書としてのとりまとめを行い、それに対する知事意見を受けての補正対応を予定し、最終的には、H31.2 評価書の公告・縦覧を目指している。</p> <p>◆現在の取り組み状況について（補正対応の状況、評価書の公告・縦覧時期に変わらないか） ⇒評価書を平成30年10月12日に県へ送付し、11月26日までに知事意見が市に送付される予定。その後、評価書の補正を行い、平成31年1月に公告・縦覧を行う予定。（実際には11月22日に知事意見送付あり。）</p> <p>●区画整理事業への取組状況（原案作成の状況） ・区域に関する都市計画（案）の縦覧実施について（H29.11～12） ⇒H29.11-12で縦覧済</p> <p>・現在の状況について ⇒都市計画手続きを経て、H31年度早々の事業認可、その1年後のH32年度に仮換地指定を予定。 ⇒平成30年4月変更の跡地利用計画に基づき事業計画、換地設計を進める。</p> <p>◆現在の取り組み状況について（縦覧意見、都決手続き、事業計画の検討等）今後のスケジュールについて（変わらないか） ⇒県決定事項（区域区分）は都市計画審議会まで終了し、平成31年1月に公告・縦覧を予定。 ⇒市決定事項（区画整理事業、暫定用途地域、道路）は、縦覧意見はなく、平成30年11月に都市計画審議会を実施し、平成31年1月に公告・縦覧を予定。</p> <p>●地権者組織「キャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）跡地利用促進委員会」の現在の状況について ⇒給付金が支給される間は地主会員であり、促進委員会も組織としては継続している。</p> <p>●宜野湾市都市マスタープラン（平成29年12月）の策定業務予算について ⇒平成28年度拠点返還地推進交付金を活用し、策定を行い（繰り越しを行い、平成29年6月で完了）、平成29年12月に公表。</p> <p>●区画道路の無電柱化について ⇒市/建設部から沖総局/開発建設部に対して協議をしているところだが、原則として、都市計画道路2路線に限定した電線類地中化を計画している。 ⇒区画道路までの電線類地中化は、市として財源的な課題が大きいことから、現実的には厳しいと考えている。</p> <p>◆現在の取り組み状況について ⇒都市計画道路2路線は電線共同溝事業方式同意路線として道路改良事業（社会资本整備総合交付金を活用）にて事業実施予定。区画道路については今後検討。</p> <p>●跡地利用計画の変更について ⇒平成30年4月の変更以降の跡地利用計画の変更は行わない予定。現在の区画整理設計案と一部相違点があるが、区画整理事業による軽微な変更として跡地利用計画の変更は行わない予定。琉大用地の増設部分（跡地利用計画では住宅等ゾーン）は宿舎や保育所等の予定であり、用途地域等も他の住宅等ゾーンとあわせる予定。</p> <p>●文化財調査の状況 ・斜面緑地部の調査予定について</p>

市町村	【施設・区域名】 現在の地区の状況及び今年度の取組等
(宜野湾市)	<p>⇒湧水の関係を加味して、現在、調査計画を検討中。</p> <p>・喜友名山川原第9遺跡及び普天間旧道遺跡の保存方法について ⇒跡地利用計画における遺跡の保全方針を検討中。</p> <p>◆現在の取り組み状況について（調査計画、遺跡保全方法等） ⇒喜友名山川原第9遺跡で喜友名線に重なる部分は喜友名線の道路下で盛土保存を行い、普天間旧道遺跡は街区公園内に一部保全予定。普天間旧道遺跡の整備方針は今年度検討予定。</p>

市町村	【施設・区域名】 現在の地区の状況及び今年度の取組等
宜野湾市	<p>【キャンプ瑞慶覧（インダストリアル・コリドー地区）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●跡地利用に関して進捗状況（返還ラインの確認等も含む） <ul style="list-style-type: none"> ・跡地利用の検討状況について ⇒昨年度に行動計画を策定し、今年度より基本方針策定（宜野湾市部分）に向けた取組を行う予定である。 ・北谷町との連携について ⇒これまでに北谷町と具体的な連携は行っていない。今年度、協議を行い、どのような連携ができるか検討を行いたい。 ◆現在の取り組み状況について（基本方針策定、北谷町との協議） <ul style="list-style-type: none"> ⇒基本方針策定に向け、有識者ヒアリングや関係部署ヒアリングなどを今年度実施し、基本方針（案）を策定。案が出来た段階で今年度中に北谷町と調整予定。来年度基本方針を策定予定。 ●地権者との合意形成 <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート結果（H29.12実施）について ⇒326通発送し90通の回答を得た（回答率28%） 土地利用について自己利用や賃貸で活用したい人が20%、分からない人が50%であった。 ・アクセス道路に関する地権者説明会の状況 ⇒H30年3月4日に地主会役員に説明し、その後アクセス道路の地権者を個別に訪問し、アクセス道路整備のため将来的に買収を行いたい旨、説明を行った。 ◆今年度の取り組み状況について（合意形成活動等） <ul style="list-style-type: none"> ⇒10/24に今後のまちづくりのキックオフとしてまちづくり懇談会を実施し、300名程度の地権者のうち40名程度の参加があった。今後、まちづくり勉強会の開催（全地権者に通知）や「まちづくりニュース」を発行予定。 ●早期返還予定の南側部分についての進捗状況等 ⇒南側部分は宜野湾市部分として認識している。旧県道と現在の県道間の三角地部分については地権者から早期返還の意向があり、返還されればコリドー地区の跡地利用にあわせて計画する。 ●文化財調査 <ul style="list-style-type: none"> ・調査未実施箇所の調査等、防衛局との調整について ⇒ほとんどの地点で未調査である。返還前の立入り調査が必要になると思うが、防衛局とは未調整であり、申請も行っていない。 ◆その後の状況について <ul style="list-style-type: none"> ⇒特に動きなし。平成29年度報告書にて埋蔵文化財包蔵地の図示は行っている。

市町村	【施設・区域名】 現在の地区の状況及び今年度の取組等
宜野湾市	<p>【普天間飛行場】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地権者との合意形成 <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート結果を踏まえて今後の取り組みについて <p>⇒アンケートは平成 28 年度に実施し、3,968 通発送し、1,204 通の回答を得た。 (回答率 30.3%)</p> <p>土地利用について、賃貸で活用したい人は 63%、売却したい人は 49.4%、自己利用したい人は 49.2%、不明は 44.7%であった（複数回答可）。中間とりまとめの配置方針図について約 6 割は肯定的な意見であった。</p> <p>⇒結果は字別意見交換会、広報誌で周知を行っている。</p> <p>◆今後の取組について</p> <ul style="list-style-type: none"> ⇒今年度は新たな取り組みとしてまちづくり講座を実施しており、第 1 回は 10/13 に「まちは誰がつくるのか」をテーマに沖縄国際大学の江洲教授を講師として実施し、30 名程度の参加があった。第 2 回は 11/17 に開催で、第 2 回から第 4 回は琉球大学の池田教授を講師として実施予定。「ふるさと」、「まち未来だより」、HP で周知を行っている。全 4 回参加で修了書を発行予定。今後も継続して実施予定。 ⇒地権者情報誌「ふるさと」を年 2 回発送しており、平成 29 年 3 月に「ふるさと」とあわせてアンケート調査結果の周知を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ●文化財調査、環境調査の進捗状況 <ul style="list-style-type: none"> ・現在の状況について <p>⇒平成 27 年度は防衛局主体で調査を行ったが、平成 28、29 年度については調査を行っていない。今年度も実施予定はない。（環境補足協定による影響ではない）</p> <p>◆H27防衛局主体の調査内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ⇒地区内の滑走路（神山集落）に雨水だまりが出来ており、米軍から防衛局に改善の依頼があり、雨水排水施設（調整池）を築造した。当該地区が旧集落であったことから文化財調査が必要となったが、市では体制が整わず防衛局主体で試掘調査を実施した（市は立会い）。それに基づき平成 28 年度に沖縄県にて本発掘調査を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ●宜野湾 11 号の文化財調査の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・文化財調査の状況について <p>⇒今年度取り組む。</p> <p>◆現在の状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ⇒平成 30 年 4 月～10 月にかけて本発掘調査を実施し、記録保存を予定。11 号は全て終了となり、防衛局にて支障除去を実施中。 <ul style="list-style-type: none"> ●先行取得の進捗状況 <ul style="list-style-type: none"> ・昨年までの取得結果について <p>⇒昨年度、約 1.5ha を取得し、これまでに累計で約 5ha を取得した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今年度の取得予定について <p>⇒約 1.8ha の取得を目標としている。6 月から受付を開始し、それまでに HP やチラシで周知を行っている。例年、事務手続き上 3 回に分けて実施しており、今年度も 3 回に分けて実施する予定。</p> <p>⇒県の先行取得（道路）と同時に行っている。売主が指定しない限り、県と市で協議の上、どちらが買い取るかを決めている。</p>

市町村	【施設・区域名】 現在の地区の状況及び今年度の取組等
(宜野湾市)	<p>◆現在の取組み状況について（先行取得状況）</p> <p>⇒申し出のあった土地を県と市で折半して買取りを行っている。</p> <p>⇒今年度は県で7,175㎡、市で7,144㎡の買取りを行った。未完了が1,344㎡（市が買取り予定）となっている。</p> <p>⇒県は土地開発公社に委託し、個別訪問を行い、先行取得の依頼を行っている（市は人員不足から今年度は実施せず）。個別訪問により3件1,300㎡の買取りができ、県が取得している（上記7,175㎡とは別）。</p> <p>市も来年度、コンサルタント派遣を活用し、実施することを検討。</p> <p>⇒平成33年度までに11.5haの取得を目標としているが、買い切れていない。</p> <p>●「全体計画の中間とりまとめ」に基づく「計画内容の具体化作業」の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度の取組状況について（配置方針の更新等） <p>⇒海外事例視察（シンガポール、マレーシア）を行い、公園緑地による整備効果の視察を行った。</p> <p>⇒土地利用の機能導入として新たな沖縄のライフスタイル（地権者、移住者、学生、研究者、外国人）を支える都市機能のイメージづくりに取り組んだ。また、都市基盤整備については、県から公表された鉄軌道案に対して、当地区内を通る場合のルート・駅・構造（地上・地下）等を踏まえたケーススタディ、そして、周辺市街地との連携方針について検討を行った。さらに、普天間公園に関する合意形成に向けて、「緑の中のまちづくり」としてVRのプロモーションビデオ等を作成した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・跡地利用計画策定有識者検討会議の結果（H29.11、H30.2）について <p>⇒有識者検討会議にて、配置方針の検討等、跡地利用に関することについて協議、決定を行っている。市内部の会議や部会等はない。この有識者検討会議は沖縄県と共同で実施している普天間飛行場跡地利用計画策定調査における「普天間飛行場跡地利用計画策定全体会議」と連携したものである。</p> <p>◆具体化作業の進捗状況について</p> <p>⇒鉄軌道の検討（国・県）を踏まえて、跡地としてどのようなルートを通るか、地中構造を含めて検討を実施している。また、広域道路についても、広域計画を踏まえて跡地の中のルート検討を行っている。</p> <p>⇒今年度1回目の有識者会議は11/27を予定。</p> <p>⇒情報発信イベントを宜野湾市図書館（H30.8）及びコンベンションセンター（H30.10）で行った。</p> <p>⇒今年度の海外視察は、沖縄県とコンサルタントが参加し、オーストラリアに視察を実施。（市は不参加）</p> <p>●NBミーティング、若手の会の活動状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度の取組結果（NBミーティング：基地周辺市民との意見交換会、那覇新都心地区の住民との意見交換会、若手の会：大規模公園に関する意見交換、若手の会の活動に関する字別意見交換会）について <p>⇒NBミーティングは跡地開発による課題（コミュニティの維持等）について、新都心周辺の自治会等と意見交換を行った。その際に新都心自治会安里地区では、高架で分断され公民館に行かなくなった事例などの紹介があった。</p> <p>若手の会では大規模公園のあり方について字別意見交換会等を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今年度以降の取組予定について <p>⇒NBミーティングは「住環境（防犯、防災）」をテーマに検討を行う。若手の会は「経済効果を高めるための土地利用」をテーマに検討を行い、地権者への発信を予定している。</p>

市町村	【施設・区域名】 現在の地区の状況及び今年度の取組等
(宜野湾市)	<p>⇒両組織と有識者、コンサルタント、行政で懇話会を年3回開催しており、情報共有等を行っている。今年度予定している事例視察も両組織から参加し、合同で勉強会を行う予定。視察場所は国内で検討中。</p> <p>◆現在の取組み状況について（検討状況、勉強会の取り組み）</p> <p>⇒NBミーティングは防災防犯をテーマに、新都心を事例として消防と防犯活動組織と意見交換を実施。</p> <p>⇒若手の会は、年度末に字別意見交換会にて地権者に情報発信を予定。</p> <p>⇒両組織と沖縄国際大学の石原名誉教授、上江洲教授を交えて、懇話会を年3回実施予定（第1回：8/8、第2回12/8）。先進地事例視察としては10/25～10/27で豊中市、けいはんな学研都市、リフネ岬望海坂（大阪府）の視察を実施。参加者は若手の会4名、NBミーティング2名、市2名、コンサルタント2名。</p>

市町村	【施設・区域名】 現在の地区の状況及び今年度の取組等
浦添市	<p>【牧港補給地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●第5ゲートの返還に伴う跡地利用 <ul style="list-style-type: none"> ・跡地利用について（H30年度末返還見込み） ・先行取得の状況について（地権者の意向等） <p>⇒できれば返還前（今年度中）に全て先行取得したい（1.7ha）。 ⇒跡地利用については公園・緑地を考えている。地権者の意向は一括返還。</p> <p>◆現在の状況について（先行取得、跡地利用計画）</p> <ul style="list-style-type: none"> ⇒先行取得は、申込み面積で8割程度となっており、残り2割の今年度取得は困難な状況。 ⇒特定駐留軍用地跡地の指定を行い、今後の継続的取得を予定。（返還前H31.3末までの指定手続きが必要であり、沖縄県と調整中） ⇒跡地利用計画は、公園・緑地。 <ul style="list-style-type: none"> ●国道58号拡幅（浦添市が把握している範囲で） <ul style="list-style-type: none"> ・H30.3に返還され、その後の状況について <p>⇒文化財試掘調査を浦添市が実施予定。 ⇒今後は防衛局による土壌汚染調査→市にて文化財の試掘調査（11月頃の完了見込み）後、防衛局にて磁気探査の予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ランドリー移設の状況について <p>⇒ランドリー移設については、国道拡幅に向けて一度基地内に移設し、その後、移設条件先に移設すると聞いている。 国道58号に平行して使用中の雨水排水管BOXがあるが所有者が分からない。</p> <p>◆返還後の状況について（各種調査、防衛局との調整）</p> <ul style="list-style-type: none"> ⇒文化財試掘調査（防衛局対応、市立会）を8月～11月中に実施完了予定であり、本発掘調査（市対応）を年明けより対応予定。 <p>◆ランドリー移設に向けた状況について（浦添市の把握している範囲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ⇒ランドリー移設時期は未定。 <ul style="list-style-type: none"> ●雨水配水管BOXの状況について <p>⇒整備したのは米軍だが、今後の管理等対応は調整中。（防衛局・南部国道、市の3者） なお、支障除去で撤去するわけにはいかない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●先行取得 <ul style="list-style-type: none"> ・昨年までの取得結果とH30年度の取得予定について <p>⇒29年度の申込は10ha以上あり、実際に取得したのは3.5ha。これまでに6.9haを取得した。 平成30年度は3.3haの取得を予定している。6月に1次募集、9月頃に2次募集を行う予定であるが1次募集で今年度取得予定面積を超える見込み。 市は狭小な土地を優先して買うことにしている。民間へ売却する場合、200㎡以上は届け出が必要としているが、先行取得状況を見て引き下げることも検討する。</p> <p>◆先行取得のその後の状況について（第5ゲート付近も合わせてキンザー全体）</p> <ul style="list-style-type: none"> ⇒30年度取得状況は3.1ha（11月契約予定） <ul style="list-style-type: none"> ●海没地の補償 <ul style="list-style-type: none"> ・防衛省が全ての埋没地で滅失補償すると聞いているが？ <p>⇒第5ゲートは防衛省が補償する。北側部分については未定であるが、おそらく防衛省</p>

市町村	【施設・区域名】 現在の地区の状況及び今年度の取組等
(浦添市)	<p>が補償することとなると思う。</p> <p>◆その後の状況について ⇒「滅失補償」といっても実際は「現状復旧補償」である。防衛省は補償する代わりとして滅失登記は各個人で対応してほしいとのことだが、市からは補償目的は滅失補償であるので、管理者である防衛省に滅失登記を要請調整中。</p> <p>●地主会及びチームまきほ 21 の活動状況 ・平成 29 年度の活動結果と今年度の活動予定について ⇒チームまきほ 21 は 29 年度、勉強会を 4 回実施し、県内事例視察や地区コンセプトの検討を行った。30 年度は他地区での取り組みの整理や意向調査に向けた調査内容の整理を行う予定。また、今年度は 2 年に 1 回のメンバー入れ替えの年に当たる。現メンバーが残るか、メンバーを増やすかどうかは未定。 ⇒地主会本体は 29 年度の活動は特になく、30 年度も予定はない。ただし、防衛局と直接やりとりをして情報提供等を受けている。</p> <p>◆チームまきほ21の今年度の取組み状況・予定 ⇒メンバー数が 23 名から 19 名となった。 ⇒30 年度は勉強会 3 回を予定し、既に 1 回実施済、11 月末に 2 回目、年明けに 3 回目を予定。3 回目の勉強会では、講師を市町村支援事業アドバイザー派遣で対応予定。</p> <p>●文化財調査 ・現在の状況について（調査に入れていない。第 2 ゲート部分で現地保存可能な文化財を確認） ⇒試掘調査が必要で、防衛局と調整中。</p> <p>・国道拡幅部分の文化財調査について（市文化課にて試掘調査を予定） ⇒上記のとおり</p> <p>・建物（ランドリー）移設先の調査立会いについて（試掘調査は防衛局実施） ⇒試掘調査は防衛局が実施、市は立会い予定であるが、入れない状況。 ⇒移設後に現建物用地の試掘調査の要請有。31 年度調査対応を予定。</p> <p>・第 1 ゲートから南側の拡幅ラインの調査に関する防衛局との調整について ⇒国道拡幅に必要となるが支障除去の範囲となるか不明。返還区域であるかも不明。 ⇒南側の拡幅ライン（沢の部分）については、今回の返還区域に入っている。（局確認）</p> <p>・人員体制に関する県との協議について ⇒進展なし（返還時期が不明なため）</p> <p>◆現在の状況について（主に防衛局との調整状況について） ⇒第 2 ゲートについては文化財試掘調査は不要と判断。 ⇒国道拡幅部分については市としての文化財試掘調査は 11 月完了見込み。 ⇒ランドリー部分については 11 月中には完了見込み。本発掘調査（市対応）を年明けより対応予定。 ⇒人員体制については県側が各市町村の調査見通しを確認しており、県として調査支援方針を検討中。</p> <p>●第 5 ゲートの調査について ⇒31 年度試掘調査（市対応）を予定。</p>

市町村	【施設・区域名】 現在の地区の状況及び今年度の取組等
那覇市	<p>【那覇港湾施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●現在の取組状況 <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度の取組について <p>⇒跡地利用計画（案）策定に向けた開発条件の整理や情報収集、次世代の会の活動支援、情報誌の発行（2回）を行った。</p> <p>※地主会と調整がつかず、当初予定していた手順書策定に向けた取組、跡地利用計画（案）の策定に向けた取組、地権者との合意形成活動が実施できなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・跡地利用計画（案）の策定に向けた情報収集については、直接関係市町村にヒアリングを行った。浦添市、北谷町、宜野湾市に広域的な土地利用について、豊見城市に西海岸の開発について、西原町、与那原町に大型MICE施設誘致に伴う開発についてヒアリングを実施した。 ・次世代の会は今年度、定例会（月1回：自然資源をテーマとしたまちづくり）とフィールドワーク（2回：那覇まちまーいの体験、真珠道（まだまみち）の散策）、他組織（普天間飛行場の若手の会、牧港補給地区のチームまきほ21）との意見交換を実施。 ・情報誌は11月と3月に発行。平成29年度の取組や地主会事務所移転について周知。 ・今年度の取組予定（跡地利用計画策定手順書の策定、跡地利用計画検討委員会の立ち上げについて） <p>⇒29年度に実施できなかった手順書の策定、跡地利用計画（案）の策定に向けた取組、地権者との意見交換、次世代の会との意見交換、情報誌の発行を実施予定。しかし、年度初めに地主会と協議を行ったが、調整がつかず、まだ、意見交換ができる状態ではない（次世代の会との意見交換は予定通り実施予定。情報誌の発行は未調整）。跡地利用計画検討委員会の立ち上げもまだ先になる。</p> <p>◆現在の取り組み状況、その後の状況について（手順書、跡地利用計画案他） ⇒地主会との調整がつかず、手順書、跡地利用計画の策定に向けた取り組みに協力いただけない状況にある。ただし、合意形成支援業務の中で、次世代の会との意見交換（月1回）を実施中であり、先進地視察（次世代の会＋地主会事務局を対象（那覇市2名先導））として、横浜（みなとみらい21）・東京（台場）の港湾エリア見学会を実施済。また、情報誌（がじゃんびら通信）の発行や、普天間飛行場若手の会、チームまきほ21との意見交換も今後予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●浦添地区への軍港移転に関し、那覇市、浦添市、沖縄県との調整状況 <ul style="list-style-type: none"> ・現在の状況について ・平成29年4月29日開催第24回那覇港湾施設移設に関する協議会以降の動きについて（三者会談など） <p>◆協議会、三者面談の開催状況・予定、その形態（公開・非公開） ⇒協議会、三者面談ともに進展なし。</p> <p>◆三者面談の根拠（規定、経緯等） ⇒那覇港管理組合内の会議組織として組合の重要事項の共有・解決を図るために構成団体調整会議が存在する。 ⇒三者（沖縄県、那覇市、浦添市の首長）で構成している三者面談の規程等は存在せず、設置経緯等は、首長の意見情報交換を目的としており、意思決定の権</p>

市町村	【施設・区域名】 現在の地区の状況及び今年度の取組等
(那覇市)	<p>限はない。</p> <ul style="list-style-type: none">●地主会、次世代の会の活動状況・平成 29 年度 of 取組結果と今後の予定について <p>⇒上記のとおり。</p> <p>◆その後の状況 ⇒上記のとおり。</p>

(2) アドバイザー派遣等及び各種会議における講演テーマ等の要望

第2回市町村個別訪問において把握したアドバイザー派遣等への要望及び各種会議等の意見交換又は講演テーマ等への要望を整理する。

※斜体（太文字）が第2回のヒアリング結果

市町村	アドバイザー派遣等	講演テーマ等
本部町	<ul style="list-style-type: none"> ・跡地利用推進のためアドバイザー等専門家の派遣を検討する。 ⇒アドバイザー等専門家の派遣の必要性は現時点では考えていない。 	—
恩納村	※プロジェクト・マネージャーを派遣中。	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知県長久手市のエリアマネジメントは興味深い。村も今後タウンマネジメント等が課題となってくることから、個別会議等で勉強会を実施してほしい。
金武町	<ul style="list-style-type: none"> ・残地活用のため、残地の企業誘致に向けた資料作成をコンサルタント派遣にて検討したい。（年度内で検討） ・町全体の計画として、ギンバル訓練場のまちづくり計画策定等も検討したい。（沖総局でも対応可能か確認を行う。） 	—
読谷村	※コンサルタント派遣実施中。	
北谷町	※コンサルタント派遣（2件）実施中。	—
沖縄市	※コンサルタント派遣実施中。	
北中城村	※コンサルタント派遣実施中。	
宜野湾市	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年派遣を受けたプロジェクト・マネージャー（文化財調査）については、今年度は対象が宜野湾11号だけであるため要望しない。 ・若手の会に向けた勉強会にてアドバイザー派遣を活用し、琉球大学瀬口教授を講師に、「経済効果のあがるまちづくり」をテーマに12/5に講演を行う予定。 ・次年度、普天間飛行場の先行取得に向けた、個別訪問についてコンサルタント派遣を検討。 <p>※コンサルタント派遣実施中 ※アドバイザー派遣を実施。</p>	—
浦添市	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度もアドバイザー派遣を予定。 <p>※アドバイザー派遣を実施。</p>	—

第3章

駐留軍用地跡地利用推進懇談会

第3章 駐留軍用地跡地利用推進懇談会

3-1 駐留軍用地跡地利用推進懇談会の概要

1 目的

推進懇談会は、関係市町村ごとに異なる課題について意見交換し、跡地利用を推進する際の留意点及び新たな支援方法を検討することを目的に、跡地利用に詳しい学識経験者や有識者で議論し、跡地利用行政に資することを目的として開催した。

2 開催内容

(1) 第1回

開催日：平成30年9月7日（金）
場 所：恩納村ふれあい体験学習センター
議 題：以下のとおり

- ア 上半期の取組について（報告）
- イ 恩納通信所の状況について（報告・意見交換）
- ウ 今後の市町村支援事業の取組について（意見交換）



(2) 第2回

開催日：平成31年1月28日（月）
場 所：浦添市産業振興センター・結の街
議 題：以下のとおり

- ア 下半期の取組について（報告）
- イ 今後の市町村支援事業の取組について（意見交換）
 - ①都市計画区域外において事業主体（民間）が行う土地利用のあるべき姿について
 - ②地権者組織を組成するための仕組み等について



3-2 第1回駐留軍用地跡地利用推進懇談会

1 開催日

平成30年9月7日（金）

2 開催場所

恩納村ふれあい体験学習センター

3 出席者

【推進懇談会委員】

大澤 真	株式会社フィーモ 代表取締役
岸井 隆幸	日本大学工学部 特任教授
阪井 暖子	Planning & Produce Studio SAI 代表
堤 純一郎	琉球大学工学部 教授
當銘 健一郎	株式会社沖電工 代表取締役専務
中本 清	特定非営利活動法人蒸暑地域住まいの研究会 理事
新田 進	那覇新都心株式会社 顧問

【恩納村】

高嶺 晃	恩納村プロジェクト・マネージャー
山城 雅人	恩納村企画課長

（五十音順 敬称略）

4 議題

- (1) 上半期の取組について（報告）
- (2) 恩納通信所の状況について（報告・意見交換）
- (3) 今後の市町村支援事業の取組について（意見交換）

5 内容

(1) 上半期の取組について（報告）

ア 事務局からの主な報告事項

○跡地関係市町村連絡会議、市町村個別訪問（第1回）、跡地利用推進セミナー、跡地関係市町村個別会議（第1回）、アドバイザー等専門家の派遣等の上半期における実施概要を報告した。

(2) 恩納通信所の状況について（報告・意見交換）

ア プロジェクト・マネージャーからの報告事項

- 恩納通信所が返還後20年余りも跡地利用が動かなかった理由として、地主会とリゾート開発会社だけで話し合いがなされていて、村がこの開発に対してあまり関わっていなかった。それは跡地利用を進めるための補助メニューがないため、行政がどう関わっていくか、都市計画区域外なので国土交通省や農林水産省、その他のメニューがなかった。
- 補助メニューがないなら北部連携事業と一括交付金で跡地利用を進めるために、国・県、公庫も含め、跡地利用の態勢を考え、北部連携事業と県の一括交付金が採択され、事業を進めている。
- 最終的にはエンドユーザーをどう取り入れるか、ホテル以外の企業立地をどう促進させるか、最終的に地域の自立の展開をどうさせるかということになるが、リゾート開発会社もいずれいなくなるし、結局、残るのは地主会、村、エンドユーザーなので、これが将来の自立の軸になっている。
- 恩納通信所はリゾート開発会社だけの単なるリゾート地域ではなく、もっと広く地域としても村・県・国としてもそこにふさわしい整備構想を持つべきではないかということで、観光リゾート以外に交流施設、研究開発ゾーン、住居ゾーンを合わせた構想を進めている。
- 住居ゾーンは、近くに集落があり、リゾート用域では非常に高い建物ができるため、周辺集落の環境に影響しないよう村やリゾート開発会社と調整した。リゾート地域はリゾート開発会社を含めた自然の保全、環境を活かした開発を誘導したい。
- 都市計画区域外でどう誘導するかということで、集落エリアとの緩衝ゾーンとして地区計画調整エリアというエリアを設けて、その部分については調整しながら施設の誘導をしたい。
- 開発地域も万座毛も国道58号から1本の道路でしか繋がっていない。ずっと遠回りしていかなければいけないので、開発地域に幹線道路を1本入れる計画や河川等も整備する計画になっており、国道58号と繋がる接続道路の計画もあるが、それは今後の課題となる。
- 返還跡地は特定用域であったが、リゾート開発会社がホテル建設に具体的に取りかかりたいということで、開発区域はリゾート用域に変更した。周辺集落に近い部分は調整区域として今のところ特定用域のまま残してあり、今後色々と調整するためのエリアになっている。
- リゾート開発会社の計画した道路では万座毛には繋がらない。北部連携事業による道路（勢高2号線：約1.5km）を入れることで周辺と連携できるようにした。リゾート開発会社は一団地で開発申請していて、最初に認可された開発許可を変更しないといけない

が、リゾート開発会社の了解を取った上で道路の用地買収に入っている。

- 当初の構想図では集落側に高い建物があって、隣接する集落の方々から景観上非常に悪いということで、その部分については、周辺住民ともっと調整できるようなものにしてもらいたいということでリゾート開発会社と調整している。
- 勢高排水路には土地改良した区域と国道58号側の集落からも水が流れてくる。今後リゾート開発内の水は海岸側に流さないことになっているので、全てここに流れてくることになる。リゾート開発会社の方でもこの計画に沿って進めている。
- 村が行う公共事業として、勢高排水路事業は平成33年に工事が完了する予定で、排水路に隣接する勢高1号線は北部連携事業で平成34年に完了予定である。勢高2号線は基本設計が終わり実施設計や用地買収を行っていて、これも平成34年までには完了する。したがって平成34年には、公共事業での基盤整備はできる予定になっている。
- リゾート開発会社のホテル建設予定としては、今コンセプトを作っていて先日もホテル側と一緒にプランニングしている。基本設計を平成31年までにまとめて、32年から実施設計、オリンピック後の平成34年までにはオープン予定で、公共事業とリゾート開発事業を合わせると、大体平成34年ぐらいまでには形が見えてくる。
- 勢高排水路、勢高2号線についてはリゾート開発会社と地主、それから公共事業の問題がある。結局、土地の所有権の上にヌバル土地管理合同会社が地上権を設定している。これはリゾート開発会社から借地料をもらって地主に配分するという、地主会の役割をしている。
- それともう一つ、地上権の賃借権をリゾート開発会社が設定していて、リゾート開発会社が地主に土地代を出している。それで、今回用地買収する水路や道路部分について、賃借権及び地上権の割合をリゾート開発会社と調整し、20%で調整した。
- リゾート開発会社の部分は20%のうちの15%、ヌバル土地管理合同会社が5%、合わせて20%で土地を買収し、排水路と勢高1号線部分は100%用地買収している。勢高2号線についても大体この割合で用地買収できるよう、リゾート開発会社から合意を得ている。
- 勢高2号線は幅員16mの道路ですが、単なる普通の道路ではなく、ボンエルフ道路にしたいということで、16mの中で少し変化をつけて、リゾートにふさわしい道路整備をしたい。
- 勢高排水路はリゾート開発区域の半分ぐらいの水が流れ込んでいて、恒常的に浸水している。したがって、この排水路は単なる開発だけではなく、既存の集落部分も含めて改善しないとイケないため、県の一括交付金で早急に事業を実施している。
- これまでの約4m幅から約3倍の幅になって、車道と歩道を合わせて整備している。元々1車線の道路でしたが北部振興事業で2車線に拡幅している。

- 排水路は一括交付金で親水性にして、雨の少ないときはほとんど水がなく、満潮になったときに水が入ってくるという感じで、真ん中に少しくぼみをつくったりして、生物がそこでたむろできるような空間にしている。
- 海岸にはアポガマという洞穴があり、周辺も沖縄ではなかなか見られないような海浜になっているので、これを生かしたリゾート開発にしたい。万座毛も海岸の延長上にあつて、晴れた日は非常にいいロケーションの場所である。干潟部分では夕日が海に沈む場所になっている。
- 内閣府本府からはOISTの宿舎を平成33年ごろまでに恩納通信所内で200戸程度つくってもらいたいという話があり、OISTと調整している。
- この地域には色々と課題があるが、これからリゾート開発会社がどういうプランを出すかによって、私たちがどこまでどう調整できるかということがある。また、北部連携事業で実施している勢高2号線についてはリゾート開発会社にも一部負担してもらおうという交渉もしている。勢高2号線が幹線道路として整備されることによって、企業立地も進むと思うので、平成34年までには完成させることで取り組んでいる。

イ 意見交換

- 区画整理事業ではなく開発行為をやるということは、3分の2の同意を取って、反対地主の土地は借地権や地上権設定ができなくてそのまま残るということになる。反対地主は地区内にバラバラにいて、道路やホテルなどの建物はそれを避けていくというイメージになる。緑地を30%程度とらないといけないので、その中に入れてしまうことになる。
- 地主の土地そのものは動かすことができないので、逆に計画を動かして、その部分を整備するとか、合わせる形になる。同意の上で地上権を設定できたのが90%を超えているので、あとの10%をどうしていくかという話になる。
- 地上権は土地の評価額に対して20%の価格で地上権を設定している。公有地を取得する場合のいわゆる公共事業としての事例で財源は村で、それを15%と5%で分けて、リゾート開発会社が15%になっていて、それは民民の話し合いで解決されることが基本になっている。地主会にそれだけの知識を持った方がいなくて、村に要請文があり、それで調整役として入った。
- 15%と5%は、県の事業用地取得の事例、各市町村で取り扱われている割合、地上権の取り引き割合を事例にして、この近隣では借地権割合は約30%が基本ということのリゾート開発会社と地権者に示した。それを基本に地権者側は事例から30%ということだったが、まだ建物も建っていないので20%に落ち着いた。

- 地権者とリゾート開発会社の間では借地権設定がちゃんと行われていて、地料は年間坪1,000円で、非常に安い金額で契約している。元々軍用地跡地なのでキャンプ・ハンセンの山林が約1,000円だという基本額があって、それで1,000円になったという経緯があると聞いている。それで一旦設定して、村が用地買収に入ったときに、それを2割と8割に分けている。
- 平成7年に全面返還された後、PCBが出たということもあって、地主会を結成したのが平成19年と、返還から12～13年かかっている。返還後間もなく、村で跡地利用に関する委員会を立ち上げたと聞いている。地主会は恩納村軍用地主会を基本として、リゾート開発会社と開発契約をすることになって、軍用地主会から分離独立した。その後も軍用地主会とは意見交換もしている。
- 返還前は軍用地主会があって、返還後、跡地利用が決まらないので、その後も軍用地主会の関係者が関わって意見を聞いていた。基本的には、字南恩納と字恩納の区長も地主会の一員なので、そういう方々からも意見を聞いたと聞いている。
- 開発優先権者は村の跡地利用検討委員会がプロポーザルを実施し、3社の中から選定している。その後リーマンショックの影響等で開発優先権者が撤退したが、現在のリゾート開発会社はプロポーザルではなく、撤退した事業者とのつながりで決定した。
- 第2優先権者が決まっていたかわからないが、現在のリゾート開発会社は地主会と優先権者との話し合いの中で、新しい事業者が入ってきたと聞いている。
- 地区面積63haのうち58.3haが民有地（92.4%）で、残りは保安林や里道でほとんどが村有地となっている。一団地として使える土地はない。また、地権者数288名のうち海岸側のリゾート開発計画地では4～5名の反対者がいる。その方々は借地契約していないため借地料は受け取っていない。
- 反対者が1軒だけ個人住宅を建てている。恩納村の海岸線を含む地域は国定公園になっており、自然公園法で海岸側には規制をかけている。村の考えとして跡地だったということもあり、跡地利用計画がスムーズに進むように返還時に国定公園地域に入れていないため、何の規制もかかっている。
- 平成26年度に行った環境アセスは事業者の構想図がベースで、リゾート開発会社が事業主体として行っている。地権者以外の方の周りの住民や反対者地権者が公聴会に来ていたと聞いているが、事業そのものに反対というか、問題点は排水路のことだった。
- 長い経緯を経て、プロジェクト・マネージャーの派遣があり、ようやく今少し動き始めたと思うが、六本木ヒルズやみなとみらいでも、当時の担当者から話を聞くと、そういった開発は二度とやりたくない。地権者との調整とかがすごく大変で、不動産のプロ中のプロの人である人たちでもああいう仕事は二度とやりたくないと言っていた。
- 自分たちが開発するので自分たちで絵をかいて、こういう形でどうだ、これで地権者と調整してくれというならまだいいが、外資系リゾート開発会社という全く違う第三者が

いて、そこ地権者を誰かが調整するという事なので、難易度はもっと高い。これが成功すれば拍手喝采ぐらいの事をやっていると考えた方がいいと思う。

- 相手は外資でこちらは地主会というそういった交渉を全くしたことがない方々で、専門家もついていない。その専門家も1人や2人では全然話にならない、太刀打ちできないというような状況だと思う。
- それをどう受けとめるかは非常に重要なことで、今後普天間飛行場などが返ってきたらこの規模ではない。そのときどうするんだと考えると少し絶望的な感じにもならざるを得ない。何十年かかってやっとここまで来たというようなことが、これからどんどん出てきてしまわないように、そういった組織をどのような構成でやっていくのかを真剣に考えないといけない。
- 外資系からすると結局はファンドで、エンドユーザーが入るにしても、自分たちで支払った金額と、借地権契約とかの割合はどうなるかということになる。リゾート開発会社が建物を建設して、ホテル側で運営するというマネジメント契約をすることになるが、残った分をどうするか話し合うテーブルを作ろうとしたが、リゾート開発会社の中でも意見が分かれた。そういうテーブルを作って色々やられると困るということがある。
- 村として、あるべき跡地利用の考え方を示す指針は作るべきでだろうということで、リゾート用域部分でガイドラインを作って、逆にリゾート開発会社側がやることについて言えるような体制を作っておかないといけない。
- この間も日本でリゾート開発会社の代理をしている方とそういう話をしたが、中々テーブルについてもらえないので、村としては、そういう個別の調整をその場その場でやってもらったら困るという話はした。まず全体のランドデザインと一緒に考えてもらいたいと提案しているが、近々そういう委員会を作って、リゾート開発会社が入らなくても、一つのあるべき姿をきちんと作っておく必要があると思っている。
- 都市計画の網がかかっているところであれば規制する方法があるが、都市計画の網がかかっていないエリアでは、ほとんど何も規制がないまま、保全の規制もかけなかった。何も規制がかかっていない中で外資がきて、それをコントロールする方法として一つは環境アセスの手続で、そこで何か規制するのが一つの方法と思うが、それも通っている。
- 環境アセスは、ある意味手続の段階で、最後の評価書まで出せば終わりになる。それを事業者が受けて、そのとおりやるかどうかは次の判断で、何とも言えない。手続は一応済みましたということになる。
- 別の見方をすると、一部の方を除いて、地主の方はむしろ開発を望んでいるんじゃないかという感じがする。それが今まで上手くいかなかった原因は、待ち状態の方が非常に多かった。みんな誰かがここを使って何かやってくれるんじゃないかと思って、何もしてなかったというのが本音ではないか。
- 恩納村もうまく誘導できなかった可能性が非常に高いと思う。それで待ち状態のまま20

年が過ぎ、現在のリゾート開発会社が入ってきてくれたので、これでいいということも多く地主はむしろそれを後押ししている感じがする。一部4～5名が反対しているのは、開発に反対というより、むしろイデオロギー的な反戦地主みたいな話がいまだに残っていると感じるところがある。

○地主会にも色々な方がいて、全体としては何もされないより、開発されて、自分の生活も豊かになり、町も豊かになるということを基本的には望んでいるかもしれない。それをどうまとめるか、まさに那覇新都心地区のようなことをやらないといけないことと、交渉相手として外資系企業が事業主体で、開発業者とオペレーターがあって、その人たちと誰が交渉するのか。地主会がそんな交渉ができるとは思えない。

○プロジェクト・マネージャーが何とか調整して、県や国も入ってもらって話し合いをする場を作っているが、これからそういう態勢でこういうものが動くかといえば、本当に考えないと大変なことになる。森ビルの方も自分たちが開発業者でありながらも、地主との交渉だけでも嫌だ、人生で二度とやりたくないと言っているぐらい、色々と難しい問題がある。

○OISTとの関係では、恩納村では当初、門前町構想というのがあったが、OISTの立場は民間に作ってもらって、それを借りるというスタンスで、リゾート区域以外の残りの用地をどうするかは、民間資本が入ってこないといけない。そのためのインフラ整備をすると地主会の合意も取れる。そういう手続が今度必要ということになるが、ここが一番難しい。どうしてもリゾート開発会社の儲けというか、そういう勘定に入るとOISTの施設もだいぶ苦勞するのではないか。

○今回の場合は都市計画区域外で、中々網をかけられなかったとはいうものの、1ha以上であれば、環境アセスと開発行為には引っかかる。なぜ開発行為のときに簡単に通ってしまったのかという気もするが、そこがつかまえるべきところだったと思う。やはり県がこういう開発行為について、単に技術的な問題だけチェックするのではなく、もう少し何か工夫を施してくれると、最初に色々な話が解きやすくなるのにとと思う。

○構想にあったような高いビルが建った後から言われても、開発行為はまた変更手続をしなくてはいけなくなる。それなら、初めからちゃんと相談してやった方が早かったのにと感じる。

○森ビルの話があったが、森ビルが事業主体として大変な思いをしたのは事実で、現在の恩納村のプロジェクトは都計区域外で、そこに大きなポイントがある。森ビルのアークヒルズは620人の地主を抱えている。しかも居宅でほとんど人が住んでいる。その時は会社施行という制度がなかったので、森ビル自身は地主として関わって組合施行で多分特権者という形で、自分も一組合員で組合を結成して、都市再開発を組合施行で建物を建てるのは組合から森ビルに委託するという、いわゆる特権者としてそれをやっている。

○何が難しいかという、まず1つは600人もの居宅、人が住んでいる家を抱えている。こ

れに反対しても簡単には行政代執行ができない。URではいよいよとなれば行政代執行を何度かやっているが、人が住んでいる居宅を行政代執行することを都知事が嫌がる。自分の政治的生命が大変なことになるので大体ノーとなって行政代執行できないという状況になる。

- 組合施行で全員同意に近い形でやっていくとなれば、何十人かの声の大きい人がいて、それをやるとなかなか前に進まなくなってしまう。鹿児島市の都市再開発では約120人を抱えてやったが、1割の12人という大反対だった。そういう状況で鹿児島の場合は行政代執行を県知事がノーと言っていたので、弁護士と色々な策を練ってやっていた。
- 一方で恩納村のプロジェクトはなぜ難しいかといえば、都市計画区域外で単なる開発行為でやっている。県からすれば開発行為は3分の2以上の同意があれば、あとは技術的な問題になる。例えば調整地はあるのか、いらないのか、河川改修は必要か、環境アセスはどうなっているかという技術的な基準さえクリアすれば認可しないとけないというルールなので、認可せざるを得ない。その中で、どういう状況になるかは県の責任ではない。
- 一方で、普天間飛行場やこれから始まる西普天間住宅地区は都市計画区域内で、土地区画整理事業を使う。土地区画整理法は行政法で、ある程度賛成者がまとまれば多数決の論理で、反対者が数人いても進められるということがある。民主的に区画整理審議会にかける、あるいは行政不服審査法が出せるとか、地主の行為としてできるが、それも多数決の論理の中で事業主体が正しいこと、法律に反するようなことをやっていなければ通っていくので、ある意味そういう心配はいらない。
- ただし、普天間飛行場の約4,000人の地主がいるので、地主会という組織としてどういうことがこれから求められるのかということがこの後の議論の焦点につながると思う。

(3) 今後の市町村支援事業の取組について（意見交換）

ア 意見交換の概要

- 上半期の取り組みに対する意見等、中長期的な視点からの支援策に対する意見等のほかに、昨年度の意見交換を踏まえた「跡地における地権者等の組織づくりについて」をテーマとして意見交換を行いたい。
- 参考資料として現在の返還跡地・返還合意施設の位置図を示した資料及び各施設の跡地利用方法別（都市的利用、農業的利用など）に分けた表を配付。

イ 意見交換

- 各市町村では地権者の組織があるところとないところがあり、かなり熟度が高まっているところとそうでないところがある。また、土地利用規制がかかっているところとかかっていないところがある。今回の意見交換として地権者の組織化と、こうした開発プロジェクトの進め方についてのアドバイスを是非ご提示いただきたい。
- 開発の経験が比較的豊富な自治体は、そういうことをまとめるのに慣れていて、経験があるだろうが、そうでない自治体ではそもそも開発をどうやってやるかあまり経験がないので、地権者との付き合いもあまり上手くないかもしれない。それで本当にいいかという話が、今回の恩納村の例を見ても、途中から行ったり来たりしながらやっている。
- 以前キャンプ瑞慶覧（ロウワー・プラザ住宅地区）では、地権者が割と関心を持っていて、質問も色々受けた経験があるが、現在、活動休止中となっている。あのときは熱気みたいなものがあった。
- ロウワー・プラザ住宅地区は沖縄市と北中城村にまたがったところで、しかも都市計画区域も那覇広域と中部広域に分かれているので、調整が難しいところと聞いている。かなり前から跡地利用のための勉強会やセミナーを開催している。地権者組織は一時活動休止状態になっているが、昨年度から沖縄市と北中城村の担当者間で調整会議を始めているが、まだ返還時期が見えないという状況である。
- ロウワー・プラザ住宅地区は当初平成 19 年に返還予定で、アワセゴルフ場地区はその後だった。これが逆転した結果、ロウワー・プラザ住宅地区の地主会は、アワセゴルフ場地区の跡地利用が見えない中、そこでどういう計画で展開していいか、返還もいつになるかわからない、いくら構想を描いても空論になるということになった。
- 一時期ロウワー・プラザ住宅地区でも商業施設を設置したプランも出ていたが、アワセゴルフ場地区の形が大体見えてきたので、同じようなショッピングセンターなどの商業施設を造ってもだめだろう、それよりは居住地ではないかという話し合いをしていた。返還が遅れたことと、アワセゴルフ場地区の行方を確認した上で、跡地利用についてはもう少し新しい展開が必要だということで、返還が遅れた分だけ休止した。
- 住宅地を中心に沖縄自動車道のインターチェンジも造るような話まで出ていたが、返還が遅れたために跡地利用が止まった。それが一番大きいと思うが、例えば那覇軍港も返還が正式に決まっていないが、今年できた那覇市の総合計画では「那覇軍港返還跡地の利用」と書かれている。書いていいのかだいぶ気になったが、その辺は政治力が強いと思うが、そういう政治主導の話がどのぐらい市町村で強く出ているかとても気になっていた。
- 自治体としては総合計画が義務ではなくなって、作る場所と作らないところがあると思うが、総合計画あるいは都市計画マスタープランに跡地利用を入れていくかどうか、どう判断しているかとても気になる。

- 那覇軍港は那覇港湾区域の中で移動する。浦添市の方に移設しますということで合意していたが、プランを作り直すということになって、今管理組合で揉めている。まだ移転先でどう使っていくかわからないことと、那覇軍港の地権者が所有している土地は平均して約 30 坪と言われている。その中で区画整理事業を本当にできるのかということもあって、どういう事業計画、事業手法でいくのかわからないまま、ただ返還跡地という概念で動いているという感じがする。
- 復帰してすぐの都市マスタープランを見ると、すぐに返還されるということで、調整区域ではなく市街化区域にして、用途も準工業地域ということになっているが、いまだに上手くいかない。今、浦添市長が浦添地先に那覇軍港を移設することは了解しているので、あとは北に寄せるか、南に寄せるか、真ん中に持ってくるかの話になっている。
- 決まるとなると割と早く決まると思うが、位置を決めたらまず港湾計画の変更をしないと何も動かない。その港湾計画は平成 15 年に作ったもので、15 年間も変更できていないので全然合っていない。早めに変更できれば軍港の移設計画は進むかもしれないが、埋め立てなので環境アセスで 4 年、埋め立てで 7～8 年かかるとすれば、やはり十数年はかかってしまうという感じになる。
- 一般論として、市町村が総合計画、都市計画マスタープランで立地適正化計画のようなものを作っていく中に跡地を組み込むかどうか、どう考えているかが気になっている。網がかかっていない部分をそこに組み込んでいくことがあるのか。あるいは都市計画区域内であれば入れていかざるを得ないのか。都市マスが 20 年という計画であれば、20 年以内には返るはずだから入れていくのか、そのあたりが少し茫洋としている。自治体がそれをどう捉えるか、それをどう支援するかということが難しい点かと気になっている。
- 跡地がいつ返ってくるかわからない中で、勝手に絵を描いていいのか。自治体がそれぞれ持っている計画、行政が主体になる計画が必要で、それが総合計画なり都市計画マスタープランであるが、そこに描くことによって活性化していくのか、それだけの行政の責任が生じてしまうのかそのあたりになる。地権者はもちろんその中に関わっていくので調整は必要になる。
- 政治姿勢の問題のような気がするが、当然、計画期間内に返ってくるべきものだと思うのであれば、描くのが普通で描かない方が逆におかしい。ただ、地権者との関係で、どういうプロセスを経てマスタープランができ上がってきたかというところは気を遣わないといけない。他の地域でも同じことではあるが、地権者と関係なく前に進んでいくとよりやりにくい、基地の中の地権者の意見を集めにいったところで、中々上がってこないという実態はある。
- 那覇軍港は軍用地の中でも軍用地料が非常に高い。地権者としては正直返してもらわない方がいいということもある。それに代わるような跡地利用があればというのが、地権者の本音。恩納村は非常に安い軍用地料で、早く何か造ってもらいたいと言っているが、

那覇軍港の場合は、軍用地料に見合う使い方を示してもらわないと地権者と合意できないのでなかなか進みにくい。

- 行政計画の中に入れておくということでは、特に基盤のところは都市全体として眺めたときどう見えるかという、やはり入れておくべきかと思う。それをベースにして跡地利用も考えていくことが必要だと思う。ただ、ここはどうしますということは、何か計画を持っていけばそれを入れればいいと思うが、そうでない場合は延ばすなり、その事情に応じてということだと思うが、やはり基本のところは必要かと思う。
- 恩納村通信所跡地ですごいと思うところは、基本をきっちり入れられているところだと思う。都市計画であればある程度都市計画的な考え方で入れられるが、都市計画がないところでこれだけきっちり基盤を入れて、どのような民間が来ても持つような基盤にしていることはすごく重要なことで、都市計画区域であればきちっと入れておくことは必要なので、行政計画の中に跡地に全く触らないとかえっておかしいと思う。基本はそこかと思う。
- 最後にどういう開発を地元が選ぶにしても、都市全体の大きな方向性はあらかじめみんなで議論しておかないと、色々なものがきたときに、どう対応していいかわからなくなってしまう。その地区だけで決まるものでなく、外側からの要請、例えば道路を繋げないといけないような話は、地区の皆さんが嫌だと言っても、道路が繋がらないのはどうか、全体を考えればそういう議論になる。そこは大きな目で地域、その都市全体のマスタープランを考えておくことがいい。地権者の意向とマッチングさせながら描けるかどうか、まだ返ってきていないのに、そんな議論をしても無駄みたいな話に対して、どう答えられるかだと思う。
- 総合計画は割と実務的な計画の部分と政治的な部分がある。特に米軍が絡むと跡地も含めて政治色がかかって、自分の政治姿勢を首長が出してくるところもある。那覇軍港の場合は、那覇空港の需要が増大している中、非常に使い勝手がある。土地利用としてはかなりポテンシャルが高いと思う。
- それで地主会がしっかりしておかないと虫食い状態になる可能性がある。区画整理をやるにしても、事業に入るまでに手をつけられたらスプロールになる。そういうこともあるので、地主会はしっかりしないといけないし、今、共同利用している自由貿易地域や物流センター、あれをどうするかという話もあって、なかなか土地利用が難しいがポテンシャルは高いと思う。
- 浦添市のキャンプキンザーも返還されると思うが、ほとんど何も決まっていない。そういう点で浦添市はそこをどう捉えて、都市マスなり総合計画に入れているのか、入れないのか、その辺がとても気になっている。行政を支援するという意味では、都市というか、いわゆる自治体の持っている展望とか計画、その辺をきちんと押えたい。
- この地権者組織の問題はずっと議論している。ずっと議論していて、何とかしないといけない、しっかりしないといけないことはみんなのコンセンサスで、そこは疑う余地が

ない。ただ、どうしっかりさせるかの考え方を何回か議論したと思う。

- 例えばガバナンスの問題があつて、地権者組織といつても単に地権者が集まっているだけで、何のルールもなければ、何をやっていくべきかという事業計画もないと思う。恩納通信所では、一応組合という組織ができて、それで事を進めていく、誰が責任を持って相手と交渉するとか、そういうことも明確になった。だから地権者組織のガバナンスをどうするか1つ重要なポイントとしてある。これは前も議論していることだと思うが、そういうことを懇談会としてどう考えるのかちゃんと議論した方がいい。
- それから、やはりこれだけ大きな開発をしていくのは、まさにプロジェクト・マネジメント・オフィスで、それを地権者が単に集まってやるだけでできるのかと考えると、もしかしたら少数派なのかと感じたが、多分そうではないと思っていて、例えば三井不動産や森ビルが、自分たちが主体になって自分たちが開発するという、リゾート開発会社の立場になってやると言ったとしても、そういう方々に沖縄でプロジェクト・マネジメント・オフィサーとしてやってくれるかという話をしたら、答えはノーだったと思う。
- 今だったらまた違っているかもしれないが、そんなことは大規模な都市、東京であれば何とか採算が合うかもしれないが、例えば恩納村でやるとなったら採算が合わない。だから、誰もそういうことはやりたくないというのが、皆さんの本音だった。
- プロジェクト・マネジメント・オフィスでも、本当に海外の人が主体的に沖縄に来て地権者と交渉してくれることは多分ないと思うが、国内や沖縄の企業がそういうプロジェクト・マネジメント・オフィスをやってくれるかということも冷静に判断するとおそらく答えはノーだと思う。
- なぜかといえば、お金を貰えるところがない。地権者からお金を貰うしかなくて、地権者はそれを喜んで払う人はほとんどいないと思う。プロジェクト・マネジメント・オフィスはすごく高度な調整力も必要で、相手との交渉力も必要、法律的な知識も会計や税務の知識も必要で、それを地主会や地主会に代わる組織が当然お金をそれなりに払わないとやってくれない。
- そうなった場合、そういう機能は地主会が果たせないし、地主会の代わりにやってくれる人が民間でできないとなると、どうするかということこそそろそろ考えておかないと今後非常にまずいことが起こるのではないかという議論が当初からあるが、それが高めの球だということもわかっているので、いきなりそういうことが実現できるとは全然思っていない。
- イギリスでは、アーバンリジェネレーションカンパニーという、国も地元の自治体も民間企業も出資するという形の会社を作ってやることは、海外では割と当たり前で、そういう本当に地主会を助けて実行していく主体をどうするのかということも、そろそろ考えないといけない。
- 恩納村の跡地利用の経緯でも途方に暮れる時期があつて、それをこれから30年も繰り返

すのかということはそろそろ考えないといけない。懇談会で考えるべきことなのかどうかかわからないが、ずっとその点がすごく気になっている。

- 色々な意見が出て、最初の状態がどういう状況かにもよるが、那覇軍港では色々なことに使いたい人が出てくるとか、あるいは恩納村でも反対の人が家を建ててしまうとか、結局、バラバラに何か起きることを許すと、基本的に後がすごくやりづらい。普通は都市計画区域に入っていたとしても、条件を付けて線引きから外しておくか、線引きの中に入れたとしても、一番厳しい建築規制をかけて、合意できなければその先にいけないという状況を、行政が枠組みとして出さないと、みんな勝手にそれぞれやり出してしまう。
- それが上手くいったとしても、皆さんと一緒に考えましょうという話になったとき何ができるのか。行政がこんな絵を描いたらできるのかとなると、そうでもないという意見もある。では、民間を呼んでくるかプロポーザルをやるか。プロポーザルも応募してくれればいいが、出てくる企業がないということになればどうなるかという、普通は他の地方都市も一緒に、結局条件が悪いときは税金を使うしかない。
- 税金をどう使うかという話になれば、公共側のサポートをどこまでやるかという話が絶対に出てくるが、果たして、今回そこまで追い込まれている土地と、そうでない土地がどうなっているのか、仕分けしないといけないかもしれない。実際に外資系だったらやるぞと言っている人もいるので、全ての土地が全然だめだという話でもなさそうな気がする。
- 誰もが手を出せないような土地と誰もがやれそうな土地と、行政の規制もあるが、その辺の仕分けをしながら、対応を考えないといけないという気がする。そのときに地元の組織がないと、本当にバラバラになってしまう、何かしたくてもできないというのは、みんなが言っているとおりで、その場合には何かいると思う。
- 嘉手納以南の基地については、ほぼ全て都市計画区域内に入っていて、那覇軍港だけは特例でそれ以外は全て市街化調整区域に入っているのも返還されても地権者が勝手に家を建てることはまず法的にできない。もう1つ平成24年以降は跡地利用特措法で自分で使った途端に特定給付金が切れることになっているので、地権者は大損する。だから絶対使うわけがないという、金目の話と法的話のダブルになっているので、嘉手納以南の基地についてはあまり心配はいらないと思う。
- 問題はそこに何をやるかで、第一段は整っている。それはどう使うのか、誰が使うのかというところで、どんな方法でやればいいのか。それを地主会が同じ方向を向いて議論してくれないと、プロポーザルを出してもらっても、住宅地なのかリゾート開発なのかで全然違う。ある程度、この方向だと議論されていた方がターゲットはつかみやすい。
- 最終的には地権者と開発する民間企業との間の市民の事業だと思う。普通の市民の事業であれば、事業計画があって地権者にどれぐらい収益が入るかという話と、どういうもの

ができ上がるか、でき上がったけど失敗してしまったとき、その企業が撤退したときはどう面倒を見てくれか、そういうことがちゃんとある。プロポーザルで色々出てきたときに、それを評価する目がないと無理で、それを地主会に全面的に任せてやってもらうのは無理だと思う。

- それで専門家を雇うとき、国がそれを半分支援する、県が支援することはあるが、地主会のガバナンスがないと補助金は入れられない。合同会社なりちゃんをつくってもらって、責任ある立場でお金の使い方もやっていってもらおうということにしなければいけない。
- そういう状態まで整ってくれば、プロポーザルを出させるにしても、どういう要項を作るか、誰が審査するか、どういう条件を付けた契約書を作るかということをサポートするグループを面倒見てあげますということであれば、少しは地元も手伝ってくれて動かせられるかもしれない。
- 第一段階は、地元がある程度ガバナンスを持ってやるための条件をどう整えておくかということで、嘉手納以南ではかなりできてきているという話があったが、都市計画区域外で今、無防備に近くなっているところはどうするか、環境アセスや開発行為のような形で規制するのか、あるいはもっと違うレベルの構想を行政が描いて、都市計画区域外であっても保全するのか、開発するのか、そういうある程度の方向性ぐらいは示すということはあるかもしれない。
- 実際PMがやっていることはそれに近いわけで、集落との間は保全して、なるべく建設しないようにした方がいいとか、ここは使ってもいいが使うためにはある程度の基盤があるという条件を付けて、そういうマスタープランを基にやるならどうぞという、要件を先にどこまでかけるか難しいが、ある程度言うことは言えるかもしれない。
- 集落に対してあまり影響を与えてほしくない。ただし、集落の雇用は是非確保して欲しいから、そこに当然観光とかリゾート、こういう分野までは協力しますということを決めておくぐらいはあるかもしれない。
- 軍用地主会は国と地代の交渉をする窓口として機能している。それが一番大きな機能だが、返還された後はその機能がない。だから返還跡地をどう利用するかという地主会は実際にはない。返還されるまでの軍用地としての地主会と跡地利用の地主会にどこで変わるかが一番大きいと思う。そういう意味で、おそらく地権者もそれを意識してないと思う。だから、目を覚まさせることはどこかでやらないといけないことで、それが支援事業なのかなという感じがする。
- そこはすごく問題で、返還と同時に地代を上げる交渉能力はいらなくなってしまい、地主会はいらなくなる。地主会は防衛省と地代交渉をやるための組織であって、防衛省はそこを通して一括で地主会に地代を払い、地権者に分配している。
- そのときに事務費を取っていて、基地によって割合は違いますがかなりのお金になる。那覇新都心地区の地主会は、当時7,000万円ぐらいの預貯金を持っていて役員は給料をもら

っていた。会議をするにも視察するにも手当がついてもものすごく潤沢だった。

- 返還と同時に地代が入らなくなることの何が問題かという、返還後地権者には給付金が入るが、給付金は一定額で上げる交渉をやっても上がらないので地主会という組織はいらなくなってしまう。だけど、地主会という組織は返還された後の方が大きな役目を果たさないといけないが事務費がないとバラバラになってしまう。
- バラバラになった途端、今度は転売や相続で名義が変わって、名簿すらできないような状態になる。それは最大の問題で、普天間飛行場のように4,000人もの個人を相手に、土地利用計画はこれでいいか、減歩率は20%でいいかという交渉はできない。だから株式会社の株主総会や取締役会のような議決権があるような組織であるべきで、那覇新都心地区は最初の返還から十数年にわたって5回も部分返還されて、十数年たっているうちに組織もバラバラになって、預貯金を7,000万円持っても地主会の組織率が悪くなっていた。
- 普通、県内の地主会加入率は97%ともものすごく高い。残り3%は地主会に入らず直接防衛省と地代交渉をやっているが、それは例外中の例外で、返還と同時に一旦解散して、選挙をやってもらえるべき。那覇新都心地区は一旦解散して、全員で選挙をして、選挙で選ばれた役員だから議決権を持っている。地主会が議決権を持っているので重要な交渉は全て地主会とやるし、説得が必要ならば地主会自ら下部組織に話を降ろすし、あるいはURも自ら説明会で説明もする。
- 問題は地代が入ってこないことで、やはり事務費は必要なので、その部分は何らかの形でこれから跡地利用を推進するためには、国が何とか色々な形で面倒を見ないとうまく進めないのではないかと個人的に思っている。
- その先にさらに行くとするれば、株式会社にするということになると、各地権者が所有している土地を現物出資して、それで株主になるというやり方も一般的にあり得るのではないか。
- 那覇新都心地区のりうぼうでは、地権者700人で作った会社が土地も建物も会社の持ち物で地権者700人の持ち物です。りうぼうは単なるテナントで、地権者が株式会社をつくり、りうぼうがその会社に建物の建築費を貸して、毎月りうぼうが払う賃料と地権者が支払う借金の返済額が相殺されているが、少しだけ地権者に余計に入ってくるようになっている。

ウ まとめ

- 地権者が同じ方向を向いて何かを一緒になってやってくれないと、全体としての価値が下がっていくことは目に見えている。そのためには積極的に事務局機能を担ってくれる

仕組みを作ってもらえるためのサポートもあるし、勝手にやらせない、やると不利になるという条件を作っておく。

- その上でガバナンスが働くような組織にして、地権者だけでは何をやっていいかわからなくなれば、どんなプロポーザルがいいか、どんな専門家がそこに行けば何かが生まれるというような仕組みでそれをサポートする。
- それでも無理なら、また何か考えないといけないが、民間ベースでは無理だという話になれば、違う組織化のきっかけづくりをしないといけないが、とりあえず民間の力を借りながらやるということをどの跡地でも考えるべきだと思うので、そういうチャレンジをサポートできる仕組みを、是非国の方で作っていただければいいと思う。
- ガバナンスを働かせるためのテクニカルな方法はよく知っていると思うので、それを自治体にこうした方がいいと情報提供してもらえば、逆に返還されたから何でも自由だと野放図にすると、結果的に何も起きないことをちゃんと理解していただくことが、最低限のスタートではないか。
- その上で積極的に議論を重ねて、サポーターが入って仕掛けづくりというところまでやれないか。既にやっている例も幾つかあるようで、状況によっては都市計画法の中でそれを使えるものもあれば、そうでないものもある。何で規制するかという知恵がでてくるかもしれない。

3-3 第2回駐留軍用地跡地利用推進懇談会

1 開催日

平成31年1月28日（月）

2 開催場所

浦添市産業振興センター・結の街

3 出席者

【推進懇談会委員】

大澤 真	株式会社フィーモ 代表取締役
岸井 隆幸	日本大学工学部 特任教授
阪井 暖子	Planning & Produce Studio SAI 代表
堤 純一郎	琉球大学工学部 教授
當銘 健一郎	株式会社沖電工 代表取締役専務
中本 清	特定非営利活動法人蒸暑地域住まいの研究会 理事
新田 進	那覇新都心株式会社 顧問

（五十音順 敬称略）

4 議題

- (1) 下半期の取組について（報告）
- (2) 今後の市町村支援事業の取組について（意見交換）
 - ①都市計画区域外において事業主体（民間）が行う土地利用のあるべき姿について
 - ②地権者組織を組成するための仕組み等について

5 内容

(1) 下半期の取組について（報告）

ア 事務局からの主な報告事項

○下半期における取組状況として市町村個別訪問（第2回）、跡地関係市町村個別会議（第2回）、アドバイザー等専門家の派遣等の実施概要を報告した。

(2) 今後の市町村支援事業の取組について（意見交換）

①都市計画区域外において事業主体(民間)が行う土地利用のあるべき姿について

ア 意見交換の概要

- 第1回推進懇談会における恩納通信所の状況報告を受け、都市計画区域外の土地利用については、開発行為やアセスメントの規制はあるが十分でなく、事業主体の行為を事前に十分に規制できるものではないため、県や国と連携して事業主体をコントロールできるようなガイドラインや体制の整備が必要という結論になったことから、そのガイドラインの内容や遵守させる仕組みや体制について意見交換を行いたい。
- 参考資料として都市計画区域外の動向として、返還跡地や返還合意施設がある沖縄本島北部地域（国頭村、東村、恩納村、金武町、伊江村）における人口や世帯数、住宅着工件数や土地取引件数、宿泊施設、事業所数、年間商品販売額の推移を整理した表を配付。

イ 意見交換

- 恩納通信所の最近の動きとしては、村や地域の意見が跡地利用構想に反映されるよう、総合事務局、沖縄県、沖縄公庫、OIST、地主会、区長等から構成される跡地整備基本構想策定委員会を立ち上げ、第1回目の委員会を開催した。今後は、委員会で整理された事項などをしっかりリゾート開発会社へ伝え、地元の考えを主張していくが、十分なコントロールが効くかどうかは難しいところではあるが、そういう地元の意見を反映させていくという動きが出てきている。
- 開発者とともに周辺も含めた基本構想を策定し、みんなで一緒に計画を作ることで開発者がある種の共同作業に引き込み、勝手に何もできないようにやろうとしているようだ

が、何か決め手はあるのか。例えば下水道や排水路について放流させない、電気に関すること、浄水のこと、そういった最後に相手を押える手立ては何かあるか。

- 聞いているところでは、ホテル建設用地に里道がたくさんあり、その里道は恩納村が整備していくことになるので、恩納村としては里道の整理を一つのポイントだと考えている。
- 整理とは、廃道や移管についての手続きを恩納村がやらないといけませんが、それを条件闘争ではないが、やりながら考えましょうという方法で、そこでコントロールができるかもしれないということだと思うが、恩納村では既にそういう状況が生まれている。他の自治体でもどういったことを考えるべきか。今のような方法も一つあるし、他に先手を打って何か考えられるべきことがないか。
- 開発を規制する法律として、国土利用計画法、自然公園法、農業振興地域の整備に関する法律、農地法、森林法、沖縄県県土保全条例などがあり、3,000 m²以上の開発に対する規制は既にあるが、むしろ課題は小規模で無秩序に開発されているところが危うい感じがする。
- 都市計画区域外では建築基準法による接道義務がないため、道路がないところにも家が建てられるようなところなので、配付資料の住宅着工件数では、平成 29 年度 1 年間で金武町 109 戸、恩納村 217 戸の住宅が建てられている。こういう無秩序に建てられる住宅の方をむしろコントロールする方が優先ではないか。そうしないと返還後の全体計画に支障が出る可能性がある。
- 特に恩納村のケースで、海岸沿いの住宅は恐らく建築基準法の適用を受けていないと思う。そういうことを考えると、建築という目から見るとコントロールする法律や規則、あるいは平成 16 年にできた景観法では届出義務があるので、切り札になるかわからないが、景観法で誘導していく方法も一つの手かと思う。
- 恩納村は平成 26 年に「恩納村景観むらづくり条例」が制定されていて、恩納村が景観をコントロールできる。宜野座村でも平成 23 年に「宜野座村景観村づくり計画」を策定しているが、金武町は景観村づくり計画がなく、景観法を運用する手立てがない。そこが少し気になるが、小規模開発が今後課題になってくると危惧している。
- 駐留軍用地跡地をコントロールするためにも、周辺の土地の建築行為をもう少し秩序的なものにしておかないとうまくいかない。その方法として景観法も条例にしないといけないことになる。
- 都市計画区域外では都市計画法が適用されないので基本的に開発許可はいらない。今は改正されて 1 ha 以上は開発許可が必要になっていて、都市計画区域内では 3,000 m²以上の開発は開発許可が必要になる。また、都市計画などで定められている接道義務もないし、容積率や建ぺい率という概念自体がなく、高さ制限も用途規制もないので、何でも造っていい。

- 都市計画区域外は建築基準法でもかなり緩和されていて、2階建ての木造住宅、平屋建てのRC住宅も200㎡を超えない限り確認申請も必要ないので、市町村でもどういった建物が建てられるかよくわからない。建築工事統計は全ての建物が出てくるのでこういう建物ができるということはわかるが、細かい図面は出てこないのによくわからないというところがある。
- 都市計画区域外でも悪いところばかりではなくて、開発や建築の自由度が高いというメリットも若干ある。ただ、スプロール開発が行われたり、いきなり変な住宅ができるといった、全体のまちづくりとしたときに「何だこれは」というような状況が生まれかねないという危惧がある。
- それを法的にコントロールしていく方法として、1つは準都市計画区域がある。これは少しハードルが高くて、準都市計画区域にしても規制は都市計画区域並みにあるが、下水道事業、区画整理事業、街路事業、公園事業ができない。単に規制だけかけるものなので、これはどうかなというところがある。
- もう1つ建築的手法として建築協定で土地所有者や地上権者など、みんなが合意すれば一定の建築ルールが決められるという方法もあるので、都市計画区域外であまり厳しい規制ではなくて、みんなでこういうまちづくりをするために関係者を集めて委員会を立ち上げる方法もあるが、その中に入らない人がいると困るので、こういう建築協定でまとめてまちづくりのルールをみんな決めていく。
- 建築協定はいったん決めると、後で土地を取得した人たちに対しても遡及で適用されるが法的な規制ではない。単なる紳士協定であるが、そういう緩いルールを決めていくという手もあるかと感じるが、そうやって規制を考えても、道路事業や公園事業はできないのでそこをどうするか。下水道も通常の公共下水道ではなく、農村の排水整備のようなことでやっていかないといけないとか、生活するために必要なライフライン、公共施設の整備という点ではまた別の問題が残る。
- 建築協定は1人が反対してもできなくなってしまうので、その部分は穴抜けせざるを得ない。そうなるなら1人反対したらできないのかとあって、結局みんなが反対に回ってしまい、穴抜けだらけになってしまう。
- 準都市計画区域にして特定用途制限地域をかけて、特定のよろしくない用途は全部制限をかけるというやり方があるが、一番大きくて悪いリアクションは、準都市計画区域にすると建築基準法の集団規定が効いてしまうことで、沖縄の既存集落はほとんど接道義務違反、建ぺい率違反、容積率違反があるので、準都市計画区域にした途端、既存不適格になって改築ができなくなるので、地主は絶対反対するだろうから実態としてかけられない。
- それなら都市計画区域にしまえばいいという不毛な議論になると、それも集団規制が効いてしまうし、ましてや都市計画法では都市計画区域にするための要件があり、人口、世帯数、連担性を考えるとなかなか難しいことだと思う。

- 公法や行政法などの現行制度でやるのは極めて難しく、上手くいっているかいないか判断するのは中々難しい点があるが、恩納村は環境保全条例と地域開発条例の2つの条例を使っているが、この2つとも上位の法律がない。行政法に頼っていない単なる地方自治法に基づく条例制定権で運用しているに過ぎない。そうなると、違反者に対して罰を与えたり、罰金を科すと、上位の法律がない以上、単なる行政指導となり、裁判で負けてしまう可能性がある。
- 過去に三鷹か八王子で、開発条例や宅地開発指導要綱を作って、それで水道を止めたら水道法違反で最高裁で負けている事案もある。宅地開発指導要綱は難しい面がある。あまり厳しく運用すると裁判で負けることがあるが、やり方によっては全てが違法というわけではないので、恩納村のように条例制定権でしのぐぐらいしか、現行制度のやり方としてはないのではないかと。
- 恩納村は都市計画法上は都市計画区域外で、1 ha 以上の開発行為は許可が必要になるが、沖縄県の県土保全条例では3,000 m²以上の開発は規制をかけることができる。恩納村は500~3,000 m²の間で規制していて、リゾート用域や農業用域など8つの「用域」を設定しているが、建築条例と用途地域は全く違うもので、もう少し大雑把に土地利用をコントロールするという、基本は同じ審議会がコントロールしていて、恩納村土地開発審議会なるもので議論している。
- 基本は学識経験者を入れた審議会の審議結果をもとに指導していく形を条例で決めているが、民間側がすでに土地を買っているのに、よほど厳しく運用すると裁判沙汰になる可能性はあるが、事前審議事項になっているのである程度村が厳しくコントロールすることになれば、事前指導なので、これは難しいと思えば民間は撤退すると思う。
- 建築協定が地権者独自の約束事だとすれば、ある一定規模以上では、今までの法制度で抜け落ちている部分に関して、もう少し行政が条例でコントロールを効かせるようにする。届出を受けて協議を重ねて、里道やインフラを使わせるかどうかをてこにしながらやることになるのか。
- ある程度の規模の開発ができそうなところは、あらかじめそういった網をかけて、届出が出てくるようにして、それで協議を重ねる。そうすることで恩納村のように委員会ができたりして、その場に引きずり込んで議論ができるという話になる。恩納村の場合、全ての開発行為は村長と協議すべきとあるが、これは法で争うと財産権の侵害になるかもしれないのでかなり厳しい。
- 届出に対して改善命令は普通できない。せいぜい行政指導ぐらいしかできないので、命令して、その命令に違反すると間違いなく刑事罰になるので、条例も規制するには限界があるが、その条例をわかってくれる良識ある方であれば、上手くいくことがあるかと感じる。
- 開発業者の立場に立つと、これは完全に後出しじゃんけんだとは受けとめられていないか。こういう体系があって、こういうプロセスで決めて、基本構想はこうなっているが、

それで開発しますかというのが筋だと思う。ビジネス倫理的にもそうでなければみんな驚くことになるし、そうっていないか少し不安である。これからはそういうものがないとまずいという話はわかるが、恩納村の話は本当に大丈夫なのかという感じがする。

○恩納村の条例は制定が平成3年と古いが、少し内容を詳細化した、厳しくしたと聞いている。当初はリゾート用域など3つか4つぐらいしかなかったが、これではコントロールが効かないと、リゾート開発の話が決まった後で村議会を通して少し増やした。

○もともと条例はあったが、運用や内容について比較的緩かったものを後で厳しくしたこともあると思う。そうでないとこれはコントロールが効かないから条例によるしかないということで、そうなったと思う。運営組織は最近になってやりましょうということになったが、後出しじゃんけんとは言いながら、一応条例はありましたということで逃げられる。

○あるべき姿というテーマで、あるべきというからには、村全体でこういうふうに行きたいという構想は持っておかないといけない。その上で民間の開発会社が来たときに、手法を選んでいくというやり方、自分たちが考えているものに対して、出てきたものをどう使っていくかという考えかと思う。

○そのときに都市計画法がないとやりづらいところはあるが、使える道具を考えて対処する。事業で行っていくのか、開発許可で上手くやっていくのか。開発許可は県になっているが、県も仲間につけて色々ところで協議させていくしかないという気がするが、村としてのビジョンを持っている必要がある。上がってきたものをうまく活用していく方法としていわゆる土地利用だけではなく色々使わざるを得ない。

○それは行政手続に則った形でやらないと、それこそ後で裁判沙汰になったときに簡単に負けてしまうことにもなりかねない。行政手続に問題があると思うが、その前に基本構想が必要で地権者と行政も対立する可能性は十分にある。例えば景観条例でパチンコ店はできないと言われても、パチンコ店が一番家賃をたくさん払ってくれると言われれば、当然そこで対立が起こってくる。今回は地権者も入ることになっているが、条例や基本構想を作るときに、本当にそういうことを考えていたか。

○当然、地権者とも十分話をしてやらないといけないが、そこではいつもトレードオフという対立関係があり、必ず利害相反が生じ得る。理想はそのとおりだと思うが、基本構想が業者は置いて、地権者と行政間で決められるかという問題も1つある。決めたものに対して、今まで蚊帳の外だった開発業者が納得してくれるかという問題がある。

○あとは、本当に行政手続がそれで大丈夫なのかということがあり、安定的な行政手続なのか、色々な問題が絡み合っただけで中々筋道ではないかという気もするが、そうすると必ずあるところで妥協しないといけない話になって、つくってみたらこんなことになった、でもしょうがない、全ての開発が絵に描いたようにきちんできているわけではない。これまでの基地跡地の開発が全て理想型でいっているわけではないので、どこかで

は妥協しなければいけないが、最終的に妥協の産物になってしまいうま可能性もある。それはまずいと思うが、どうすればいいかなかなか一筋縄ではいかない気がする。

- 恩納村自体は大きな開発の経験がない。リゾートホテルの開発はあって、それと同じ程度と思ったら少し違う話になってきて、リゾート開発会社は百戦錬磨のスタッフを送り込んでくるので、結構自分たちのいいようにやっているというケースが出てきている。
- 配付資料にアセスで規制することも載っているが、アセスでできることは限られているし、環境面でしか意見を言えない。それに上手くのっかる部分では排水路計画とかそういうところではできるが、全体計画にはアセスは何もできないので、そういう意味では非常に弱い立場である。
- 恩納村のケースではなく一般論にすると、アセスの権限を少し強化しようと条例変更があって、20ha以上の開発は全部アセスの対象になる。対象が何であれ全て対象になることになったので、環境面に関してはアセスの権限は強化された。ただし、あくまでもアセスは環境に関する話だけなので、それ以外は非常に弱いところがあるので何も言えない。
- 基地跡地があろうがなかろうが、都市計画区域外の問題として抱えている問題、それから基地跡地があるが故に何か起きそうな問題の2種類あって、我々のターゲットはむしろ後者の方で、全国的に都市計画区域外のコントロールをどうするかまでは求められていない。とりあえず沖縄において基地跡地が出てくることを前提にしたとき、それが都市計画区域外にある場合にどう取り扱うべきか、市町村にどうアドバイスするかである。
- 今までの意見では、まず基地跡地であろうがなかろうが、基地跡地に関係しそうな部分に起きてくるアクティビティをちゃんと把握しないと議論はできないということで、勝手にやられて後から追いかけて規制するのはルール違反ではないかという感じがするので、予めそういうものが出てくる時には、報告、届出、協議義務など何らかの手続になるような仕掛けは必ず用意しなければいけない。
- その上で、仮にそうやってつかまえたとしても、今の法律上では規制は難しいので、規制するには条例という意見もあった。とりあえず条例でそういう開発の話がある場合は相談するとしておく。ただし、それをコントロールする際は当然のことながら将来どういう地域にしたいかというビジョンがないまま、出されたものに対していいも悪いもないということで、まずは市町村がビジョンを持っているのかが問われる。
- 実際、市町村がどういう基本構想を持っているか、あるいは持っていないか確認しないとこの先にいかないが、そこは確認してもらいたい。我々は全国の都市計画区域外の一一般論をやっているわけではなく、特定の場所だとわかっていて、そこで何が起きるのかということに関してもう少し深い洞察をすべきだと思う。
- 例えば、配付資料に地権者数と施設面積があるが、国頭村の北部訓練場は面積 1,400haと大きいけど地権者が2人です。この2人の地権者をちゃんとつかまえていけばいいみた

いな話になるので、そういう意味では、もう少しそれぞれの地域の状況に照らした方法を考えた方がよい気がする。一般論として市町村にビジョンがあるのか、基本構想を持っているのかは整理した方がいい。

- 条例で何か指導するとき、ビジョンを条例と繋げられるかどうかに関して、新しいゾーニングイメージが条例に入っている、あるいはビジョンを受けてそれができるようになっているともう少しつかまえられるが、ビジョンには何となく農業振興と書いてあって、それだけだとつかまえようがなくなるところあるので、国道とか県道、そういう広い道路に面するところ、近いところは特別とか、少しずつ空間的なものにもビジョンを反映しないとイケない。反映するところが条例とリンクしていれば、よりつかまえやすいし、資料になる。
- 議論するには、恩納村のように委員会を作る方法もあれば、どうしても入ってもらえなければ、地権者と協定を結ぶところから対抗していく方法もある。とにかく協力関係ができる、そういう舞台を作っていく。それを実行力のあるものにするためには、手続とかインフラなど、市町村が持っている道具立てを整理して、安易にそこに妥協しないようにしておかないといけない。
- 沖縄においてどんな土地が出てきて、どういう場所ができるのかについて、小さな開発で何となく周りが埋もれてしまって、何をやるにしてもおかしくなっているような状況にまで至っているのか。建築行為が従来の農村の中における建て替えが主で、それに多少民宿があつてというぐらいで、あまり大きな土地利用の変動になっていないのであれば、このような土地がいざ返ってきたときにどうするかということを、むしろしっかりと絵を描いた方がいいかもしれないし、少しそれぞれの地域のことを、もう少しちゃんと分析した方がいい。
- 全国で都市計画区域外にどんな条例があるかはネットで出てくるので、それを検索してもらって、どんな手法でつかまえているか。多少相手によって違ったりしますが、今は全部検索できるようになっているので、きっと拾えるかと思う。
- 全く違う観点で、都市計画区域外の米軍基地の跡地開発は何らかのコントロールが必要だが、現在有効な法律は何もない。従来は恩納村のように条例でやらざるを得ないという観点は当然だが、もう1つ大きな問題があり、都市計画区域外の米軍基地の跡地利用は、西普天間住宅地区もしかり、普天間飛行場も牧港補給地区でもいずれ出てくると思うが、公共団体施行かUR施行、何らかの公的な支援が入ってくる。事業手法もあるし、都市計画区域なので区画整理法が使える。
- ところが、都市計画区域外の米軍基地は恩納通信所もしかり、どれだけ面積が大きくても原野として放り出されている状態で、何の公的支援もない。自分たちでやってよみたいなどころがあり、しかもコントロールすることになっていて、これは差がありすぎるので支援してあげる方法を考えないとイケない。
- 公平じゃないというか、言ってみれば米軍が使用したとはいえ、国が米軍基地として地

代まで支援しておきながら、一方は都市計画区域内で手厚い支援があり、区画整理も国や公共団体がやって、使用収益までは特定給付金を払ってあげる。そこまでやっているが都市計画区域外は土地改良法以外は今のところ全然使い道がない。

- 跡地利用特措法も土地改良法もどの条文を見ても使用収益開始までお金が支払われるとはとても思えない。しかも事業は自分で勝手にやってくれ、あるいは組合でやってくれという、言ってみれば地権者の責任になる。この差はこれでいいのか。
- 単に都市計画区域の内外だけで、今まで国に協力し、好きでやっているわけではないのに米軍基地に貸して、返還されたらあとは勝手にしてという、この差はあまりにもひどすぎるんじゃないかと個人的にはそう思っている。
- 返還が決まった後、それに対して計画を立案するという制度に関しては、都市計画区域外でも内でも均等に何か施策がない。都市計画区域内であれば、都市計画法に基づいて色々な支援はあると思うが、都市計画区域外は難しい。
- 跡地利用特措法では、返還後、土地区画整理事業や土地改良事業については一定の配慮を払いなさいというものはある。法を読むとどうしても都市計画区域内では土地区画整理で、都市計画区域外では農地ということで、こういうリゾート開発は全然考えていない、想定していないという、そもそも論があると思う。
- そこに恩納通信所跡地やギンバル訓練場跡地でも、都市計画区域外でリゾートも含めて何か開発したいときに、それをプッシュしてくれることを特措法自体が考えてないところがあると思う。
- そもそも特措法自体が宅地開発の対象として考えてなかった。最近ではリゾートが脚光を浴びているので、そういうことに対してどこでサポートするのか、あるいはチェックするのか。それをもう少し考えられないか。
- 特措法なので返還跡地は都市計画区域外だろうが内だろうが、区画整理ができることにならなければ特措法はすごい強力だと思う。恩納村はこれでずっと困っていて、本気で都市計画区域内に入って区画整理をやりたいとなっても、村全体を都市計画区域すると接道していない建物がたくさんあって大変なことになるのでできないという悩みがある。だから特措法で特定の土地だろうが区域指定をして、そこでは区画整理をやっていいという方向性が出るとおもしろいと思う。
- それは特区ということになって、東日本大震災でも、都市計画区域外は区画整理は適用できなかったのでも、漁村集落整備のお金を多少入れたぐらいで終わっている。その当ても随分議論があって、こういう場合だからこそできないのかという議論があったが、結局できなかった。
- 特別な区域という形をもっと強くするという意味では特区的な、区画整理法そのもののところではなく、何か特区的な取り扱いの中で区画整理が特別にできるということが一番考えられそうな気がする。

- 沖縄振興開発特別措置法（沖振法）などで、返還された途端、特区の設定ができることになるとか、その場合、ビジョンがなければおかしいし、国家的な戦略、沖縄県の戦略としての特別な取り扱いがあるという何らかの位置づけも必要かもしれない。
- そういう中でこそ従来の都市計画区域外だけの宅地開発、部分開発が起きてもいいのではないか。むしろそういうところを使ってそれにふさわしい開発もあるかもしれない。そこをサポートする仕掛けを国が用意できないかということになる。
- 区画整理法には都市計画区域内で行うとしっかり書いてある。国会でも議論になっていたが当時の建設省は都市計画区域外で区画整理をやるのは基本的におかしいというの考え方があったから、今でも法律の条項として残っているが、全く違う観点から沖振法の中で都計区域外の基地跡地は特に区画整理をやってもいいという条項が入ればいいのではないか。
- 開発の目的・内容がある種、県や国の方針に沿ったもので、それを特別に促進すべきものだからという前書きが必要で、リゾート開発はそれに該当するかもしれない。むしろリゾート法的な話かもしれないが、リゾートに限らなければ特措法に持ち込むという話がいいかもしれない。そういうものが何かあればより有効ではないかというご意見があるので、国としても是非考えられればいいと思う。
- その議論は本当にそういう形で進めば非常にいいと思うが、現実問題として考えると沖振法を変えるととっても簡単に変わるわけではないことも事実だと思う。ただ、残念ながら我々がこれを知ってしまい、好む好まざるにかかわらず実際に恩納村ではこうした問題が既に起こっている。我々は個別問題をやっているのだから、個別問題にどう対応するかをもう少し考えないといけないとあったがまさにそういうことである。
- 総合事務局も恩納村の検討委員会の中に入っているということは、国がこのプロセスの中に入って何かされようとしていると受けとめられかねない。当事者になっているかもしれないが、恩納村の要請で検討委員会に入られたかもしれないが、何らかのコミットメントをしたり、入ったからには責任をもたないといけないかもしれない。
- 現在進行形で何が起こっているのかよく分からないが、恩納村ではそういう問題が起こって動いてしまっている。相手も外資系企業なので、多分彼らは法律に則って、いざとなれば裁判とかをしてくる相手で、そういう問題がこれから出てくるかもしれないという事態に直面している。
- そういう事態に対してこの懇談会はどうすべきなのか。単に傍観して恩納村のお手並み拝見、あるいは総合事務局のお手並み拝見というスタンスでいいのか。それとも何らかの形で我々がものを言ったり、関与していった方がいいのか。どうすべきだということではなくて問題意識としてそれはどうなのか。この場で言うことは言うがどこまで我々に力があるか。
- 恩納村の開発の発端の段階では、何となく恩納村が開発業者を支援していたような状況

だったと思う。土地が返ってきたけどどうしようか。そこに外資が入ってきてリゾート開発をする。これは助かったと恩納村は頑張っ一緒にやりましょうという雰囲気が多分に見えたと思う。アセスの中で色々な意見を言っていたが、恩納村が進めたいなら何とかいい方向に向けて一緒にやろうかという、そんな雰囲気があった。だから恩納村自体は規制するとか、ブレーキをかけることはあまり考えてなかったという気がする。

- どういうふうの説明するかで、規制をするとなると後出しじゃんけんだという話になるが、支援をする、メニューを作ってあげるという点であれば、どこかの都市計画区域に編入する、特区にするなど幾つか方法はあるかもしれない。後から規制をかけるのは、来る人にとっては迷惑な話だが、それをより良いものにするために特別な区域を設定する、特別な都市計画の網をかけるなど、今は市町村単位でも、そんなものはなくてもいいということもあるかもしれない。
- むしろ一体で考えるべきだから、隣接する海岸線沿いと一緒に都市計画区域だと思ったらいい、その部分だけ入れると建設費や街路事業など色々な事業費が入ってきて面整備もサポートできる。そういう意味では、いい方向に向かうためにもそういう区域設定を考えてあげると、色々なことが解けるようになることがあるのではないかな。
- 一方でOISTの宿舎を新しく建てる予定があり、景観条例で恩納村は公共建築の高さ制限をしている。4階か5階建ての高い建物を建てようとする、公共建築だからだめだと言われるが、ホテルであれば40mまで認められる。そういう話ですかというところもある。通常は13mまでで、ホテルは40mまでと景観条例で決まっている。

ウ まとめ

- 開発を規制する法律はいくつかあるが、むしろ小規模で無秩序に開発されている所が危うい。無秩序に建てられる住宅を規制しないと返還後の全体計画に支障が出る可能性がある。建築基準法で規制できないのであれば、景観法に基く景観条例などで誘導していくことも一つの方法ではないかな。
- 準都市計画区域に指定する方法もあるが、下水道事業や街路事業ができないため、単に都市計画区域並みに規制がかかるだけで、既存集落のほとんどが改築の際に既存不適格になる。建築協定も1人でも反対者がいるとできない。
- 恩納村では、環境保全条例と地域開発条例を制定しているが、上位法がないため違反者に対して罰則を与えると裁判で負けてしまう可能性がある。
- 今後、都市計画区域外で基地跡地が出てきた場合、基地跡地に関して起きてくるアクティビティを把握しないと議論はできないし、後から追いかけて規制するのはルール違反という感じがする。

- あらかじめ報告、届出、協議義務などの手続が必要になる仕掛けを必ず用意して、その上で、今の法律上では規制は難しいのでとりあえず条例を制定して、開発の話がある場合は相談してもらおう。ただし、コントロールするためには当然のことながら、市町村が将来どういう地域にしたいかというビジョンを持っているのかが問われる。
- 実際に市町村がどういう基本構想を持っているか確認し、もう少しそれぞれの地域の状況に照らした方法を考えた方がよい。今後どんな土地が出てきて、どういう場所ができるのか、それぞれの地域のことをもう少し分析して、全国の都市計画区域外にどんな条例があるか、どんな手法で規制しているか、事例を集めることも必要ではないか。

② 地権者組織を組成するための仕組み等について

ア 意見交換の概要

- 第1回推進懇談会において、返還予定地の整備に当たっては、市町村の計画に地権者の意向をしっかりと把握する必要があること、企業等を誘致する際は地権者や自治体を専門的な立場で支援する組織が必要ではないかという意見があった。また、返還前の組織から返還後の組織へ円滑に移行するための仕組みについて検討が必要という意見もあったことから、地権者組織のガバナンス機能の整備を含めた返還前の組織から跡地利用を行う組織へ円滑に移行するための地権者や自治体を支援する仕組みについて、いずれも現行制度の範囲内でどのような仕組みがあるのかについて意見交換を行いたい。
- 参考資料として返還跡地・返還合意施設の地権者数や年間賃料等を整理した表及び嘉手納以南の返還合意施設と西普天間住宅地区の地権者数の推移を整理した表を配付。

イ 意見交換

- 各地区でかなりの数の地権者がいて、この15年間でも多いところは3割以上、平均しても3割以上増えているという状況にあって、このままいくとどんどん増えていく。相続等が発生することもあると思うが、いざ返還となった途端、これをまとめていくのは大変なので、地権者組織をどのようにまとめていくか、ガバナンスを強めていくか、返還前の組織から返還後の組織へ移行のために何を考えておけばいいかについてご意見をいただきたい。
- 配付資料で地権者数が増えているのは、相続だけなのか売買も入っているかわからないがいまだに売買されている。そうやって小さく分割して売られれば、地権者数は増える。

嘉手納飛行場の伸び方を見ると相続だけでここまで伸びない気がする。

- 嘉手納飛行場は返還されない優良物件なので、そういう売買が多い感じがして、債権扱いされている。沖縄は子供が多いので、相続すれば1人から3人になる、そういうことで増えることも結構ある。
- 那覇新都心地区は米軍基地時代は地権者が900人ぐらいだったが、主に相続と転売で区画整理事業の終盤では2,600人で、やはり相続が多くて1人亡くなると7人とか10人になった。
- 相続で地権者が増えていくのはやむを得ないことで、地主会としてもまとまりはつくと思うが、細かく切り売りされて、にわか地権者になった人が地主会として活動するかがよく分からない。
- 基地の時代は地主会の帰属率はかなり高率で97%ぐらいで、残った3%は地主会に属してなくて、結構大地主も入っていない。普通は地代収入の0.5%ぐらいの事務費の徴収があって、地主会は防衛省の子会社みたいなもので、97%の地代は地主会を通して分配しているため地主会は事務費を徴収している。
- 基地の時代は地主会の帰属率はそんなに変わらないが、問題は那覇新都心地区のように5、6回に分けて部分返還されるとその間に地権者は亡くなり、相続で地権者は増えて、地主会の帰属率が4割から5割まで下がっていくことが問題である。
- しかも米軍基地でなくなった時点で防衛省としては地主会はいらない、地代の分配組織でなくなって、直接個人に給付金を払う状況になる。地主会は防衛省から見れば地代の分配組織で、地主会から見れば毎年地代を何パーセント上げろと防衛省に対する圧力団体という関係で成り立っているので、基地でなくなった時点でこの縁は切れてしまう。
- 防衛省は全て個人宛に給付金を払い込む状況になり、地代を上げる必要もないのでそういう組織もいらなくなるが、そうすると非常に困ったことになり、那覇新都心地区は2,600人だったが、普天間飛行場が3,700人、牧港補給地区が2,700人もいて、事業主体から言わせると1対2,700、1対3,700で相手にするわけにはいかない。
- 区画整理法は地権者の代表者と学識経験者からなる区画整理審議会で色々なことを決められるようになっているが、それは法律事項だけで、実際は土地利用計画を作ったら3,700人の地権者と減歩率のことや、共同利用や申出換地の協議をしないといけない。事業終盤になれば地区計画も都市計画決定するが、まずは3,700人の地権者と協議しないといけない。3,700人がそれぞれ勝手にものを言ってしまうと事業主体は基本的に何もできない。そのためピラミッド型の組織を作ってもらい、最後は10人、20人の代表を相手にしなければ前に進まない。
- そのため米軍基地返還と同時に組織を解体させるのではなく、そのまま維持させないといけない。それをどうすればいいかというと、その事務費相当分を国が別途支払う、又は立て替える。地権者は給付金をもらっているんで、そのまま移行すればいいと思われる。

るが、今までの地権者の感覚から言って中々そうはいかないので、そういう事務費を別途支給するなど、組織維持のための何かしてあげないと、事業主体は非常に困ったことになる。

- 逆にそれをやらないと、どこかで地権者に不利益になるようなこともしないといけない場合があるしれないので、組織を維持すればいいことはあるし、維持しなければ悪いことがあるというような制度設計を上手くできないか。
- 地主会があるという前提のもとに、それをなるべく上手く事業中あるいは事業後かもしれないが、そういうことを引き継ぐ仕掛けとして事務費はどうかというアイデアと思うが、事務費を別途出すと一般の地権者はお金を払わないで地主会に属しているという形になるか。
- 具体的に事務費は何に使うのか、組織維持は何のためにやるかというところ、意見集約するためには電話や郵送料などの通信費がかかる。3,700人に郵送するには半端な金額ではない。また、個別や字ごとに集会をするには集会場の賃借料もあるし、移動するための交通費や視察に行く費用も必要になる。
- 那覇新都心地区では、地権者が900人の時代でも、年間700万円ぐらいの預貯金があって、その10年分ぐらいを担保として銀行預金で持っていたので、7,000万円ぐらいのお金を持っていて、ものすごく裕福な地主会だったが、西普天間住宅地区には全くそういうものがない。
- 那覇新都心地区の7,000万円の預貯金の半分にあたる3,500万円近くは地主不明の土地の供託金で、これを使うわけにはいかないので最後は那覇市に寄附したが、残りの3,500万円は自由になるお金です。
- それを事務費という形で持っていて、役員は役員手当を給料という形で貰っていた。色々と記録を残したり、土日に会議したり、ありとあらゆることをやっていたので、給料も貰っていたし、通信費も貰っている。やはりそういうお金がないと地主会は維持できない。それが維持できないと3,700人を相手にしないといけない。
- 西普天間住宅地区は現在230人ぐらいの地権者がいるが、今はそういう組織がないので230人が自由気ままにものを言っていて、それは大変な状態になっている。ただ230人は決して大きな数ではなく、ものを言わない人も多数いるので何とかやっていけるかもしれないが、宜野湾市はこれから色々なことをやるたびに230人をまとめていかないといけないので、とても苦勞すると思う。
- まさにそういうことが必要でどうやって地主会を残すか。事務費として補助金を地主会に払えるかというところ、国としてできるかという疑問もあるがやり方は色々あるかもしれない。
- ガバナンスではないが、地主会をちゃんとした法人組織にして、そこに国や県が出資して運営費をその中から賄って、その代わり法人としてアカウントビリティーの形で、通

信費でこれだけ使った、他にも何に使ったという形にした方がいいと思うが、基本的に地主会は絶対残さないとまずいと思うし、ずっとこの議論をしていると思う。

- もう1つ恩納村でもあったが、企業が来たときにちゃんと議論ができることが最低限必要になってくるので、そういう専門知識を補完してくれる組織が必要だという話もしている。我々は相当議論をし尽して、これが前に進んでいないということは、どこの段階で障害が出ているか分からないが、何か障害が起こっていると思う。これが前に進まない理由ではないか。
- この懇談会がそれなりの権限というかプレゼンスがあるとすれば、それは国にも多分伝わっているが、それが動かないのはなぜ動かないのを我々が知った上で、それならもっとうこういうふうにしなければだめではないかという議論をしないといけない。
- すごく真っ当なことしか言っていないと思うが、ずっと言い続けても実現しない。それは何故だろうということ、我々も知った上で次の議論をしないといけない。これ以上のことが出てくるかもしれないが、この議論以外にこれ以上何か新しい意見があるのか、いい考えがあるのかと言われると、動かないのは何故かが我々には分からない。
- 都市計画区域外の件では、恩納村という実例があり、それが一つの分かりやすいパターンとしてあって、それに対して意見が言えたが、今回の課題はやった方がいいが、どうしてできないか、何故それが継続しなかったのかというような、どこかいいケーススタディーの場所があればそれを取り上げて、もう少し実態をみるという方法もあるのではないか。西普天間住宅地区はそもそも地主会がなかったのか。
- 西普天間住宅地区は基地時代には普天間飛行場の西普天間分会という600人の地主会があったが、返還されたと同時に地主会はなくなるので、当時は内閣府に地主会がなくなると困るので何か事務費の補助はできないかというお願いをした。
- 西普天間住宅地区の地主会の役員は選挙で選ばれていないので、選挙したらどうかという意見もあったが、やはり中々できなかつたということがあって、今は促進地主会という名称を使っているが、必ずしも地権者全部をまとめている組織ではなく、極端にいえば声の大きい人がなっている。
- 那覇新都心地区の場合は分割返還で地権者がどんどん少なくなり、最後は900人ぐらいの友好団体の形で残っていた。URがその900人と土地利用計画や減歩率をどうするか1年ぐらいやっているうちに気がついたが、実は900人の外に1,000人近い地主がいる。平成元年に1,600人ぐらいの地権者がいたが、そのうち900人ぐらいしか組織に帰属していない。
- その900人を相手にしてもだめだと1年もしないうちに分かったので、地主会には申しわけないが解体してくれと言った。冗談じゃないという話になったが、皆さんが1,600人の代表者ではない以上、皆さんを相手にするわけにはいかないと事情を話した。
- 残りの700人近い方は帰属意識すらなく、父親や祖父が地主会にいたが、自分は相続さ

れただけで一度もそんな会議に出たことがない。土地を買っただけで地主会って一体何と言う人もいた。それをどうすればいいかという選挙をやらばいい。

- 1,600人全員に選挙権があるので、名簿全員にハガキを出して選挙をやるから投票に来てもらえばいい。投票に来ない人は単に行かない、選挙権を行使しないだけで投票権があることは間違いないので、その時点で帰属意識があるかないかは別にして、地主会としては取り込んだ状態になるので、とにかく選挙をやってくれとお願いして、選挙で代表を選んでもらう形をとった。
- 代表を選べば代表権があるので、かなり下の方まで下ろす案件は十何件も下ろしていくが、細かいことはいつも15人ぐらいの代表で色々なことを決めていくので、色々なことがものすごく手早くできる。
- 地主会を動かす、あるいはガバナンスの効いている組織として認定するためには、法人に近いルールが必要ということで、一つは選挙という方法がある。それはモデル定款ではないが、地主会がこういう規約に基づいて選挙を行ったという資料は当然あると思うが何かモデル的な地主会の転換のパターンとして共有することは意味があるかもしれない。
- 事務費を国が出すことは結構ハードルが高い気がするが、事業者が決まっているのであればそこが事務費を立て替えるということは、自分たちの事業を進めるという意味で有効だからあり得ると思う。
- 事業主体としても当時はなかなかハードルが高かったのでURとしてサポートはしていたが、事務費全額をその事業主体が持つというのは区画整理事業としては前代未聞かもしれない。
- 事務費が何かにもよるが、区画整理の事業主体が地権者に対して出すという考えであれば事業費で、そういうふうにできるようにしてくれるといい。任意の土地所有者のグループに対して特別な取り扱いはできないが、事業主体が土地の権利者に対して情報提供したり、意見集約することの手続にかかるお金は当然事業費で、結局それは地権者の負担にもなるが、ぐるぐる回っているだけの話で、誰がそれを面倒みているかというところに違いがある。
- 費用負担できるものは極力費用負担していく。選挙をやるのであればURが名簿を印刷してあげるとかはいくらでもやっている。組合だとそれをやらなければ組合が成立しないので当然やる。公的な組織がやるとしても似たような仕組みを用意するということになる。
- 地主会は分配組織だということで、分配するものがなくなれば存在意義もなくなると何らかの法人化、あるいは信託会社のような感じで資産を預けてというふうにもっていく方法もあるのではないか。
- 事業が終わるまでは分配すべきものは土地や土地の権利で、逆にいうと事業が終わるま

で土地の権利を持っている人たちはどういうふうに使われるか知らないという状況は好ましくないが、多分そんなことに関心がない、相続されたけどどうなっているかわからないという感じの人がいる。

- そうなると、その人達まで巻き込んで全体の総意としての意思決定はしづらいので、その手続を用意して、それで一旦意見を聞いたみたいな話にならないか。それをどういう名称でやるか、公共団体やURのような公的な事業主体がやる場合には何か用意できないか。そのモデル的な仕掛けを提示して、那覇新都心地区でやられたものでもいいと思うが、こんなパターンでやったことを使ってもらおうということはあるかもしれない。
- 海外ではまずURのような新たなプロジェクト・マネジメントを新たな革袋として作り、地権者は土地を現物出資してそこに託すので、そこがちゃんとやってくれないと自分たちの利益が入ってこない。中には不公平な扱いを受けるんじゃないかという人たちもいるので、そういう人たちはみんなで協議してもらえば、分け前も平等じゃないという考え方になる。
- 当局も公的なサポートというか、補助をしたり人材を派遣して、地権者の公正に資するようにサポートする。そういう組織を新たに作る形でやっているケースは海外だと結構ある。だから、国というか純粋に公的なところもあるかもしれないし、半官半民のようなところを作る。
- 区画整理業務代行会社はそれに近い。組合施行でやるときに、地権者が組合を立ち上げても専門家ではないので、役所をお願いするか、URや県をお願いするか、あるいは民間でそういうノウハウを持っている企業をお願いするか、それぞれが意見の集約をする手続についてもノウハウを持っているから、少しはやりやすいということで、それを地権者がちゃんと理解をしないと、事業者がやろうとしたときにぎくしゃくしてしまう。
- 西普天間住宅地区の場合、組織がなくなったことによって何が一番まずかったのか。区画整理事業の認可申請をしているが、これから色々意見の集約ができなくなる。
- 西普天間住宅地区は施行主体が宜野湾市で、上手くやるというよりは役所でありがちな、テーブルを用意して琉大用地の申出換地を受け付けます。そんな感じでのんびりやっている感じがして、なかなか進んでいないけど大丈夫かなという感じで見ていた。
- 事業者のノウハウの違いということで、上手か下手かという意味では自治体施行でやるのは結構厳しいところがあると見ていて、逆に自治体が中心になるから、その意味では地主会を押えておくとか、引きつけておく。そういうインセンティブは与えやすいという感じもしていたが、その辺を考えてやっているかどうかはわからない。
- 230人という数字は微妙な数字で少ないといえ少しいし、小学校5クラス分ぐらいの状態だけど、普天間飛行場とか牧港補給地区のように何千人単位になれば、とてもじゃないけど大変になる。
- 西普天間住宅地区は高校の移転は断念して、琉大医学部のキャンパスと住宅地、西側の

低地は公園なので比較的色彩分けは早いのでそんなに大きな問題は起きていない気がする。

- 実際に返還されて動き出すときには、例えば地域限定とかそういう状況がでてくる可能性もないわけではない。顔見知りの人たちが集まって組織を作って、自分たちのところだけはちゃんとやろうということでもいいかと思う。
- 逆にいうとその基地だけの組織にならないと困る。今の地主会は市町村毎に作っているので、普天間飛行場と西普天間住宅地区が混ざっているし、キャンプ瑞慶覧の地権者も入っている。地主会という形で明確に分けられていなくて、西普天間分会のようなふわっとした状態です。そこだけの組織になっているわけではないので、本当はそこだけきちっと切り取らないといけない。
- 地主会そもそもの構成員を予め区域別にしてネットワークを作ると、そこに属していれば事業に関する諸々の情報などを提供できますし、場合によっては先行買収のお知らせも届きますということで、予めネットワークに入っていると自分もプラスになると思えるような、プロジェクト単位の地主会組織を予め作ってもらうことがいいかもしれない。
- それをある段階でモデル的な定款を参考に、区画整理事業の権利者の会があり、一方で施行者がいて、それとの繋がりを代表権のある仕組みの中でやっていけば、そこに対して県、市、国も支援をしやすい。それが任意の団体だとなかなか支援しづらいことも含めて全部説明しておいて、任意団体の段階からプロジェクト単位でネットワークを作っておいてくれないか、そうすればしっかりとした情報を提供できるという、そういう仕組みを作ってはどうかということになる。
- 現在の西普天間住宅地区の地主組織はふわっとしているが、その組織の会長は宜野湾市全体の地主会の会長であって、西普天間住宅地区も面倒を見ているだけのことです。いずれ普天間飛行場が返還されれば、普天間飛行場だけの地主会はなくて、キャンプ瑞慶覧の地主会も入ってくるので、とてもじゃないが大変になる。
- プロジェクト毎のネットワークを上手く作れないかということは、今はお年寄りもネットを使う方が増えているので、少なくともプロジェクトになりそうなタイミングにニュースなどを発行していくためにも、しっかりしたネットワークが必要になる。
- 返還された段階で地主と防衛局の関係が切れる。その段階で1つのプロジェクトの土地全員の地主会ができればいいが、それを那覇新都心地区のように選挙で上手く作ってしまうことにもっていければいい。ただ、西普天間住宅地区の場合は市の職員がそういうことを上手く操作できるかという中々できない話で、それに見合う法的な根拠もないし、予算もない。それで市の職員はどう動けばいいか困っている。そこをサポートできる、背中を押してやれる体制があればいいと思う。
- 区画整理事業は結構経験値が必要なもので、地権者対応も同じことをやっても経験者がやるとスムーズに行くことがある。やはりそこは専門家支援も含めて必要になる。

自治体施行の場合特に、その担当職員だけに任せてできるかという、中々できないと思う。

- 第2回個別会議で業務委託をテーマにしたが、業務委託のことは自治体の職員が区画整理のことを解っていない方も多かったので何のことかという感じだったが、包括委託の方は関心があると言っていた。
- 自治体のしかるべき人がある程度ノウハウを身につけて説明することは絶対に必要で、全部コンサルタントに任せましたということでは、逆に信頼を損なうことになるので経験値もいる。
- そういうところはあるにしても、事務的な様々なことや進め方のベースは包括委託して、主要な場面では行政の担当者が出て説明することになると思う。経験値が非常に重要だということでは、プロジェクト・マネージャーは色々な経験値を持っている。これをどうにか繋いでいきたいと言ってもプロジェクト・マネージャーの抱持ちでもしてそのノウハウを学んでいかないとなかなか繋がらない。
- やはり行政の能力をどこかで高めないといけないと考えると、徹底的に仕込んでいただく塾のようなものがこの会議でできないか。どういう形になるか分からないが、例えば何回かのシリーズにして、そういった人間は逃さないという形でできないか。
- 今の基地担当者は都市計画のことや事業のことを分かってない人がいて、一から入ってくるので結構厳しいところがある。プロジェクト・マネージャーや事業を分かっている都市計画畑の人、そういう職種の人からたたき込むことができないのか。この間も区画整理のことは分かりませんという感じの人が結構多かった。
- それが理想ではあるが、役所はローテーションする。基地対策をやっている人と跡地利用をやっている人は分かれている。県は以前基地対策課に跡地利用もあって、そのときには繋がっていたが、跡地利用が企画部門に移った。基地対策課は返還するまでで、返還した後は知らない。あとは跡地利用だという。都市計画にいたときも、県は公共施行でやってもらった方が楽なので、最初に公共団体施行でできないかと必ず言う。
- 組合施行よりは自治体にやってもらった方がいい。早めに決めてもらうところだと何年間かけて県に研修に来たり、どこか他で区画整理やっているところに人を派遣したりしていると勉強できる。
- 施行主体がぎりぎりまで決まらないと準備ができない。そうするとたとえ公共団体施行でやるにしても、なかなか地権者との関係も含めてうまくできない。土地区画整理法自体あまり読んだことがないという人がやるような感じがあるので、やはり前もって施行主体を決めて、そのための準備を怠りなくやっていくことが必要となる。
- 基地跡地の場合、普通の区画整理と違って返還されたときにはまっさらで返ってくる。真っ白なキャンパスで返ってくるから、ビジョンとか基本構想がしっかりしたものがあればいいが、それがこれからということになると、いつも後手後手に回っているような

感じがする。

- 先手を打って人材育成をしなければいけない。東京のある駅前の区画整理で、全く区画整理をやったことがない人することになって、だいぶ揉めて色々な議論があった。一応前に進み出したが、なかなか遅々として先に進まない。
- そのときは隣の市の区画整理担当課長を1人迎えたことでそこから一気に進んでいった。やはり地権者への当たりとか、自信を持って話ができる、経験があるとこんなことも言えるとか、一つ一つに信頼を得られる、得られないという差が出てくるので、緊急避難としてそういう経験者をそこに送り込むということをして市町村間でやってもらえるようになると違うかもしれない。
- 区画整理法を一々読むことが結構面倒くさいこともあるが、それでは地権者にも信頼を得られないし、かといって強引にやるほど自信もなく、中途半端にずるずるいくと上手くいかないことがあるので、きっとこれからは若い人を育てたり、緊急避難のやりとりをするのではないかな。
- プロジェクト・マネージャー制度はそれを期待していて、そのノウハウをちゃんと繋いで欲しいということと、新しいポジションを作って事業が分かる人を民間からでも入れてもらうこともありかと思う。
- まず人材をストックして、次に育てる人をリストアップして、それを上手く使い回す、あるいは育成した人をちゃんとそのポストに充てていくという人材育成システムが必要だと思うが、こればかりは中々できない。
- 東日本大震災のときに、被災した自治体に対して色々な自治体が支援として出向職員を派遣した。あそこまで派手ではなくても、出向してもらって事業を進められる人を用意してもらおうということはある。
- 東日本大震災ではURから400人ぐらい職員を派遣してくれたので、かなり力になった。そのほかの各自治体からも随分職員が派遣されていて、ある自治体の職員はこの地区を責任持って区画整理します、大阪市の職員は大阪方針でやりますということでやっていた。
- 当時は東日本の自治体はほとんど経験がなかった、経験者がいても土木職が数名とかで、そういうところであれだけのことをやらなければいけなかったのも、本当に緊急避難として人を送り込んだという状態。
- 基地跡地については、多少わかっているからこそ育成できるものもあるので、育成していくと同時に、どうしても緊急避難ということになれば、横のネットワークを柔軟に使うということで、これは国とか県が少しリードしてやっていただけたらいいと思う。

ウ まとめ

- 返還と同時に地主会の帰属率が下がり、組織が維持できなくなる可能性があるが、組織を維持させないと事業主体は何千人もの地権者と協議しなくてはいけなくなるため、組織を維持するための事務費を支給するなど、何か特別なことをしないといけない。
- 維持するといっても同じような組織ではなく、選挙で代表を選ぶようなガバナンスが効いたしっかりした法人組織にして、ある程度ルールも必要となる。
- 選挙の方法や地主会転換のパターンとして那覇新都心地区の地主組織の定款や規約などをモデルとして共有すること考える。
- 任意団体である地権者組織に直接事務費を支給するのは難しいかもしれないが、事業費と考えれば事業主体が負担できる仕組みを考える。
- 海外ではプロジェクト・マネジメント会社をつくり、地権者は土地を現物出資する。そこに公的機関が補助を出したり、人材を派遣するケースが結構ある。

第4章

跡地関係市町村連絡会議

第4章 跡地関係市町村連絡会議

4-1 跡地関係市町村連絡会議の概要

1 目的

連絡会議は、関係市町村において跡地利用の実務に携わっている担当者を対象として、本業務内容の実績報告や本年度実施計画等について情報提供及び意見交換を実施することで跡地利用担当者間の連携強化を図ることを目的に開催した。

2 開催状況

本年度の連絡会議は、年度当初において本業務内容の実績報告や本年度実施計画等について情報提供及び意見交換を実施すること並びに関係市町村の跡地利用担当者間の連携強化を図ることを目的として、市町村支援事業の取組や制度等について情報提供を行い、関係市町村の取組状況について意見交換を実施した。

また、今後の市町村支援事業をより有意義に進めていくためにアンケート調査も実施した。

4-2 跡地関係市町村連絡会議

1 実施概要

(1) 開催日及び開催場所

開催日：平成 30 年 5 月 25 日（金）

場 所：沖縄コンベンションセンター（B 1 会議室）



(2) 出席者

①関係市町村（14市町村）

国頭村（企画商工観光課）、伊江村（政策調整室）、本部町（企画政策課）、恩納村（企画課）、金武町（企画課）、うるま市（防災基地渉外課）、読谷村（企画政策課・文化振興課）、嘉手納町（企画財政課）、北谷町（企画財政課・社会教育課）、沖縄市（都市整備室）、北中城村（企画振興課・建設課）、宜野湾市（まち未来課・西普天間跡地推進室・文化課）、浦添市（企画課・文化課）、那覇市（那覇軍港総合対策室）

②オブザーバー

沖縄県（企画部企画調整課）

(3) 開催趣旨

年度当初において本業務内容の実績報告や本年度実施計画等について情報提供及び意見交換を実施すること及び関係市町村の跡地利用担当者間の連携強化を図ることを目的として、以下の内容で実施した。

（報告）

平成 29 年度市町村支援事業の取組について

（情報提供）

①平成 30 年度市町村支援事業の取組及び制度等について

②駐留軍用地跡地利用支援システムについて

（意見交換）

関係市町村の取組状況について

2 内容

(1) 平成29年度市町村支援事業の取組について（報告）

<市町村個別訪問>

○関係市町村の返還跡地などへの取組状況、検討課題の把握及び支援事業の要望確認のために関係市町村においてヒアリングを行うとともに、意見交換を目的に市町村個別訪問を2回行った。平成29年5月から6月にかけて第1回、第2回を11月から12月にかけて実施した。

<駐留軍用地跡地利用推進懇談会>

○市町村個別訪問の結果などを受けて、各市町村の抱える課題等について、跡地利用に詳しい学識経験者や有識者で意見交換を行い、今後の跡地利用に資することを目的に「推進懇談会」を2回開催した。第1回は9月20日に沖縄総合事務局において、第2回は平成30年2月21日に金武町ネイチャーみらい館において、それぞれ開催した。

<跡地関係市町村連絡会議>

○跡地利用担当者間の連携強化と市町村支援事業の活用を図ることを目的に、跡地関係市町村連絡会議を5月24日に開催した。

<跡地関係市町村個別会議>

○跡地利用の取組や課題などが類似する関係市町村の担当者を対象に、講師による講演と参加市町村の意見交換を行い、情報の共有を目的に跡地関係市町村個別会議を2回開催した。

○第1回は、8月30日に読谷村地域振興センターにおいて開催し、当局経済産業部企画振興課の宮平課長補佐より「地域未来投資促進法」の概要・基本スキーム、主な支援措置等について情報提供を行った。また、跡地利用の参考とすることを目的に事例紹介として、読谷村田島副村長より「読谷村における特徴的な軍用地跡地利用」をテーマとして、読谷村の特徴的な返還跡地利用の事例紹介を行った。また、恩納通信所返還跡地契約地主会の仲松氏より「恩納通信所返還跡地利用について」をテーマとして、恩納通信所返還跡地の経緯、跡地利用の取組及び課題等について地権者と行政の関わりなどを紹介してもらったとともに、Planning & Produce Studio SAIの阪井代表を進行役に「都市計画区域外等における跡地利用手法の可能性について」をテーマに意見交換を行った。

○第2回は、平成30年1月26日に沖縄コンベンションセンターにおいて開催し、当局総務部跡地利用対策課の山口専門職より「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適正な利用の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令案」について情報提供を行った。また、事例紹介として、那覇新都心株式会社の新田顧問より「那覇新都心地区における文化財の扱いについて」をテーマに、那覇新都心地区における文化財の調査概要、現地保存した文化財の保存方法、経緯等について事例紹介を行った。また、京都考古資料館の元館長辻氏より「開発における文化財を活用した事例等について」をテーマに、京都府や奈良県における文化財を活用した取組や西普天間住宅地区の文化財調査の

状況について紹介してもらうとともに、第1回と同様に、阪井氏を進行役として「跡地利用手法における文化財活用の可能性について」をテーマに意見交換を行った。

＜跡地利用推進セミナー＞

- 関係市町村の跡地利用計画の策定に関わる職員及び関係者を対象に、専門家等による県内の跡地利用計画の実例紹介や土地区画整理事業の仕組みなどについて、跡地利用計画に資する基礎的知識の共有を目的に跡地利用推進セミナーを7月26日に那覇第2地方合同庁舎1号館において開催した。
- 「駐留軍用地跡地利用における合意形成の対象と意見集約方法」をテーマに開催し、那覇新都心株式会社の新田顧問より、「駐留軍用地跡地利用における合意形成の対象と意見集約方法～那覇新都心を例に～」をテーマに、那覇新都心地区の概要・新都心地区における合意形成のプロセス及び地権者組織の概要について事例紹介を行った。また、北中城村 高嶺政策参与より、「駐留軍用地跡地利用の背景と展望」をテーマに、小禄金城地区・那覇新都心地区、アワセゴルフ場地区のまちづくりの概要及び恩納通信所の跡地利用の概要について事例紹介を行った。

＜アドバイザー等専門家の派遣＞

- 駐留軍用地跡地利用の支援を図るため、市町村の要請に基づき、アドバイザーなどの専門家を派遣した。

【アドバイザー派遣】

- ・浦添市へ牧港補給地区の特性を踏まえたリゾート及びリゾート開発に関する専門知識の情報提供を目的に沖縄国際大学産業総合研究所の伊敷特別研究員を派遣した。
- ・那覇市には、那覇軍用地等地主会の内部専門部会に対して、国際交流・交易機能の1つであるMICEに関する専門知識の情報提供を目的に一般社団法人日本能率協会の金田氏を派遣した。

【コンサルタント派遣】

- ・恩納村へ北部振興事業にて実施する道路整備を適切に事業展開するための調査、路線の検討など、今後の調整協議の方向性の概略のとりまとめや本事業の協議に必要な道路計画平面図、断面図等の設計図の作成、概算工事費の算定、関係機関との協議資料及び工程表の作成を行うため、株式会社国建を3回派遣した。
- ・金武町には、ギンバル海岸の管理について、沖縄県の関係機関、管理施設管理者等との協議資料、報告書作成等を行うため、有限会社め～ばる設計工房を派遣した。
- ・読谷村には、国道東地区に所在する大湾アガリヌウガン遺跡調査検討専門会議の運営補助を行うため、有限会社MUI景画を派遣した。
- ・北中城村には、サウスプラザ地区における都市機能導入の方針（案）、交通結節機能整備計画（案）、基本計画図等の作成のため、玉野総合コンサルタント株式会社を派遣した。

- ・宜野湾市には、西普天間住宅地区の現状を映像として残し、跡地開発の資料とすることを目的に、株式会社シネマ沖縄を派遣した。

【プロジェクト・マネージャーの派遣】

- ・恩納村へ恩納通信所跡地に関して、恩納村役場内の調整、リゾート計画推進に向けた関係機関や地主会などの対外的な各種調整、助言を目的に高嶺氏を派遣した。
- ・宜野湾市には、西普天間住宅地区における文化財発掘担当職員への助言・指導や文化財保存整備に関して関係機関との各種調整、助言を目的に辻氏を派遣した。

(2) 平成30年度市町村支援事業の取組及び制度等について（情報提供）

<関係市町村の検討課題の把握等>

- 本年度も関係市町村の検討課題の把握、返還跡地などへの取り組み状況、支援事業への要望確認のために、関係市町村においてヒアリングを行う市町村個別訪問を5月から6月にかけてと、11月ごろの2回実施する予定で、現在、日程などの調整を行っているのでご協力をお願いしたい。

<駐留軍用地跡地利用推進懇談会>

- 跡地利用に詳しい学識経験者や有識者で構成し、市町村個別訪問の成果などを受けて、各市町村の抱える課題等について助言、指導、新たな支援方法の検討などを行うことを目的に「推進懇談会」を9月と1月に開催を予定している。

<跡地関係市町村連絡会議>

- 「連絡会議」は本日開催しているもので、跡地利用担当者間の連携強化と情報共有などを目的に開催している。

<跡地関係市町村個別会議>

- 跡地利用の取り組みや課題などが類似する関係市町村担当者を対象に、講師による講演と参加市町村の意見交換を行い、情報共有を目的に「個別会議」を7月と11月の2回開催する予定で、現時点では、昨年度と同様に嘉手納飛行場より北の区域と南の区域に分けて開催したいと考えている。
- 1回目は嘉手納基地より北の区域を対象に「駐留軍用地跡地利用における緑地・公園の保全・整備・活用の方向性について」をテーマに、駐留軍用地跡地に残された貴重な自然緑地を、跡地利用の土地利用計画の中でどのように保全・整備・活用していくのかはこれまでも検討がなされてきたが、特に嘉手納飛行場より北の区域においては多くの貴重な自然、緑地が残されていることから、これまでの駐留軍用地における公園・緑地の保全整備について関係市町村で情報を共有し、今後の駐留軍用地跡地における問題解

決、保全・整備・活用の方向性について意見交換や講演を開催したいと考えている。

- 2回目は嘉手納基地より南の区域を対象に「駐留軍用地跡地利用における土地利用実現のための課題と出口戦略」をテーマに、これまでの駐留軍用地跡地における具体的な土地利用計画において、いかなる課題が存在し、解決して、現在のまちづくりを実現していったのかを整理していく必要があると考えている。また、公共団体において民間と連携をする場合には、公共団体であるが故に公平性が求められ、事業認可前に連携する民間企業が、実際の認可後には必ずしも土地利用計画の実現に参加するといった保証がないということが市町村の課題となっていることから、民間企業が認可後も事業に参加できる方策などについて意見交換や講演を開催したいと考えている。

<跡地利用推進セミナー>

- 昨年度からの新たな取り組みで、今年度も8月に開催を予定している。跡地利用計画の策定にかかわる職員だけではなく、土地所有者や地主会などの関係者も対象に専門家などによる跡地利用の事例紹介や土地区画整理事業の仕組みなどについて、跡地利用に関する基礎的な知識の共有を目的に開催する予定である。

<アドバイザー等専門家の派遣等>

- 関係市町村からの要請に対して適宜、派遣、対応していくもので、後ほど行う意見交換の中で各市町村の取組状況などについて意見交換を実施したいと考えている。

<跡地カルテなどの更新等>

- 例年どおり「跡地カルテ」、「リーフレット」を更新する予定で、あわせてホームページのコンテンツの作成、更新も行う予定である。

(3) 駐留軍用地跡地利用支援システムについて（情報提供）

- 駐留軍用地跡地利用支援システムの操作説明を行った。
- 本支援システムは、SACO最終報告や統合計画等で返還が合意された米軍施設・区域の跡地利用に関する地図情報、文書情報等を搭載し、跡地関係市町村等の跡地利用推進業務を支援することを目的に行っている。
- その構成は「一般向け公開サイト」と「市町村担当者向けサイト」の2つに分けられており、これは、対象者に応じてHPを2つ持っている状態となっている。
- 「一般向け公開サイト」は、沖縄総合事務局ホームページ画面から、広く一般向けに情報発信を行っているもので、駐留軍用地跡地利用の推進事業への理解を深めてもらうための広報用です。そのため、掲載されている内容も、跡地カルテ、CGを使ったまちなみの動画などといった情報提供をメインとしている。
- 「市町村担当者向けサイト」は、本日お集まりいただいている皆様を対象としたもの、

跡地関連の担当者に特化したサイトで、各個人にログインIDとパスワードを権限付与することで、掲載情報を閲覧することや、データをダウンロードすることを可能としている。

- 平成 29 年度の一括交付金等で、各市町村で実施しました跡地関係の報告書があれば、当システムにも随時追加していくこととしておりますので、データの提供をお願いしたい。
- データを蓄積し、その情報を関係者間で共有することで、これからの跡地利用の推進や、様々な課題の解決にも繋がるものと思っているので、ご協力をお願いしたい。

<質疑応答>

Q：情報の活用というページにイラストで町並み再現CGの例とあるが、円滑に合意形成を進めていく上ではとても視覚的にわかりやすいかなと思います。このページは一般向けサイトからも閲覧できるのか。

A：これは市町村関係者だけではなく、当局の一般向けホームページからも入れます。「跡地利用の推進」というページから「昔・普天間まちなみ」というタブを開いて、本サイトが一般の国民の皆さん誰もがみれる状態になっています。

Q：本ページは普天間飛行場以外の地区はないのか。

A：普天間飛行場以外の各基地毎の再現CGは作成していない。

Q：今後、作成する予定について。

A：予算的な面もあり、現時点では予定は立てていません。

Q：仮に各市町村で同様のCGを作成する場合は、やはり予算的なものは別ということですか。

A：予算面で厳しい状況のため、各市町村が一括交付金などを活用して作成した場合には、是非、ご提供をお願いしたい。

(4) 関係市町村の取組状況について（意見交換）

<専門家の派遣について>

○事務局：昨年度実施したアドバイザー派遣について、実施した市町村から具体的にどういったことをアドバイスしてもらい、どんな成果があったか報告していただき、他の市町村の参考にってもらうこととあわせて、今年度はこんなことを考えているけどどうかというところまで意見交換を行いたい。

○恩納村：恩納村は昨年度コンサルタント及びプロジェクト・マネージャーを派遣しても

らった。コンサルタント派遣は3回、恩納通信所で計画されている道路「勢高2号線」の事業導入・採択のための概略設計等を実施し、支援のおかげで採択され、本年度から事業を実施している。総事業費約12億の事業で本年度は用地交渉を始めていきたい。

プロジェクト・マネージャー派遣は3年目となり、恩納通信所内の公共事業をはじめ民間事業者との関わり方など、全般的に支援してもらっている。道路事業以外にも平成28年度から一括交付金を活用し、排水路整備事業も行っており、職員だけでは補えない部分もプロジェクト・マネージャーの指導により用地買収も順調に進んでいる。

本年度は道路事業などの公共事業以外に村独自で周辺地域も含めた跡地利用構想を計画しており、当該地域にある12自治会及び外資系リゾート開発業者を中心に事業計画を進めているが、村が公共事業を導入する中、開発に当たって関係者を含め、有識者の指導を受けながら、具体的な計画を共有していくことを計画している。

現在、沖縄科学技術大学院大学(OIST)の第3研究棟が第4、第5と拡張が予定されている中、関係者の宿舍等が必要と聞いているため、恩納通信所跡地に大学関係者の宿舍等を導入できないか、その構想の中で検討しており、大学関係者も含めて事業を進めていければと考えている。

○**事務局**：恩納通信所跡地でこういった開発を進めるのか、色々な考え方があったと思われるが、OISTの宿舍等の導入はもう進められていると考えてよいか。

○**恩納村**：まだ導入の予定であり、OISTとは恩納通信所跡地への導入で進めていこうと確認はとっている。具体的には第4、第5と研究棟が増えることにより約600戸の宿舍等が必要と聞いており、現在、OIST内で村有地60haを賃貸で貸しているが、それだけでは手狭でオフキャンパスでの整備が是非とも必要ということで、恩納通信所跡地に導入できればとOIST関係者と事業計画を進めている。

民間事業者については、外資系リゾート開発会社がホテル(フォーシーズンズ)の計画を進めているが、県内の建設費高止まり等もあり、予定より2年程度遅れている。現在は設計業者の選定など、色々と取組はしているようだが、村も公共事業を導入していくので、早めに造成・建築工事を始めてもらえるよう調整している。

○**宜野湾市(教育委員会)**：宜野湾市文化課では、平成29年6月から平成30年3月までプロジェクト・マネージャーの派遣を受けた。調査期間が決まっている中、大規模な面積の発掘調査をいかに限られた時間の中で効率的に調査するかをアドバイスしてもらった。

主な活動としては、大規模な発掘調査でも調査期間が決まっており、その大規模な調査面積をいかに限られた時間の中で効率的に調査するかをプロジェクト・マネージャーに色々なアドバイスをいただいた。

発掘調査を進めていくと、様々な時代の遺跡、種類の文化財が出てくるので、そういう遺跡単位、あるいは調査区によってどう進めて行くのか指導・助言してもらった。

文化課には5名の専門職員が在籍しており、それぞれ経験値に違いがあり、経験豊富な職員も若い職員もいる。そういった中でプロジェクト・マネージャーに統一的な調査をしていくための指導をもらった。

調査を進めていく中で重要な文化財の確認もされてきたので、文化財を跡地利用計画にどのように盛り込んでいけるのか、保存活用の面からも効果的な利活用をするに当たって情報提供等をしてもらい、必要に応じて跡地利用の調整の場にも同席してもらった。文化財調査を行った中で見えてくる課題点も抽出してもらい、今後の検討課題として対応策を一緒に考えてもらった。

西普天間住宅地区での調査・指導がメインではあったが、それ以外にも返還された普天間飛行場東側沿いの市道宜野湾 11 号線もあったので、その調査に関するアドバイスもしてもらった。

○**事務局**：プロジェクト・マネージャーのアドバイスがかなり活かされたということだが、約 51ha の西普天間住宅地区で文化財調査を行うに当たっては、専門的な部分もあるかと思うが、どれぐらいの体制でやらないといけないかといったことを経験されたと思うが、今後広大な普天間飛行場が返還された場合、どういうふうに調査をしなければいけないのか、西普天間住宅地区の経験上何かあるか。

○**宜野湾市（教育委員会）**：普天間飛行場は返還時期が明確に決まっていないが、西普天間住宅地区よりもさらに広大な土地になるので、そこに大きな課題はある。

普天間飛行場の一部の試掘調査を文化庁補助で平成 13 年度から実施しているが、まだ基地が機能していることもあり、立ち入れる場所、調査ができる場所に制限がある。現在の進捗状況は、まだ3分の1程度の調査で、基地機能がなくなった後でないと続きができない。試掘調査した中に遺跡がある場所、一部範囲確認調査で遺跡の広がり、時代、どういった種類なのかを調査をしているが、普天間飛行場全体では全然進んでいない状況である。

今後、普天間飛行場返還に当たっての課題としては、西普天間住宅地区でも一部調査が難しいところもあったが、返還されてから調査をすると時間を要してしまうことが実態としてある。返還前にできる限り試掘調査を実施して遺跡がある場所を想定できるか、また範囲確認調査で、その遺跡の価値、評価を早い段階でやっていくことが課題として挙げられる。

限られた職員でやっていくことになると思うので、その際はまた相談させていただきたい。

○**事務局**：恩納通信所跡地はもう文化財調査は終わっているのか。

○**恩納村**：教育委員会がホテル予定地の調査を実施し、ほぼ終わっている。

○**金武町**：昨年度コンサルタントを派遣してもらい、ギンバル海岸沿いの海岸に関する管理事務所の機能の検討や関係機関との調整に必要な資料作成等を実施した。

これまでも何度かアドバイザーを派遣してもらい、ギンバル訓練場跡地利用計画などについていろいろアドバイスを受けている。

ギンバル訓練場の跡地利用に関するスケジュールとしては、平成8年SACO最終報告により条件付き返還が合意され、その15年後ぐらい経った平成23年7月に返還され、これまで跡地利用を進めてきた。

合意から返還まで時間が経ったのは、返還条件としてヘリパッドの移設、消防訓練施設の移設等の条件があり、住民に対して合意を得るのに時間がかかった。

そのような中である程度スケジュールを決めていくことになるが、まずやらないといけないこととして不発弾調査、埋蔵文化財の発掘調査、環境関係の調査等の各調査がある。そういった中で町がスケジュールを組むが、たまたまギンバル訓練場は特段問題となるものが出てこなかったのも、ある程度スケジュール通りにできたと思う。

仮に不発弾や環境に影響のあるもの、遺跡などが出てきた場合には、それなりに時間を要するので、跡地利用に関してのスケジュールはそれが決定ではなく、そこからプラスアルファが何か出てくるという考えのもと跡地利用を進めてもらったらいいかと思う。

ギンバル訓練場は約60haあるが、返還に当たって企業誘致を行い、何社か進出の意向があったが、返還まで時間がかかりすぎ、1つの法人が進出できなかったということがあり、どうしてもタイミングとかが必要になってくるので、スケジュールはある程度余裕を持って跡地利用を進めていけばいいと思う。

○**事務局**：島田懇談会事業で医療施設などをつくられているようだが、それぞれの施設の稼働状況はどのような状況なのか。

○**金武町**：島田懇談会事業で4施設づくり、そのうち3施設は平成25年4月にオープンし、残りの医療施設は約1年遅れで開設した。現在の稼働状況は先にオープンしたりハビリ関係施設、義肢施設、障害児に対する施設の3施設は売り上げがずっと黒字で、稼働率は予定していた数字より上回っている。ただし、医療施設はまだ知名度も上がっていない状況もあり、予定していた稼働率の約40%となっていると思う。

今後は、ホテルや温泉センターも整備されていくので、そういった施設とリンクさせながら稼働率を上げる対策を練っていくという方針は決まっている。

○**宜野湾市**：企業誘致に関して、土地は金武町有地に誘致されたことになるのか。それとも民有地に地主の合意を得て、そこを賃借しているのか。どういう土地利用をされているのか。

○**金武町**：ギンバル訓練場は約60haあり、約130名の地主がいた。町が基本計画を立てるためにこの土地を一体的に率先して7割から8割程度購入した。残り2割は区の土地で、そこは借地している。結果的に全て町が使える土地ということになり、施設が建っている土地も町有地という形で進めている。

○**読谷村（教育委員会）**：読谷村では、昨年度、大湾アガリヌウガン遺跡調査検討専門会議を開催し、コンサルタントを派遣してもらい、資料作成や会議の準備・運営、議事録のとりまとめをお願いした。

大湾アガリヌウガン遺跡は、国道58号を嘉手納から北上すると右手にサンエー大湾シティが開店しており、読谷の新都心と呼んでいる。その大湾シティの後方に残されているグスク時代12～13世紀の遺跡である。返還後に区画整理事業が計画されていたため、事前に文化財の有無を確認するために文化庁予算で試掘調査を進めていたところ、大湾アガリヌウガン遺跡が発見され、平成21年度から27年度まで試掘調査を重ね、範囲確認をして遺跡の時期及びその性格を確認した。

当初は区画整理地区内に含まれていたが、遺跡の重要性から区画整理事業から除外した。大湾集落の字有地で集落の拝所になっていたため、集落の方々に説明して、その地区を除外させてもらった。

将来的には史跡として買い取り、緑地公園・史跡公園として整備・活用できないか、そのとりまとめに入っている。

調査検討委員会は2回開催し、1回目はこれまでの発掘調査の成果の確認、2回目はその遺跡がグスク時代初期の遺構や高地性集落の一部だろうと考えられるため、丘陵状になった現場の地形を歩いて、グスク時代初期の遺構があるか確認し、現在はその性格について議論している。

コンサルタントにはとてもいい資料をつくってもらい、現場の測量、草刈りもしてもらい、その遺構を検討する上でその場所に建物が建っていたというイメージできるような仕組みも提案してもらい、昨年度の会議を終えている。

目標としては平成31年度まで検討委員会を重ね、今年度は、詳細な地形の模型も作りたいし、測量も文化財のための特殊な測量方法があるが、それも行ってより具体的に検討できるような委員会としたいと考えている。

周辺は区画整理事業で住宅も建ってきて、利便性のよい場所になるが、一部がグスク時代以降残されてきた地形、また、長田川に隣接した遺跡になっているため、その水系も活かした公園づくり、生活環境づくりにこの遺跡が史跡公園として一体で活用できる場所になればと思っている。

○**事務局**：当初はその遺跡も区画整理事業区域内に入っていたのか。

○**読谷村（教育委員会）**：当初は遺跡全面が入っていた。基本的には地元の方々の協力がないと地区から外せないため、その後の調査で出てきた情報を地元丁寧に説明し、理解してもらい地区から外してもらった。

○**事務局**：北谷町のキャンプ桑江（北側）の伊礼原遺跡は区画整理事業地区内で、除外していないのか。

○**北谷町（教育委員会）**：北谷町では、区画整理事業地区内に同じく文化財調査で発見された伊礼原遺跡が位置していた。当初は事業地区内から外すという話も出ていたが、最

最終的に遺跡があるところに土地を売りたい方を募集して、その方々の土地を伊礼原遺跡のところに換地して、その土地を国指定後に文化庁補助で購入した経緯がある。

○**事務局**：区画整理事業を進める上で文化財をどう活かしていくか、読谷村のように最初から除外するか、それぞれ状況があるので一概にはなかなか言えないと思うが、文化財が区画整理事業地区内にあると事業がやりづらいという感じなのか。

○**北谷町（教育委員会）**：他の事例を詳しくは知らないが、おそらく那覇新都心地区も返還跡地で国史跡になった遺跡があり、その土地利用度が高い場所なのかどうかであると思っている。幸い伊礼原遺跡は事業地内で土地を売却したい方がいたので、約1万7,000㎡の土地を1カ所に集めることができたので、事業地区内とはいえ、そのまま現地で遺跡を保存することができたと思っている。

○**うるま市**：うるま市では大きな成果も話題性もないが、うるま市の取組や現状について報告すると、旧石川地区に嘉手納弾薬庫地区というアワセゴルフ場が移転した TAIYO GOLF CLUB や陸上自衛隊の射爆場等があるところがあり、その中に旧楚南部落という地区が昭和48年に返還されている。そこでは旧部落の方たちがそこに戻りたいという要請があり、それを受けて総合事務局からアドバイザーの派遣等の支援をいただき、石川市時代からいろいろ検討・計画をしてきた。

当該地域は既返還地区と未返還地区が混在しているところで地権者の温度差がある。さらには地形が丘陵地帯で使い勝手が悪く、米軍機の騒音が激しい地区ということ、国道からのアクセスも悪いということで、平成20年に当該事案は一旦凍結している。

平成29年度に、旧部落会から再度要請があり、旧部落会の方たちに跡地利用特措法の内容などを丹念に説明し、跡地利用としては少し厳しい状況ではあるが、再度国からの支援メニュー、庁内関係部署等との検討を図りながら、何かいい着地点がないか検討していきたい。

○**事務局**：新聞等の情報では会計検査院からいろいろ指摘があったことで、返還の動きが出てくることも考えられるが、今のところ地主の方々から何か打診や働きかけはあるのか。

○**うるま市**：平成8年のSACO合意で平成30年度頃に返還が予定されている。旧部落会の方々からはそこへ戻りたいという要請があるが、現状はまだ軍用地で地主会からは継続使用の要望があるということで、市と防衛省に要請しており、沖縄防衛局からは今のところ具体的な話しはない。

○**事務局**：楚南地区は復帰前に返還されているが、何も利用されていないのか。地権者は何か利用しようとしたのか、返還されたままの状態に残されているのか。

○**うるま市**：何名かは養豚業や農業をされている。以前アドバイザーの派遣を受け、地域の中心地である広場で夏祭りや集会を開いていたと聞いているが、最近はそういう活動報告も聞いていないため、今のところはないと考えている。

○**事務局**：復帰前でも復帰後でも、返還後に放置されていると業者が勝手に産廃物を埋めたりされる場合がある。いわゆる土地の管理は地権者の責任であるが、市町村で何か計画や跡地利用していくときに、管理していない場合は何か埋められる、そういうことも懸念される。まだ返還されていないところでも今後返還されることになった場合、うるま市も何らかのことを求められることもあると思うので、既に返還された土地の管理も念頭に置いて進めないといけないと思う。

<今年度の跡地利用の取組予定について>

○**北谷町（教育委員会）**：今年度、市町村支援事業を活用しているので、今年度の取組について報告すると、北谷町では、次年度に返還が予定されているキャンプ瑞慶覧（施設技術部地区）に貴重な文化財である「北谷城」があり、今後町としては現地保存し、国の史跡指定を受けて公園整備をしていくという大きな計画がある。

当該地区はまだ返還日が具体的に示されていないため、現地に立ち入っての文化財調査ができない状況だったが、今年2月に教育委員会と防衛局、在日米軍間で協定書が締結され、3月下旬から現地調査が実施できるようになった。

文化財調査に先立って樹木等の伐採をすることを述べたところ、貴重な動植物がいなか確認するよう米軍から言われたので、文化財調査に先立って生物調査を実施することにしている。

昨年度末に約10日間現地調査を行い、その結果を4月に米軍に報告したところ、部分的に文化財調査は認められたが、ある部分については追加で生物調査を実施してほしいということになったので、今年度は動植物に詳しい大学の非常勤講師と一緒に現地調査を実施するという事で市町村支援事業を活用している。

○**事務局**：北谷城を国指定遺跡として残すには、現在の返還ラインでは適切ではないと聞いていたが、米軍や防衛局との調整はどのような状況になっているのか。

○**北谷町（教育委員会）**：現段階では返還ラインがここだと示されている状況ではないのが実情で、当初返還ラインについて防衛局と調整していたときは、返還対象地から南側に現在も機能している建物があるので、その建物から50mセットバックさせたところが返還対象ラインと提示された。

ただ、そのラインでは北谷城そのものが返還ラインにのってしまうので、フェンスを設置する際に遺跡自体が影響を受けてしまうので、教育委員会としては北谷城に影響のない場所で返還ラインの設定をお願いし、これまで調整を重ねてきている。最終的にどのラインで返還されるかまだわからないが、防衛局としては今のところ、できる限り影響のない丘陵の南側の麓で返還ラインを設定し、米軍と調整を進めてると聞いている。

○**那覇市**：那覇軍港は平成40年(2028年)に移設条件付きの返還予定となっている。平成28年度に返還までの跡地利用計画の取組として、こういったプロセスで跡地利用策定

し、跡地利用計画をつくっていくかという手順書の原案を作成した。

平成 29 年度はその原案を地主会に説明しながら、意見等を踏まえて手順書を正式に決定しようとしていたが、地主側と那覇軍港の固定資産税の件で折り合いがつかず、地主会との関係がなかなか好ましくないというか、協力いただけないため現在は合意形成活動だけを進めている状況である。

合意形成については、地主の次の代の組織として「次世代の会」を立ち上げ、地主会からも活動は了承してもらっているのですが、跡地利用に関する知識を勉強してもらい、他の駐留軍用地にある同様の組織として浦添市の「チームまきは 21」や普天間飛行場の「若手の会」との意見交換などを実施しているが、跡地利用の基本計画は足踏み状態となっている。

(5) その他

<跡地利用対策課からの情報提供等>

○事務局：「跡地利用対策課からの情報提供等」として3つございます。1つ目が埋蔵文化財調査に係る体制整備への支援制度について。2つ目が想定外の支障除去等への対応について。3つ目が首長等による内閣府への要請についてということです。

まず1番目の埋蔵文化財調査に係る体制整備への支援制度ですが、先ほどから文化財調査のお話が何度か出てきてますが、埋蔵文化財調査に係る体制整備が必要になった場合、内閣府の支援制度（人件費）があります。我々の市町村支援事業とは少し違うんですが、内閣府本府が行っている支援があります。

既に活用している市町村も3つぐらいあるんですが、その他の市町村にも改めての情報提供ということです。平成 27 年度からこの制度が始まっていますので、まだ使っていないというか、使う状況にないところはいいんですが、使いたい場合は確認していただければと思います。

参考資料として2つありまして、「駐留軍用地跡地利用推進事業費補助金交付要綱」と、その補助金の対象となる経費についてです。交付要綱について簡単に説明しますと、第3条に補助事業、経費及び補助率ということで、補助金の交付対象となる事業として(1)から(4)まであります。

(1)(2)については、大規模な跡地、あるいは駐留軍用地における環境影響評価等が対象になっています。(3)は「大規模跡地等における埋蔵文化財の調査」ということで、いわゆるここが文化財調査の支援制度です。(3)の埋蔵文化財調査については大規模な跡地、あるいは駐留軍用地がある市町村だけではなく、それ以外の小規模な跡地、駐留軍用地がある市町村でも使えるということです。補助率は10分の8ということです。

この埋蔵文化財についての具体の経費についての制度ですが、対象業務として、①環境補足協定に基づき、埋蔵文化財の調査が許可された駐留軍用地。②埋蔵文化財の調査が特別に許可された駐留軍用地。③埋蔵文化財の調査が必要な、返還済の駐留軍用地跡地。④統合計画で示された機能の移設先において、埋蔵文化財の調査を行う必要がある駐留軍用地ということで、現在、提供されている駐留軍用地、それから返還された跡地で使えることになっています。

対象となる職員として、人件費ですから、どんな職員に補助が使えるかということで、皆さんご承知なので特にここでは説明はしませんが、地方自治法で派遣された職員、長期派遣職員であるとか任期付職員、再任用職員となっています。

対象経費として、給料とか各種手当という決め方になっていますので、関心のある市町村、そろそろ文化財調査をする必要があるという市町村があれば、跡地利用対策課にご相談をいただければよろしいかと思います。

また、想定外の支障除去等への対応についてということで、本日お配りしている配付資料本体に駐留軍用地跡地利用推進懇談会の説明があります。その中の(2)意見交換の概要というところに、想定外の支障除去等への対応についてということで、推進懇談会の中で有識者によりいろいろ意見交換がなされているということですが、こういう動きを受けまして我々のほうで整理をしています。

先ほどの情報提供等の資料に戻っていただいて、幾つかの跡地で産廃等不法投棄の対応に苦慮しているという事例がありました。フェンス、防犯カメラの設置など効果的な管理が必要だと思われましてということでしたので、お金もかかるんですが、実際にいざ跡地利用の事業を始めようとしたときに見つかった場合、その処理に対してもっとたくさんの費用がかかってしまうことにもなりかねないということですので、何らかの形でそういう管理をしていただいた方がいいのではないかと思います。

参考資料として、返還跡地（予定地を含む）の管理について我々のほうで整理をしたものがありますが、大きく分けて4つのカテゴリーに分けています。まず左のほうが平成24年の跡地新法施行前です。この時点では、支障除去は防衛局が行うことになるのですが、ただし、米軍に起因するものということで、米軍に起因しない不法投棄とか、そういうものは支障除去の対象にはなっていなかったということです。

右側の新法施行後については、西普天間住宅地区の事例でもおわかりのように、支障除去は米軍起因のみならず全てが対象ということで支障除去されている。制度的にそうなっているということです。

上が都市的利用を予定されている駐留軍用地、下が都市的利用以外を予定されているところです。都市的利用される予定のところは、返還からあまり時間をおかずすぐ利用されるので、それほど管理の問題はないかと思うんですが、都市的利用以外のところで、少し時間を置いてゆっくり利跡地利用を進めていこうというところ、それから公園や保全というところは、もしかしたら具体的に動きが出るまでに時間があるところがある

かもしれません。

そういうところだと、もしかしたら管理をきっちりしておかないと、後々大変なことになってこないとも限らないということで、黄色で色づけしてありますが、ここに掲げたところは注意をしていただいたほうがいいのではないかと思います。

これは我々が整理したもので正式なものではないんですが、これから跡地利用を進めていこうとするときに、頭に入れて対応していただくとよいのではないかと思いますので、整理してものです。

それから、もう1つ首長等による内閣府への要請についてですが、皆さんのトップの方、市町村長の方々が跡地に係る要請等を内閣府にされているかと思います。これまでもされてきていますし、今後も予定されていると思いますが、その場合、もしわかれば結構なんですけど、事前に我々跡地利用対策課にもご一報いただいて、例えば要請したときにどうやって対応させていただくかも、前もってある程度整理をさせていただいたほうがいいかと思っていますので、できればご一報いただいて一緒に対応させていただきたいと思っています。

なるべく早めにご連絡いただければありがたいので、明日行きますよとかになると我々もなかなか対応できないというところがあるので、ある程度決まったところで結構ですので、ご一報いただければ大変ありがたいと思っています。

<その他>

○事務局：引き続きお願いが2点ほどあります。1つは、毎年のことですが、平成29年度沖縄振興交付金事業計画（跡地関係）を配付しています。これについては先ほどこの会議の途中で説明のあった駐留軍用地跡地利用支援システムにいろいろな予算を使ってできた成果物を各市町村間の情報共有のために搭載しています。

平成29年度の一括交付金で作成した成果物についてもぜひシステムへ搭載させていただきたいので、それらの成果物を電子媒体、紙媒体、できれば2つ提供していただきたいというお願いです。

情報提供の方法として、これから市町村ヒアリングで訪問しますので、できればその際に情報提供いただきたいと思います。もしそのときに間に合わないようでしたら、後日で結構ですので、ぜひ情報提供していただきたいと思います。

沖縄県もありますが、今のところ県を訪問することは考えていませんので、いつでも結構ですので情報提供していただければと思っていますので、よろしくお願いいたします。

もう1つは、今までお願いしていなかったんですが、今日は資料を用意してませんが、先ほど説明のあった駐留軍用地跡地利用推進事業費補助金につきまして、成果物等について市町村間で情報共有できるようなものがありましたら、情報提供していただき

たい。それと宜野湾市だけになってしまいますが、拠点返還地跡地利用推進交付金の成果物についても、市町村間の情報共有に資するのあれば、できれば情報提供していただきたいと思っています。

この2つのお願いにつきましては、来週からヒアリングで各市町村訪問しますので、そのときにご相談させていただきたいと思っています。

3 《参考》跡地関係市町村連絡会議に対するアンケート結果

跡地関係市町村連絡会議に対する出席者の意見・要望等を把握するため、全出席者に対してアンケートを実施した。

質問項目は次のとおり。

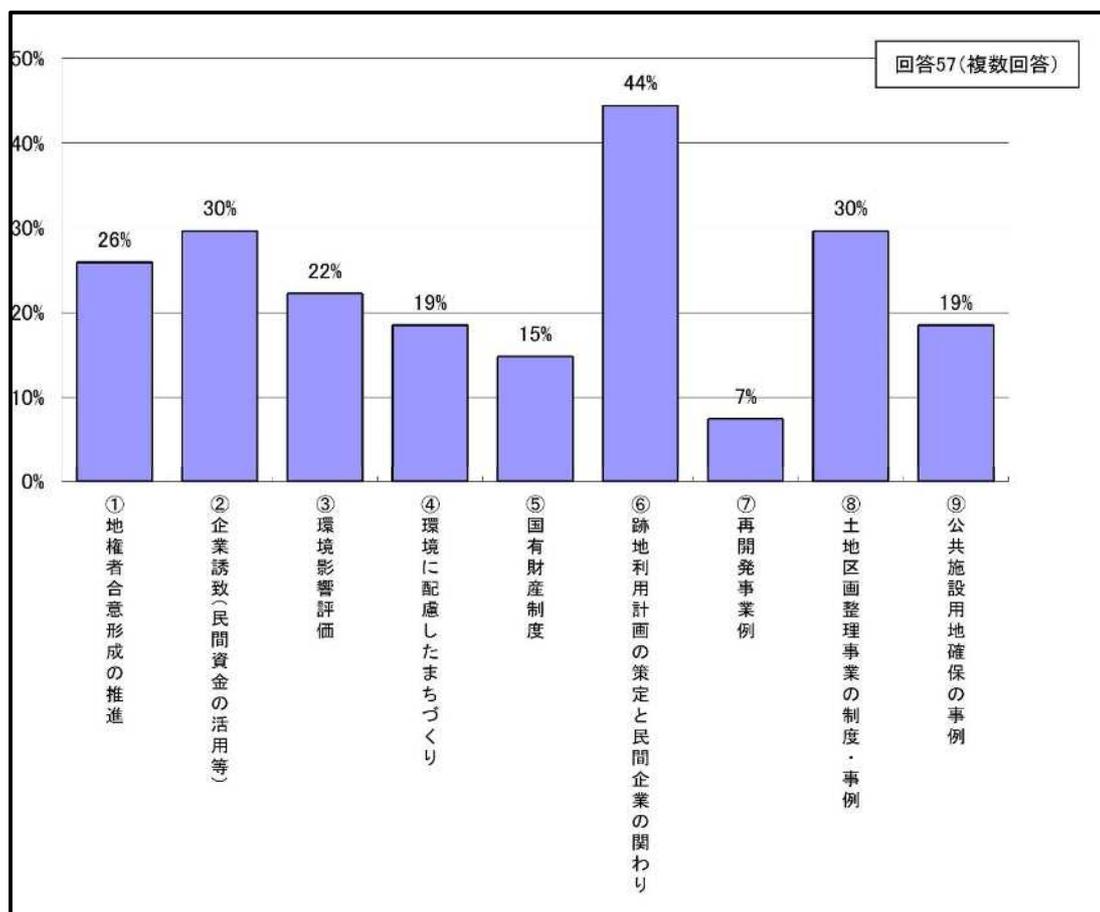
- Q 1. 今後の意見交換及び情報提供として取り扱って欲しいテーマは何でしょうか。
 Q 2. 今後の市町村支援事業で取り組んで欲しいこと又はアドバイザー等専門家派遣に関する意見（疑問点等）をご記入下さい。

（跡地利用支援システムの充実に向けて）

システムQ 1. 本日のシステム操作説明を受けて、重ね合わせを行いたい図面や地図データがおありでしたら、図面、地図データの概要（記載内容、データフォーマット）等について、お分かりの範囲でご記入ください。

システムQ 2. 図面や地図データのほか、跡地利用を進める上で必要と思う資料やデータ、システム機能の拡充へのご要望がありましたら、ご記入ください。

Q 1. 今後の意見交換及び情報提供として取り扱って欲しいテーマは何でしょうか。



●具体的な内容

選択肢	具体的な内容
①地権者合意形成の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地権者へのアプローチ方法 ・ 既返還地域と未返還地域の温度差の解消等 ・ 各市町村の地権者合意形成の行い方
③環境影響評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 北部訓練場返還跡の国立公園編入に係る区域
⑥跡地利用計画の策定と民間企業の関わり	<ul style="list-style-type: none"> ・ PFI、PPP 等 ・ 地域で民間を活用した事例・手法等 ・ 利用計画の変更
⑧土地区画整理事業の制度・事例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模な事例
⑨公共施設用地確保の事例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 用地を確保する上で国、県、補助メニュー等の事例

●自由意見

- ・ 事業導入までに長期で時間が空いた場合の跡地利用事例
- ・ 事業導入が遅れたために、過去に行うことができた整備手法が行えなくなった事例とその解決方法
- ・ 少子化、人口減少社会において、基地跡地が担うべきは区画整理などの「開発」路線のままで良いのか。返還された跡地が自治体にとって「負担」となってしまった場合、返還の意義が問われるのではないか。
- ・ 返還前までに行うべきこと（行政側と地権者側）の具体的な全体スケジュールの立てかた。
- ・ 同じような課題を抱えている、市町村と意見交換できる場が欲しい。

Q2. 今後の市町村支援事業で取り組んで欲しいこと又はアドバイザー等専門家派遣に関する意見（疑問点等）をご記入下さい。

- ・ 人手不足であるため、人的なサポートをして欲しい。
- ・ 今後、返還跡地も控えている中、是非ともアドバイザー派遣の支援をいただきたい。
- ・ 都市計画地域外市町村の意見交換の場を設けて欲しい。
- ・ 跡地における町有地と民有地が入り組んでる場合の活用事例を紹介して欲しい。
- ・ 現在、地主会が休止状態であるので、地主会結成の重要性を地権者の皆様に理解して頂く講演会を開催して頂きたい。
- ・ 今年度、個別会議で予定されている、緑地・公園の保全、整備、活用について興味がある。是非同じテーマで開催して欲しい。

(跡地利用支援システムの充実に向けて)

システムQ1. 本日のシステム操作説明を受けて、重ね合わせを行いたい図面や地図データ
がありでしたら、図面、地図データの概要（記載内容、データフォーマット）等について、お分りの範囲でご記入ください。

- ・所有者区分（国、県、市町村、私有地 等）
- ・返還予定地区
- ・1945年に米軍が撮影した航空写真（白黒）
- ・1948年に米軍が作成した地形図（1/4800 カラー）
- ・1919年に日本陸軍が作成した地形図
- ・都市計画法による用途（跡地利用：都市的利用の助けになると思う。）

システムQ2. 図面や地図データのほか、跡地利用を進める上で必要と思う資料やデータ、
システム機能の拡充へのご要望がありましたら、ご記入ください。

- ・非常に有用なシステムだと感じます。しかし、現場の末端のセキュリティーの関係上、活用が困難な状況となっている。
- ・新規情報のメール通知（毎月の掲載予定など）事前、事後でも情報があれば助かる。
- ・地主会にもユーザーアカウントを配布して欲しい。
- ・跡地利用にあたって、地歴把握は大切なので地歴調査結果等の報告書も掲載、蓄積されるとありがたい。難しいとは思いますが、沖縄防衛局の返還実施計画に基づく調査報告書等掲載して欲しい。